

愛媛の未来づくりプラン

～アクションプログラム編～



目 次

○はじめに	1
-------	---

①計画策定の趣旨

- (1)計画の位置付け(長期ビジョンとの関係)
- (2)計画の構成
- (3)計画の期間

②愛媛の未来づくりプランの構成図

第1章 基本理念(目指すべき愛媛の将来像)	3
-----------------------	---

第2章 政策体系	5
----------	---

第3章 重点的な取組み方針(計画推進の仕組みづくり)	7
----------------------------	---

①重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

- (1)重点戦略方針の策定
- (2)重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案
- (3)重点戦略事業への財源の優先的投入
- (4)重点戦略事業の公表

②成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進

- (1)成果指標の設定
- (2)成果指標による施策点検

③長期計画推進組織の設置

第4章 分野別計画	9
-----------	---

I ^{えがお}活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ～次代を担う活力ある産業を“創る”～

- (1)活力ある産業づくり 11
- (2)産業を担う人づくり 21
- (3)農林水産業の振興 27
- (4)愛媛ブランドの確立 35
- (5)観光立県えひめの推進 41
- (6)交流・連携の推進 47
- (7)交通ネットワークの整備 53

II ^{えがお}やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～

- (1)参画と協働による地域社会づくり 59
- (2)支え合う福祉社会づくり 67
- (3)健康づくりと医療体制の充実 75
- (4)快適で魅力あるまちづくり 83
- (5)安全・安心な暮らしづくり 89
- (6)災害に強い県土づくり 101

Ⅲ輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～

- (1)地域で取り組む子育て・子育て支援……………107
- (2)未来を拓く子どもたちの育成……………113
- (3)生涯学習と文化の振興……………123
- (4)スポーツ立県えひめの推進……………129

Ⅳやさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ～調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”～

- (1)環境と調和した暮らしづくり……………135
- (2)自然と共生する社会の実現……………145
- (3)環境にやさしい産業の育成……………151

第5章 地域別計画……………159

- 東予地域……………161
- 中予地域……………165
- 南予地域……………169

第6章 推進姿勢……………173

1.既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

- (1)地方分権改革の実現に向けた挑戦
- (2)機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦
- (3)財政の健全化に向けたさらなる挑戦

2.最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

- (1)「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
- (2)多様な主体との協働・連携
- (3)広域的な視点による他地域との連携

3.新たな政策と戦略の“創造”

- (1)独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造
- (2)新たな戦略の創造

○えひめ児童・生徒未来画コンクール……………177

○参考資料……………186

- 成果指標一覧表
- 用語の説明
- 策定会議委員名簿
- 策定の経過

はじめに

計画策定の趣旨

1 計画の位置付け（長期ビジョンとの関係）

県民と目標の共有を図りながら、みんなが一丸となって愛媛の未来づくりを進めていくため、平成23年9月に、概ね10年後を見据えた長期ビジョンを策定し、目指すべき愛媛の将来像やその基本的な考え方などを示したところです。

このアクションプログラムは、長期ビジョンで描いた将来像を実現するための道筋を示すものです。

2 計画の構成

基本理念（目指すべき愛媛の将来像）

愛媛の未来づくりにおける基本的な考え方と目指すべき将来像

政策体系

県政全般にわたる政策を基本政策、政策、施策に整理した政策体系

重点的な取組み方針（計画推進の仕組みづくり）

計画を推進するための重点的な取組み方針

分野別計画

政策体系に基づく施策展開の方向や主な取組み

地域別計画

地域ごとの特長を活かす視点で示した地域振興方策

推進姿勢

計画を推進するための基本的な姿勢

3 計画の期間

長期ビジョンで描いた概ね10年後の将来像の実現に向けた当面の4年間（平成23年度から26年度）を計画期間とします。

愛媛の未来づくりプランの構成図

第六次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくりプラン

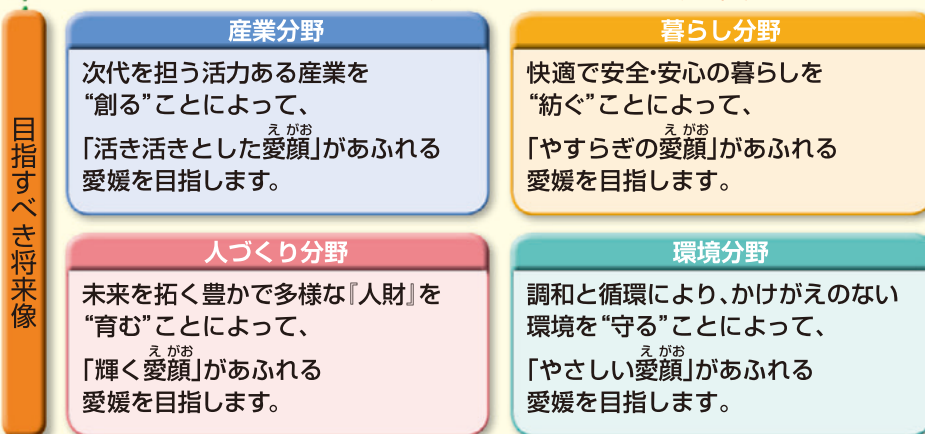
基本理念「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」

長期ビジョン編(計画期間:概ね10年間)

概ね10年後の目指すべき将来像やその基本的な考え方などを示す。

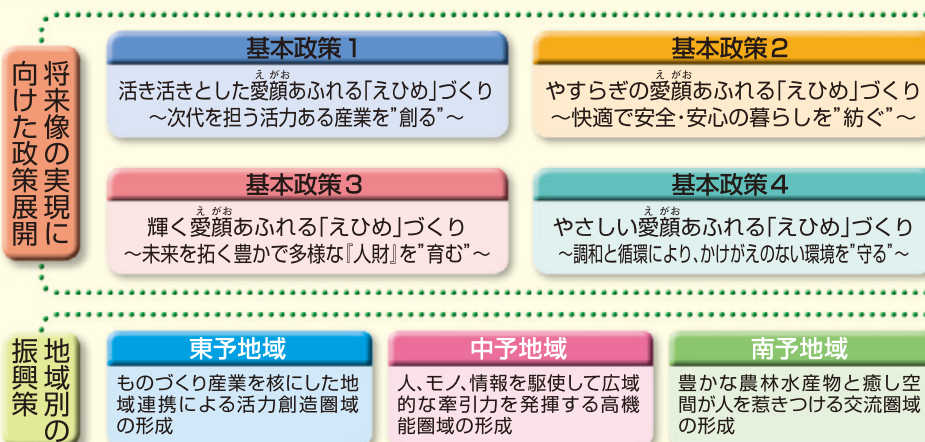


4つの愛顔づくりへの挑戦



アクションプログラム編(計画期間:4年間)

長期ビジョン編で描いた将来像の実現に向けて、当面4年間(平成23年度～26年度)で必要な政策の方向性などを示す。



今後の愛媛づくりを航海に例えると・・・

航海図&羅針盤

[計画を着実に推進するための戦略]

重点戦略方針(年次方針)

第1章 基本理念（目指すべき愛媛の将来像）

え がお 愛のくに 愛顔あふれる

前向きな気持ちと思いやりの心が結集した愛のある笑い顔である「愛顔」を県内一円に大きく広げることを目指します。

そのために、産業、暮らし、人づくり、環境の4つの分野で基本政策を掲げ、次の愛顔づくりを進めます。

「生き活きとした愛顔」・・・があふれる愛媛では、

産学官、農商工の連携強化により地域に根付いた新産業が創出されるほか、優れた技術力を武器にして県外、海外へも積極的に挑戦する産業が育っています。

意欲ある人が誇りを持って仕事に打ち込むことのできる就業環境が整備され、一人ひとりが力強く愛媛の未来を支えています。

高度な技術によって供給される農林水産物や高品質な製品、さらには、地域の魅力が一体となって、愛媛のブランド力がさらに強まり、愛媛のファンが増え続けています。

高速道路や架橋など、交流・連携の基盤となる交通ネットワークの整備が進み、愛媛を訪れる方々を県民の温かな心配りやお接待の心でお迎えしています。

「やすらぎの愛顔」・・・があふれる愛媛では、

自分たちの地域の課題を自ら率先して解決し、より住みやすい地域にしようとする取組みが盛んに行われ、新しい絆が生まれています。

高齢者や障害者を含め、誰もが健康な生活を送り、男女を問わず、積極的に社会参画するとともに、家庭や住み慣れた地域で医療や福祉サービスを楽しむ社会が構築されています。

緑豊かな居住環境、生活インフラや鉄道高架などの都市基盤の整備により快適な都市が形成され、人にやさしく、にぎわいのあるまちづくり、高度な情報通信が利用できる環境づくり、さらに、交通事故や犯罪などが起きにくい安全・安心の地域づくりが進められています。

県民の生命・身体・財産を守るための治水対策や東南海地震等との連動発生も想定した南海地震への備えなど、災害に強い県土づくりと防災力の強化が図られています。

愛媛県



「^{えがお}輝く愛顔」・・・があふれる愛媛では、

子どもたちが周りに必要とされていることを実感し、夢を持ち続けながら元気に成長する思いやりのある地域社会が形成されています。

子どもや若者たちが、能力・適性に応じた確かな学力・豊かな心・健やかな体を身に付け、愛媛の未来を担い、世界にも貢献できる『人財』として育っています。

誰もが学習に励む機会を得られ、自己の成長と暮らしの充実を実感するとともに、愛媛文化との触れ合いを楽しみ、次世代へ引き継ぐことができる心豊かな環境が整備されています。

愛媛国体の開催を契機として、県民一人ひとりが身近なスポーツを通じて、充実感や達成感を分かち合うほか、地域に密着したプロスポーツチームは、地域の活性化に貢献しています。

「^{えがお}やさしい愛顔」・・・があふれる愛媛では、

県民や企業が、身近な生活環境を大切にする暮らしや活動を実践しています。

豊かな自然環境や生物の多様性を保全する活動が活性化しています。

里地・里山・里海の多面的機能が見直され、郷土愛を深める人々が増え続けています。

大量消費型社会から脱却し、限りある資源の有効活用を図るなど、環境と調和し、自然と共生できる新しい生活スタイルの確立に絶えず取り組むとともに、将来にわたる持続的な発展のために、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、環境に配慮した産業が着実に裾野を広げつつあり、環境保全と産業活動を好循環させる努力が積み重ねられています。



第2章 政策体系

基本政策Ⅰ

えがお
生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり
次代を担う活力ある産業を
“創る”

政策1

活力ある産業づくり

- 1 地域に根ざした産業の振興
- 2 企業誘致・留置の推進
- 3 戦略的な海外展開の促進
- 4 新産業の創出と産業構造の強化

政策2

産業を担う人づくり

- 5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化
- 6 快適な労働環境の整備

政策3

農林水産業の振興

- 7 力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

政策4

愛媛ブランドの確立

- 10 愛媛製品のブランド力向上と販路拡大
- 11 愛媛の魅力発信力の強化

政策5

観光立県えひめの推進

- 12 魅力ある観光地づくり
- 13 国際観光の振興

政策6

交流・連携の推進

- 14 広域交流・連携の推進
- 15 国際交流の推進

政策7

交通ネットワークの整備

- 16 広域・高速交通ネットワークの整備
- 17 地域を結ぶ交通体系の整備

基本政策Ⅱ

えがお
やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり
快適で安全・安心の暮らしを
“紡ぐ”

政策1

参画と協働による地域社会づくり

- 18 未来につなぐ協働のきずなづくり
- 19 男女共同参画社会づくり
- 20 人権が尊重される社会づくり

政策2

支え合う福祉社会づくり

- 21 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿
えひめの実現
- 22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり
- 23 地域福祉を支える環境づくり

政策3

健康づくりと医療体制の充実

- 24 生涯を通じた心と体の健康づくり
- 25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
- 26 救急医療体制の充実

政策4

快適で魅力あるまちづくり

- 27 快適な暮らし空間の実現
- 28 ICT環境の整備

政策5

安全・安心な暮らしづくり

- 29 消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 30 水資源の確保と節水型社会づくり
- 31 交通安全対策の推進
- 32 犯罪の起きにくい社会づくり
- 33 原子力発電所の安全・防災対策の強化

政策6

災害に強い県土づくり

- 34 防災・危機管理体制の充実
- 35 災害から県民を守る基盤の整備

基本政策Ⅲ

輝く^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり
未来を拓く豊かで多様な『人財』を
“育む”

政策1

地域で取り組む子育て・子育て支援

- 36 安心して産み育てることができる環境づくり
- 37 子ども・若者の健全育成

政策2

未来を拓く子どもたちの育成

- 38 魅力ある教育環境の整備
- 39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進
- 40 特別支援教育の充実
- 41 教職員の資質・能力の向上

政策3

生涯学習と文化の振興

- 42 学び合い高め合う生涯学習社会づくり
- 43 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

政策4

スポーツ立県えひめの推進

- 44 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
- 45 競技スポーツの振興

基本政策Ⅳ

やさしい^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり
調和と循環により、かけがえのない環境を
“守る”

政策1

環境と調和した暮らしづくり

- 46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
- 47 地球温暖化対策の推進
- 48 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 49 良好な生活環境の保全

政策2

自然と共生する社会の実現

- 50 豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 51 魅力ある里地・里山・里海づくり

政策3

環境にやさしい産業の育成

- 52 再生可能エネルギーの利用促進
- 53 低炭素ビジネスの振興
- 54 恵み豊かな森林（もり）づくり

推進姿勢

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

- 55 地方分権改革の実現に向けた挑戦
- 56 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦
- 57 財政の健全化に向けたさらなる挑戦

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

- 58 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
- 59 多様な主体との協働・連携
- 60 広域的な視点による他地域との連携

3 新たな政策と戦略の“創造”

- 61 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造
- 62 新たな戦略の創造

第3章 重点的な取組み方針(計画推進)

この計画は、「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を実現するための道筋を明らかにするものとして、県政全般にわたる政策を4つの基本政策、20の政策、54の施策に体系立てて整理し、その政策体系に沿って、今後4年間で講じる各種施策を盛り込んだものですが、社会経済情勢の急速な変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、計画目標を実現するためには、こうした様々な変化に的確に対応できる柔軟性と実効性を確保しながら計画を推進することが欠かせません。

このため、計画においては、施策ごとの取組み内容について、期間中に実施するすべての事業を網羅的に記載するのではなく、施策の方向性や主な取組み内容を示すまでにとどめ、計画の硬直化を避けることとし、各種事業の具体化は、毎年度の予算編成に計画を色濃く反映することを通して行うことにします。

1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

1 重点戦略方針の策定

次年度において、特に重点的に取り組む施策分野等を示す重点戦略方針を毎年度策定します。

同方針については、施策ごとに設定した成果指標の達成状況や県民のニーズなどを踏まえて政策の優先度を検証するとともに、庁内に設置している政策推進班の活用などにより、各部局の方針を踏まえながら、全庁的な政策議論を通じて策定します。

2 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案

策定した重点戦略方針に沿って、関係部局において、政策立案機能を最大限発揮して具体的な取組みを検討し、特に必要性が高く、効果が期待される戦略的な取組みを重点戦略事業として企画・立案します。

3 重点戦略事業への財源の優先的投入

重点戦略事業については、毎年度の予算編成において、財政状況を見極めながら、限られた財源を優先的に投入し、重点的に予算化を図ることにより、事業実施を強力に推進します。

4 重点戦略事業の公表

予算編成などを通して実施することとなった重点戦略事業は、県民に分かりやすい形で公表し、毎年度の重点的な取組み分野等についての説明責任を果たします。

の仕組みづくり)

また、選択と集中の徹底が求められる厳しい財政状況の中で、重点化を図りながら計画を推進するため、計画で示した政策体系の中で特に力点を置くべき分野については、県政を取り巻く環境変化を踏まえながら毎年度検討し、年度ごとの重点戦略方針として定めた上で、その方針に基づいて具体的な取組みを進めます。

2 成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進

1 成果指標の設定

目的

計画遂行の結果を客観的に評価して県民にわかりやすく説明することができるよう、施策ごとに掲げた目標について、統計データなどを活用して可能な限り数値化したものを成果指標として設定します。

設定の基本方針

設定する成果指標は、可能な限りアウトカム指標とし、施策目標との適合性、わかりやすさ、客観性、把握の容易性などを考慮するとともに、施策効果を多面的・総合的な視点で評価するため、一つの施策に複数の指標を設定することとします。

目標値の考え方

目標値については、個別分野計画や国の計画との整合性や過去の推移、全国状況との比較、さらには今後の趨勢予想などを複合的に勘案して設定することとします。

なお、成果指標と目標値については、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後、見直しを行うことがあります。

2 成果指標による施策点検

計画の総合的な推進を図るため、重点戦略方針で示した分野はもちろん、それ以外の施策についても、関係部局において、成果指標の達成状況や取組みの進捗状況等を検証するなど、施策点検を実施し、既存事業の見直しや新たな取組みの検討などを積極的に行うこととします。

3 長期計画推進組織の設置

施策の点検結果の検証や重点戦略方針の策定に係る意見交換などを行う場として、外部有識者等で構成する長期計画推進組織を設置し、透明性の高い計画推進に努めます。

第4章 分野別計画



4基本政策		20政策		54施策	
基本理念「愛のくに 愛媛あふれる愛媛県」	I 生き活きとした 愛顔あふれる 「えひめ」づくり 次代を担う 活力ある産業を “創る”	①	活力ある産業づくり	1	地域に根ざした産業の振興
				2	企業誘致・留置の推進
				3	戦略的な海外展開の促進
				4	新産業の創出と産業構造の強化
		②	産業を担う人づくり	5	若年者等の就職支援と産業人材力の強化
				6	快適な労働環境の整
		③	農林水産業の振興	7	力強い農林水産業を支える担い手の確保
	II やすらぎの 愛顔あふれる 「えひめ」づくり 快適で安全・安心の 暮らしを “紡ぐ”			8	攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
				9	選ばれる産地を目指した技術開発の推進
		④	愛媛ブランドの確立	10	愛媛産品のブランド力向上と販路拡大
				11	愛媛の魅力発信力の強化
		⑤	観光立県えひめの推進	12	魅力ある観光地づくり
				13	国際観光の振興
		⑥	交流・連携の推進	14	広域交流・連携の推進
	III 輝く 愛顔あふれる 「えひめ」づくり 未来を拓く豊かで 多様な『人財』を “育む”			15	国際交流の推進
		⑦	交通ネットワークの整備	16	広域・高速交通ネットワークの整備
				17	地域を結ぶ交通体系の整備
		①	参画と協働による 地域社会づくり	18	未来につなぐ協働のきずなづくり
				19	男女共同参画社会づくり
				20	人権が尊重される社会づくり
		②	支え合う福祉社会づくり	21	高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
IV やさしい 愛顔あふれる 「えひめ」づくり 調和と循環により、 かけがえのない環境を “守る”			22	障害者が安心して暮らせる共生社会づくり	
			23	地域福祉を支える環境づくり	
	③	健康づくりと 医療体制の充実	24	生涯を通じた心と体の健康づくり	
			25	安全・安心で質の高い医療提供体制の充実	
			26	救急医療体制の充実	
	④	快適で魅力ある まちづくり	27	快適な暮らし空間の実現	
			28	I C T環境の整備	
		29	消費者の安全確保と生活衛生の向上		
		30	水資源の確保と節水型社会づくり		
		31	交通安全対策の推進		
		32	犯罪の起きにくい社会づくり		
		33	原子力発電所の安全・防災対策の強化		
		34	災害から県民を守る基盤の整備		
		35	安心して産み育てることができる環境づくり		
		36	安心して産み育てることができる環境づくり		
		37	子ども・若者の健全育成		
		38	魅力ある教育環境の整備		
		39	確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進		
		40	特別支援教育の充実		
		41	教職員の資質・能力の向上		
		42	学び合い高め合う生涯学習社会づくり		
		43	個性豊かな愛媛文化の創造と継承		
		44	スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり		
		45	競技スポーツの振興		
		46	環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進		
		47	地球温暖化対策の推進		
		48	環境への負荷が少ない循環型社会の構築		
		49	良好な生活環境の保全		
		50	豊かな自然環境と生物多様性の保全		
		51	魅力ある里地・里山・里海づくり		
		52	再生可能エネルギーの利用促進		
		53	低炭素ビジネスの振興		
		54	恵み豊かな森林（もり）づくり		

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

政策①

活力ある産業づくり

目指す方向

愛媛の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図ります。

また、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、販路の拡大等に挑戦するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、地域に根ざした力強い産業活動を支援します。

そして、活力ある産業の育成を通じ、本県経済の持続的な発展を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
1

地域に根ざした産業の振興

目標 県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

施策
2

企業誘致・留置の推進

目標 元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

施策
3

戦略的な海外展開の促進

目標 県内企業が海外にもっと販路を開拓・拡大できるようにしたい

施策
4

新産業の創出と産業構造の強化

目標 県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい



施策 1

地域に根ざした産業の振興

目 標

県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県内総生産額（農林水産業を除く）	4兆5,926億円 (平成20年度)	4兆8,279億円
従業者1人当たりの付加価値額	12,706千円 (平成22年)	12,950千円 (平成26年)
商店街における空き店舗率	18.4% (平成21年度)	18.0%

現状と課題

長引くデフレや個人消費の低迷、経済のグローバル化による企業間競争の激化により、県内産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような厳しい経済環境の中で高い成長を図るには、様々な情報や経営資源を活用して、それぞれの企業力を伸ばしていく必要がありますが、県内企業は、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多いほか、首都圏や関西圏などのマーケットに遠いことなどから、情報収集・活用力が優れているとはいえない状況にあります。

一方、商店街では、消費の伸び悩みや郊外型大型店との競合等もあって、通行量が減少し、にぎわいが失われつつあり、商業機能はもとより、期待されている地域コミュニティの場としての機能も十分に発揮できていない状況にあります。

取組みの方向

県内企業が力強く活動できるように、企業力の向上を含め、企業の立場に立った総合的な支援体制を整え、融資制度を充実させるほか、災害時にも事業継続ができるよう事業継続計画（BCP）策定のための取組みを支援します。

また、小規模事業者等の経営基盤を強化するとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりに向けた意欲的な商店街活動を支援します。



主な取り組み

①企業力向上の支援

企業や業界団体への定期的な訪問を通じて企業の経営課題の把握に努め、ニーズに基づき施策化を検討するほか、中小企業の事業継続計画策定や新商品の開発、新たな生産方式の導入をはじめとする企業の経営革新を支援するなど、企業力の向上に係る取り組みを実施します。

②中小企業の資金調達の円滑化

急激な経営環境の変化等による新たな資金ニーズを的確に捉え、技術力や事業の将来性等に応じて円滑に融資を受けられる制度の確立に努めます。

③小規模事業者等の経営基盤の強化

商工会議所や商工会が行う相談業務や経営指導のほか、経営指導員の資質向上や後継者の人材育成など中小企業経営者の経営力向上を支援し、もって小規模事業者等の経営基盤の強化を図ります。

また、中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う相談・指導などへの支援を行い、中小企業の体質強化、高度化を促進します。

④中心市街地・商店街の活性化

空き店舗を活用したソーシャルビジネスの展開や地域コミュニティの拠点づくりの促進、商店街内外の人材の育成・活用等により商店街のにぎわいとコミュニティ機能の回復を図るとともに、地域のニーズに応えながら自主的かつ意欲的に取り組む商店街の活性化を支援します。



中心市街地・商店街にぎわい再生支援事業（松山モードフェス）

施策 2

企業誘致・留置の推進

目 標

元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
企業（工場）立地件数（人口10万人当たり）	0.54件 (平成22年度)	0.61件
企業立地に伴い雇用が確保された人数	3,985人 (平成22年度)	4,385人
企業立地に伴う投資額	54,526百万円 (平成22年度)	60,526百万円

現状と課題

本県は、大都市圏等への移動距離が長いことや輸送コストがかさむという地理的なハンデもあって、県外企業が新たな事業所や工場の建設を検討する際には、候補地として選択肢に入りにくい状況にあります。

また、本県にはものづくりを中心とした優れた技術力を有する企業の集積がありながら、県外の企業にはあまり知られていません。

そうした中であっても、依然として厳しい雇用失業情勢への有効な対策として、新たな企業誘致の推進や設備投資の促進、さらには円高をはじめとする経済環境の変化から強く懸念される県内企業の流出防止にも取り組み、県内雇用の創出と地域経済の活性化を図る必要があります。

取組みの方向

愛媛の風土や地域特性を活かして定着し、県内企業とともに発展していくことが見込める元気な企業を積極的に誘致するために、愛媛の魅力のPRや立地環境の整備に努めます。

併せて、企業の流出を防ぎながら、雇用の場を確保し、地域経済の活性化を図ります。

主な取り組み

①強みを活かした積極的誘致

県内企業の優れた技術情報のデータベースも活用しながら、本県の魅力や可能性を効果的にPRします。

また、県外事務所の情報収集力と営業力を強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、県内企業との相乗効果が見込まれる企業や、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施します。

②立地環境の整備・充実

適切な用地の確保や工場跡地など居抜き物件の情報提供、工業用水の安定供給をはじめ、きめ細かい支援措置の拡充に取り組むなど、誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、立地環境の整備・充実を図ります。

③県内企業の留置対策

企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援相談や県政に対する要望等にワンストップ相談窓口で対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努めます。



県内への企業立地を推進するための大都市圏におけるトップセールス



県営工業団地の東予インダストリアルパーク

施策 3

戦略的な海外展開の促進

目 標

県内企業が海外にもっと販路を開拓・拡大できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施又は検討している企業数	430社 (平成22年度)	450社
県内港湾における貿易コンテナ取扱量	118,190TEU (平成22年度)	121,700TEU
海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数	66箇所 (平成22年度)	70箇所

※TEU=20フィートコンテナ換算の貨物量単位

現状と課題

人口減少により、国内市場規模の縮小が避け難い情勢にある中、県内産業が持続的な発展を図っていくためには、国際競争力を高め、海外への販路を戦略的に開拓することが有効であり、特に、高い成長が見込まれる近隣アジア諸国のダイナミズムをどう取り込んでいくかが、今後の重要な鍵になります。

しかし、多くの県内企業にとって、海外への挑戦は、取引先情報が不足していることやノウハウの蓄積が困難であることに加え、商習慣の違いや為替変動など、様々なリスクがあり、容易に踏み切れるものではありません。

また、東日本大震災での原子力発電所の事故以降、日本産品に対する海外の風評被害への対応など、信頼回復に向けた取組みを進める必要があります。

取組みの方向

四国4県やジェトロ、海外県人会との連携強化や、民間ノウハウの活用などにより、県内企業の海外との取引拡大を図るなど、海外市場への挑戦を促進します。

また、物流機能の強化や必要となる諸手続きに関する支援、現地情報の把握・提供など、ハード、ソフト両面にわたる取引環境の整備に努めます。

主な取組み

①海外ビジネス拡大のためのトータルサポート

県内企業が海外市場へ挑戦しやすくなるよう、四国4県が連携し、成長著しい中国等の近隣アジア諸国での販路拡大を支援するとともに、上海における拠点整備についても検討を進めます。

また、ジェトロや貿易関係団体と連携しながら、海外進出・取引に関する相談や情報提供、専門家派遣、展示会等への出展支援に至るまで、総合的に支援します。

さらに、現地ニーズの的確な把握に努めながら、新たな県産品販売ルート of 構築に取り組みます。

②輸出を担う地域商社の育成・支援

近隣アジア諸国を中心とした輸出を積極的に促進するため、食品等の販路開拓の中核を担う地域商社を育成・支援するとともに、官民一体となった輸出推進組織を中心として、かんきつや鮮魚をはじめとする本県特産品を安定的に輸出できる体制整備を進めます。

③海外取引のための環境整備

貨物の増大や船舶の大型化に対応した港湾施設の整備や維持管理に努め、物流の機能強化と効率化を図るとともに、検疫や産地証明をはじめとする必要な手続きが適切かつ円滑に進むよう支援するなど、取引環境の整備を図ります。



(重)松山港（外港地区・新ふ頭） 国際物流ターミナルの整備



施策 4

新産業の創出と産業構造の強化

目 標

県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	106件 (平成22年度)	126件
産学官連携や農商工連携により事業化された件数	21件 (平成22年度)	89件
試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	138件 (平成22年度)	180件
県内特許権登録件数	968件 (平成22年)	全国平均値以上 (平成26年)

現状と課題

近年、県内では、長引く不況による企業業績の悪化、事業所等の再編・統合・撤退など、様々な問題が生じています。

また、本県には、全国一の生産量を誇るタオル産業のほか、造船業、製紙業をはじめ、機械・鉄工業、食品加工業など、地域特性に応じた多様なものづくり企業が集積しており、それぞれが高い技術力を持っていますが、地域間、企業間の垣根を越えた連携が希薄な状況にあります。

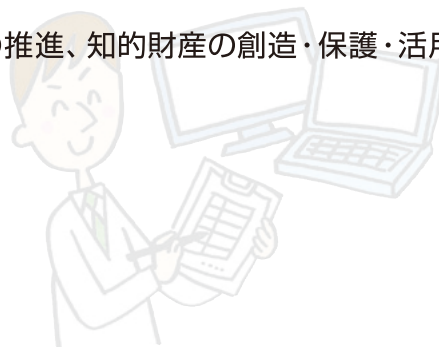
このような中、県内経済の活力回復と持続的な発展を図っていくためには、企業の生産性と競争力をさらに高めることが求められており、新しい技術や付加価値の高い新商品・サービスを開発するなど、新たな社会ニーズに合った産業や新規ビジネスを創出することが必要となっています。

取組みの方向

大学と企業とのマッチングを支援するなど産学官連携を進め、企業の研究開発能力の向上を促進します。

また、本県の地域特性と資源を活用した農商工連携や企業間連携、異業種間でのお互いの強みを活かした新たな連携を構築し、食品や低炭素、健康、観光といった県内経済を牽引する成長産業を創出します。

さらに、ベンチャー企業の支援や戦略的な試験研究の推進、知的財産の創造・保護・活用などの取組みと合わせて、産業構造の強化を図ります。



主な取り組み

①産学官連携による研究・開発の推進

県産業技術研究所や（財）えひめ産業振興財団が中心となって、企業の保有する技術力と大学等が保有する研究開発成果・知識をコーディネートし、新技術・新製品の開発や付加価値の創造を図ります。

また、ビジネスへの転化から、ビジネスシーズの発掘、中核企業への成長までの様々なチャレンジを、えひめ中小企業応援ファンド等を活用しながら総合的に支援します。

さらに、繊維産業技術センターの移転整備など、県産業技術研究所における研究開発・技術支援機能等の強化を図ります。

②農商工連携など異業種や異分野等の新たな連携によるビジネス拡大支援

あぐりすとクラブやチームえびすなど、農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチングを支援する体制を充実させるとともに、農商工連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓などの新たなビジネス展開を支援します。

さらに、異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進し、新たな付加価値を持つ商品・サービスの開発などビジネスの拡大支援に取り組みます。

③優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的に広くPRし、知名度向上や新規取引先の開拓を促進します。

④成長産業の創出

本県の地域特性や企業集積、成長産業の核となるシーズやニーズを分析し、従来の産業分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルとして、食品ビジネス、低炭素ビジネス、健康ビジネス、観光ビジネスの4つの成長産業を創出し、その集積を戦略的に進めます。

⑤創業・起業への支援

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、（財）えひめ産業振興財団による支援を強化するほか、企業の成長段階に応じた適切な情報の提供とサポートを行うなど、継続的なフォローを実施します。

⑥戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。

また、質の高い知的財産の創造に始まり、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、切れ目なく取り組むことができる体制整備を進めます。



愛媛ものづくり企業『すて技』データベース



関西機械要素技術展

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

政策②

産業を担う人づくり

目指す方向

若年者をはじめ、働きたい人なら誰でも、自分の能力を十分に発揮し、誇りを持っていきいきと働くことができるよう、安定した雇用の場を確保するとともに、職業能力の向上につながる職業訓練や雇用情勢の悪化などにも迅速に対応できるサポート体制の充実を図ります。

また、県内産業の発展を支えることのできる人材を育成し、雇用のミスマッチ解消を図るとともに、働く人がもっと生活と調和しながら働ける快適な労働環境の整備に努めます。

そして、多彩な人材が県内産業の発展を支えながら、いきいきと働くことのできる愛媛の実現を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
5

若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標

働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした
職業人生を歩めるようにしたい

施策
6

快適な労働環境の整備

目標

働く人が生活と調和しながら働けるようにしたい

施策 5

若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目 標

働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県の完全失業率(年平均)	4.5% (平成22年)	3.9% (平成26年)
県の有効求人倍率	0.65倍 (平成22年度)	0.87倍
県内高校・大学新規卒業者の就職決定率	高校 97.0% (平成22年度) 大学 92.2% (平成22年度)	高校 98.2% 大学 93.2%
高等技術専門学校における就職率	78.2% (平成22年度)	80.0%

現状と課題

大学等の新規学卒者に対する求人数の減少や経済情勢の悪化により、就業の機会が得られなかった若年層や離職を余儀なくされた労働者等が増加するなど、本人の意欲が就労に結び付きにくい厳しい就職状況が続いています。

一方では、少子化の進展に伴う若年労働力の減少や、いわゆる団塊の世代の大量退職による労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、多くの中小企業では、人材の確保・育成に支障が生じるなど、雇用のミスマッチが顕在化しており、ニートの増加も含めて大きな問題となっています。

取組みの方向

雇用のミスマッチや地域間格差が解消され、就労意欲のある新規学卒者や失業者等が適切に就職できる雇用環境の整備に努めます。

また、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることにより、基幹産業の中核的な役割を担う人材や新たな成長産業に必要とされる人材を育成・確保し、経済成長の源泉である産業人材力を強化します。

さらに、雇用政策に関しては、国と地方の役割分担に基づき、連携しながら効果的な施策の展開に努めます。



県立高等技術専門学校
(溶接エンジニア科)の訓練風景

主な取組み

①若年者の就職支援

ジョブカフェ愛workの機能を拡充・強化し、若年者の「働く意欲と能力」の向上など人材育成に努めるとともに、企業の採用力向上を支援します。

また、新規学卒者、フリーター、失業者など個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行い、中小企業の魅力を発信するWEBシステムの整備や、若年者と人材を求める企業との出会い・交流の場を提供することにより、積極的にマッチングを促進します。

さらに、ニートの若者に対しては、地域若者サポートステーションを核に地域の関係機関と連携し、状況に応じた専門的な相談や職場体験など様々な就労支援策を通じて若者の職業的自立を促進します。

②中核的な役割を担う人材の育成

地域産業との連携を図り、地域企業のニーズを踏まえた専門的な知識や技術を習得するための実践的なカリキュラムを高等学校で作成するとともに、人材育成拠点としての県立高等技術専門校において産業人材の育成や、民間人材育成施設への支援をすることにより、地域企業に求められる人材を育成します。

また、ものづくり分野を中心とした高度技術者の育成を行うとともに、専門技術・技能の継承に努めます。

さらに、民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障害者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技術を習得するための職業訓練を実施します。

③成長産業を支える人材の育成

今後、県内企業を牽引する産業への成長が見込まれる食品や低炭素、健康、観光といった産業の人材ニーズを把握し、それに合致する人材を育成します。



合同就職面接会（ジョブカフェ愛work主催）



社会人基礎力セミナー（ジョブカフェ愛work主催）

施策 6

快適な労働環境の整備

目 標

働く人が生活と調和しながら働けるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
育児休業取得率	男性 1.5% 女性 79.1% (平成21年度)	男性 5.0% 女性 85.0%
えひめ子育て応援企業数	243社 (平成22年度)	420社

現状と課題

正規労働者と非正規労働者との間にある様々な格差や労働関係に関する問題が増加する傾向にあり、これらを原因とする紛争等の未然防止と自主的な解決の促進が求められています。

また、急速な少子化や高齢化の進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、男女が共に働きながら子育てできる職場環境を整備することが求められています。

しかし、出産を機に多くの女性が退職するとともに、男性の育児休業の取得率は低調に推移するなど、企業や職場の意識改革が課題となっています。

取組みの方向

男女が共に働きながら子育てしやすい職場環境づくりを促進するとともに、労使関係の安定化を支援することにより、多様化する生活スタイルにおいても、仕事と生活が調和し、働く人誰もが安心して働き続けることができる快適な労働環境の整備を図ります。



主な取組み

①仕事と子育てをはじめとした家庭生活が両立できる職場環境づくり

育児休業制度や子どもの看護休暇制度を設けるなど、積極的に仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「えひめ子育て応援企業」として認証し、県ホームページで紹介するとともに、管理職の意識改革を図るセミナーや、育児や介護のための短時間勤務制度等の導入を促進するための企業への助成などを通じて、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。

②労使関係の安定化支援

県の各地方局・支局に設置されている中小企業労働相談所において、労働関係全般に係る相談に応じるとともに、労働委員会において、労働組合と使用者との間に生じる労働争議の調整や相談・あっせん等を実施することで、労使の信頼関係の強化を図り、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

③勤労者への資金貸付

勤労者の様々な資金需要に応える融資制度の実施により、勤労者の生活安定や福祉の向上を図ります。



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

政策③

農林水産業の振興

目指す方向

意欲的で経営感覚に優れた担い手と、各地域の特性に合わせて整備された田畑や果樹園、漁場等の優れた生産基盤、そして、低コスト化や高付加価値化を実現する高度な技術を組み合わせることによって、大きな相乗効果を創出します。

また、消費者ニーズに応じて、良質な愛媛の恵みを全国に安定供給できる生産体制を構築し、「もうかる一次産品の優良産地」の形成に努めます。

そして、若者をはじめとする意欲あふれる多様な担い手に支えられた、活力ある農林水産業の確立を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
7

力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標 農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

施策
8

攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標 豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

施策
9

選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標 多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

施策 7

力強い農林水産業を支える担い手の確保

目 標

農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
新規農業就業者数	113人 (平成22年度)	130人 (平成27年度)
認定農業者数 (経営改善計画を市町長が認定した農業者数)	4,876経営体 (平成22年度)	5,161経営体 (平成27年度)
新規林業就業者数	135人 (平成22年度)	140人
漁業就業者数	9,913人 (平成21年度)	7,300人以上
農業産出額	1,222億円 (平成21年度)	1,350億円 (平成27年度)
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³
漁業生産額	870億円 (平成21年度)	1,090億円

現状と課題

本県は、全国トップの生産量を誇るかんきつをはじめ、マダイやブリなどの養殖業やヒノキに代表される林業・木材産業などに見られるように、全国屈指の農林水産県として、県内はもとより全国に向けて、安全・安心な農林水産物を日々供給しています。

しかし、近年、農林水産業の就業人口の減少や高齢化によって、地域の担い手は減少し、生産力の低下や耕作放棄地・放置森林が増加するなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況にあります。

また、市場価格の低迷や産地間競争の激化に加え、国際貿易交渉の着地点も見通しがつかないことから、農林水産業の経営はますます不安定になっています。

このような中、県内経済を牽引する「力強い農林水産業」を確立するためには、農林水産業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成する必要があります。

取組みの方向

地域の強みを最大限に活かした経営を実現するため、組織化・法人化への支援や担い手の確保・育成、各種団体の健全化・組織力強化の支援などを推進します。

また、今後ますます進展する産地間競争や国際化をビジネスチャンスと捉え、本県農林水産業の積極的な展開を支える基盤づくりとして、経営感覚を備えた生産者の育成などによる経営能力の向上や融資制度の充実など、経営の改善・安定化に取り組みます。



主な取組み

①担い手の確保・育成

市町や(財)えひめ農林漁業担い手育成公社、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組むほか、農林水産業に関する学習の場の充実や地域のリーダーとなり得る担い手の育成を図ります。

②経営能力の向上

各種相談会や研修会の開催などにより、経営者としての意識改革を促すとともに、経営ノウハウの習得をきめ細かく支援します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化を推進するなど、新しい分野にチャレンジしやすい環境づくりに努めます。

③経営の安定化

木材の生産から加工、販売までを総合的に推進するほか、各種農畜産物や魚類・真珠養殖等すべての分野において、生産性向上や低コスト化を目指した生産体制を一層強化するとともに、経営の改善・安定化のための各種融資制度の充実や普及啓発に取り組みます。

④組織化・法人化の支援

地域の強みを活かしながら経営効率化を図るため、経営体の組織化・法人化に向けた指導や助成を行うとともに、法人設立後の適切な運営のための研修や講習など、運営を担う人材の育成に取り組めます。

⑤各種団体の健全化・組織力強化

農業・漁業協同組合や森林組合、土地改良区などの団体・組織が、地域の農林水産業の核となってその役割を果たすことができるよう、管理・検査体制の充実などに取り組み、団体・組織運営の健全化を図るとともに、適切な統廃合を促進するほか、各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の強化を支援することにより、農林水産業を支える担い手の経営基盤を強化します。



農業経営者の情報交流会

施策 8

攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目 標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
認定農業者等への農地利用集積率	37.4% (平成22年度)	42.4%
水田・畑のほ場整備面積	19,474ha (平成22年度)	20,000ha
効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積	—	39,000ha
漁場整備面積	12,880ha (平成22年度)	13,406ha
野生鳥獣による農作物被害額	435,889千円 (平成22年度)	365,000千円

現状と課題

本県には全国トップクラスの面積を誇る樹園地や瀬戸内海・宇和海といった漁場環境の異なる海域のほか、県土の7割を占める豊富な森林資源など、本県農林水産業を支える多様な生産基盤が存在しています。

しかし、急しゅんで複雑な地形や用水不足に対する対策など、さらなる生産基盤の整備が求められているほか、老朽化が著しい施設については、機能の低下や維持管理費の増大といった問題を抱えています。

また、担い手の減少や高齢化の進展を踏まえて、効率化・省力化を図るための基盤整備や近年増加している鳥獣害への対策が急務となっています。

取組みの方向

地産地消などによる消費拡大に加え、県外や国外へ販路を拡大するため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産するための基盤整備に取り組むとともに、既存施設を有効に活用し、地域特性や生産者の実情に合った機能を確保することにより、地域の自然環境を守りつつ、生産や物流の効率化・円滑化を図ります。

また、効果的な防護柵設置など、集落ぐるみで取り組む住民参加型の鳥獣害防止対策を推進します。

主な取り組み

①生産性向上のための農地整備

優良農地を確保し、担い手への利用集積を図りつつ、経営規模の拡大や農地集積のための水田の大区画化を促進するとともに、低コスト化・省力化の実現に向けた樹園地における園内道の整備や新たなかんがい方式の導入などに取り組みます。

また、市町や土地改良区自らが行う基盤整備事業を充実させるとともに、地元を中心とした基盤整備の推進体制を構築し、各地域のニーズに合った生産基盤の向上に努めます。

このほか、農業者の生産意欲の低下要因でもある耕作放棄地の発生防止等にも努めます。

②森林資源活用のための森林整備

搬出コストの低減を図るため、森林経営計画の作成を支援し、集約化・団地化を促進します。

また、生産性や安全性を高めるため、高性能林業機械の導入に併せ、計画的な林道等の路網整備に取り組みます。

③漁業施設や生態系に配慮した漁場整備

水産資源の維持・回復を図るため、水域環境の保全に努めるとともに、海域全体の生態系と調和した藻場や漁場を造成するなど、生産基盤の多面的な整備に取り組みます。

また、操業の安全性の確保や省力化を図るとともに、食の安全・安心志向の高まりに対応した品質確保や衛生管理を行うための共同利用施設の整備を進めます。

④既存施設の保全管理

老朽化した農業水利施設や農道・林道、漁港など、既存の施設については、適切な保全管理に取り組み、水源かん養機能や防災機能の発揮などにも留意しながら、その有効活用や長寿命化を図ります。

⑤鳥獣害防止対策の推進

防護柵の設置など、有害鳥獣を侵入させないための施設整備を推進するとともに、未収穫作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを進めます。

併せて、地域における捕獲隊の組織化や狩猟者の育成、隣接市町や隣接県との連携捕獲に取り組むとともに、捕獲後の獣肉の有効利用を支援するなど、計画的かつ効率的な鳥獣害防止対策を推進します。

整備前



整備後



担い手への農地集積と規模拡大を図る水田ほ場整備



林業基盤整備（機械化）



稚魚を保護育成する増殖場の整備

施策 9

選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目 標

多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	25件 (平成22年度)	26件
新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	72.0% (平成22年度)	100%

現状と課題

本県では、これまでの試験研究や技術開発によって、紅まどんなや愛媛甘とろ豚、媛っこ地鶏に代表される愛媛独自の高品質な品種を多く開発し、市場で高評価を得てきました。

しかし、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争はさらに激化し、他産地との差別化が非常に困難になってきています。

また、近年、地球温暖化などの影響により気候や自然環境の変化が進み、収穫量の減少や品質の低下などの問題が顕在化するとともに、燃料・資材の高騰によって、農林水産業の経営は不安定な状況になっています。

取組みの方向

地域間競争が激化する中で消費につなげていくためには、多種多様な商品の中から「愛媛産」が選ばれる必要があります。

他産地との差別化を図り、新たな市場を開拓するため、多様なニーズに応じた新たな農林水産物を研究開発していくとともに、燃料・資材の高騰や気候変動などによる課題の解決に向け、低コスト化・省力化を実現し、環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組めます。



ブラッドオレンジなどの安定生産技術の開発

主な取り組み

①新たな需要創出に向けた新品種・新技術の開発

消費者ニーズに適切に対応するため、愛媛ブランド牛をはじめとするブランド産品や新品種の開発に取り組むとともに、新品種に対応した生産技術の開発・実用化を進め、高品質で付加価値の高い農林水産物の生産拡大を図ります。

また、地域資源の新たな利用方法や食材の機能性を研究するなど、新しいビジネスチャンスを生み出す試験研究を進め、県内事業者による事業化・製品化を支援します。

②経営を支える技術の普及

重油等の高騰を見据えた自然エネルギー導入や燃料の節減対策、ブラッドオレンジをはじめとする温暖化に適応できる品種の選定など、様々な課題に対応するため、最新技術の普及や導入支援に取り組むとともに、地域の特性を活かすことができる新品種の導入支援に努めます。

③環境や安全に配慮した技術の開発

環境への負荷低減や食の安全・安心を確保するため、化学肥料や農薬の節減技術、病害虫防除技術の開発を行うとともに、水産資源を適正に管理するための調査研究や養殖業における魚病被害対策に取り組めます。

④研究施設の整備・拡充

みかん研究所や畜産研究センターなど、本県農林水産業の基礎を支える県農林水産研究所については、大学や各種機関との連携により、より地域に密着した研究を行うとともに、消費者に選択される愛媛産品の開発につながるよう機器の充実や施設の整備に努めます。



マハタの脂肪含有量を測定する技術の開発



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

政策④

愛媛ブランドの確立

目指す方向

魅力ある様々な愛媛産品が生み出されるとともに、県民一人ひとりの情報発信によって、安全かつ新鮮な農林水産物をはじめとする様々な愛媛産品への理解が進み、消費拡大に伴い、県内外にその魅力が広く浸透する好循環の構築に努めます。

また、アンテナショップや情報誌、インターネット等により、豊かな自然や文化などの愛媛の魅力をつなぎ合わせて、全国各地に発信するなど、愛媛をまるごとPRする取組みを進め、好感度や認知度の向上を図ります。

そして、県民はもとより、全国の愛媛ファンが信頼と愛着を持てる「愛媛ブランド」の確立を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
10

愛媛産品のブランド力向上と販路拡大

目標 愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

施策
11

愛媛の魅力発信力の強化

目標 愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

施策10

愛媛産品のブランド力向上と販路拡大

目 標

愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率 (対前年度比)	3.2% (平成22年度)	5.0%
東京アンテナショップ新規取扱商品数	164品 (平成22年度)	170品

現状と課題

本県では、統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」の下、優れた農林水産物や加工食品を「愛」あるブランド産品として認定し、ブランド化を強力に推進してきました。

また、地産地消・愛あるサポーター制度を創設するほか、えひめ地産地消の日や水産の日を定めるなど、地産地消の推進に取り組むとともに、県内の意欲ある中小・ベンチャー企業等が開発、生産している製品については愛媛プロダクツサポーター制度を創設し、工業製品の地産地消にもつなげてきました。

さらには、トップセールスや各種イベントの実施など、県外や国外における県産品販売の拡大にも積極的に取り組んできました。

しかし、近年、経済のグローバル化が進み、多種多様な商品やサービスが市場にあふれ、差別化が難しくなるとともに、低価格化や地域間競争の激化によって、販路や流通などの面で本県産業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

取組みの方向

農林水産業や地域産業を活性化させるためには、まずは愛媛産品の消費を拡大し、そこから得る所得を向上させる必要があります。

そのため、県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品などの愛媛ならではの魅力を活かした総合的なブランド化や消費者ニーズを踏まえた新たな商品の開発・改良の支援を強力に推進し、その効果を県内に広く波及させます。

また、本県産業は県民や企業が自ら支えるという意識の下、地産地消を推進するとともに、新たな市場を開拓するため、県外・国外への販路拡大に取り組みます。



台湾でのトップセールス

主な取組み

①愛媛産品の総合的なブランド化の推進

県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品など、様々な分野が連携した各種イベントの開催などにより、愛媛産品の積極的かつ総合的なPRに取り組みます。

また、本県が所有する育成者権や商標権などを有効活用するとともに、「愛」あるブランド産品の認定や愛媛プロダクツサポーター制度などによる他産地との差別化や消費者の潜在的なニーズの掘り起こし、販売対象を明確にした広報活動など、戦略的な愛媛産品の認知度向上を図り、買い手から指名買いされるようなブランド価値を創造することにより、愛媛産品が継続的に売れる仕組みづくりに取り組みます。

②新たな商品づくりの促進

真珠やヒジキ、養殖マダイ、和紙など、これまで素材にとどまっていた県内各地域の優れた県産品を発掘し、企業や大学などと連携した加工品開発の支援やイメージアップに向けた戦略の構築、各種コンテスト開催に取り組むなど、素材の魅力を活かした新たな商品開発を促進します。

また、消費者や流通業界のニーズを踏まえた商品やサービスの改良に向けた取組みを支援します。

③地産地消の推進

県産農林水産物の学校給食等への利用促進や食育活動など、県内における効果的な普及啓発に取り組むことにより、愛媛産品に対する県民の理解促進を図ります。

また、四国屈指の一大消費地である松山市における県内各市町の産品の販売ルートの確立に向け、松山市内でのイベント実施や地元飲食店との連携を図るとともに、地産地消の拠点となる産直市の活性化や民間住宅等への県産材活用に向けた支援を行います。

④県外・国外への販路拡大

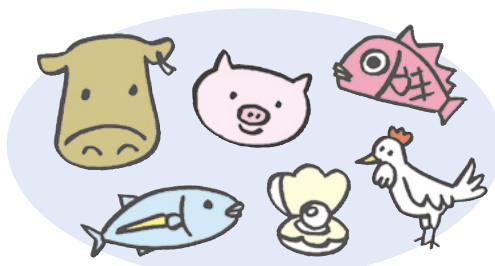
首都圏や近畿圏等における県産農産物のトップセールスの実施や「えひめ食の大使館」の認定とともに、新たな愛媛ファンの獲得に向けた情報発信の充実・強化や住宅メーカー等との木材商談会、伝統工芸品の展示商談会の開催など、インパクトのある新たなPRの展開に取り組みます。

また、香港・台湾等において本県かんきつのPR・商談活動の実施や、輸出促進JV（共同企業体）による水産物の中国向け輸出など、近隣アジア諸国をはじめとする海外に向けた県産農林水産物の輸出を促進します。

さらに、優れたネットワーク力・企画力を有する企業や市町、生産団体等と積極的に連携しながら、量販店向けの集荷・配送トラック便を運行するなど、収益性の高い販売・流通方法へ見直しを図るとともに、大規模見本市への出展支援や県内物産観光拠点の機能強化に向けた検討などにより、愛媛産品の販路拡大・市場開拓に取り組みます。



愛媛の農林水産物統一
キャッチフレーズ



愛媛の未来づくりプラン
～アクションプログラム編～

施策 11

愛媛の魅力発信力の強化

目 標

愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
報道機関に対する記者発表件数	92件 (平成22年度)	100件
首都圏パブリシティ活動により県の情報がメディア等に取り上げられた件数	90件 (平成22年度)	100件
県HP(トップページ)へのアクセス件数	244,783件/月 (平成22年度)	260,000件/月

現状と課題

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多彩なかんきつ類や魚介類などの農林水産物に加え、今治タオルや宇和海の真珠など、優れた特産品が数多くあります。

また、しまなみ海道や道後温泉などの観光資源や、伝統あるものづくり産業から生まれた高度な技術力による多種多様な工業製品など、愛媛が誇る地域資源には、愛媛の魅力を向上させる大きな可能性が秘められています。

しかしながら、近年の地域間競争の激化により、ありきたりの情報発信では差別化が困難なため、多くの情報が埋没する傾向にあります。

このため、愛媛という地域ブランドの全国的な地位向上に向けて、受け取る側の印象に残り、好感度や認知度を高める効果的な情報発信を展開する必要があります。

取組みの方向

テレビやラジオ、新聞などの各種マスメディアやインターネットなど、様々な媒体を戦略的かつ効果的に組み合わせたPRを実施し、認知度向上に取り組みます。

また、発信する情報が受け手の印象に残り、結果、多くの方々から愛媛を選択してもらえるような、魅力的な情報発信を展開します。

これにより、県民自らがふるさと愛媛の良さを認識し、誇りを持って県内外にPRすることができ、気運の醸成にもつなげ、県民総ぐるみの愛媛セールスを積極的に展開することができるようサポートしながら、愛媛ファンの増加に努めます。

主な取組み

①認知度向上へ直結する情報発信

愛媛の魅力的な地域資源をつなぎ合わせることで、愛媛ならではのストーリー性のある情報を創出し、最適な広報媒体を活用して効果的に発信します。

また、県ホームページで、愛媛の旬の話題をタイムリーに発信するとともに、民間活力も活用しながら首都圏のメディアに愛媛の話題を取り上げてもらうよう、継続的にパブリシティ活動を行うほか、ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の積極的な展開支援、県のイメージアップキャラクターによる広報活動等により、愛媛の認知度向上を図ります。

②愛媛ブランド確立に向けた情報発信

激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、観光や農林水産物、学術・文化・スポーツなどの様々な分野について、一体的かつ効果的な愛媛セールスを展開するための連携方策等を検討し、愛媛を選択してもらえるブランド力の確立につながる戦略的な情報発信に努めます。

③県民総ぐるみの愛媛セールス

積極的なトップセールスや県ホームページを活用した広報などの様々な誘致活動により、本県を訪れた修学旅行生をはじめとする観光客に対して、県民一人ひとりが、愛媛の魅力を余すことなく伝えられる広報パーソンとして接することができるよう、様々な媒体や機会を通じて愛媛の魅力を発信し、県民総ぐるみの愛媛セールスにつなげます。

④愛媛ファンづくりの推進

東京アンテナショップ「せとうち旬彩館」を通して、県産品をはじめとする愛媛の魅力を首都圏に売り込むとともに、伊予観光大使等を通じて本県観光の魅力を直接伝えるなど、新たな愛媛ファンづくりを積極的に展開します。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきちゃん



東京アンテナショップ せとうち旬彩館

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

政策⑤

観光立県えひめの推進

目指す方向

東予の優れた産業や中予の史跡・文化、南予のありのままの自然や食など、県内の多彩な地域資源の魅力を、観光客の印象に残る情報に組み立て、様々なメディアを効果的に活用しながら強力に発信します。

また、県内外の観光エリアを組み合わせた魅力ある広域観光ルートや、外国人を含めた多くの観光客が快適に周遊できる観光ルートを形成するとともに、温かな心配りやお接待の心による観光客との交流を進めます。

そして、愛媛ならではの地域資源を活用しながら、観光立県えひめの確立を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
12 魅力ある観光地づくり

目標 もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

施策
13 国際観光の振興

目標 もっとたくさんの外国人に訪れてもらい、国際観光地としての知名度を高めたい

施策 12

魅力ある観光地づくり

目 標

もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
観光客数	24,730千人 (平成21年度)	26,620千人
観光消費額	1,035億円 (平成21年度)	1,100億円

現状と課題

高速道路料金の値下げやNHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」の放送により高水準を記録した観光客数をいかに維持・拡大するかが大きな課題です。

また、県内観光地の認知度は道後温泉が突出して高いものの、他の観光地は総じて低調であるほか、リピーターが少ないことが観光客へのアンケート結果から示されています。

今後、県内全体の観光客総数の約4割を占める松山圏域の集客力を活かして、他の圏域の底上げを図るためには、産業観光資源として注目度が高まっている別子銅山産業遺産や多彩な産業群、体験型観光資源として世界に誇れるしまなみ海道、ありのままの自然や古い町並みが残る南予地域など、大きな可能性を持つ本県の魅力をさらに発揮する必要があります。

取組みの方向

観光客の増加を図るため、各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいくことにより、県全体の魅力を高めるとともに、観光客のニーズに合わせた効果的な観光宣伝を行うなど、その魅力を強力に発信し、誘客促進に努めます。

また、温かな心配りやお接待により育まれた「おもてなし」が県民一人ひとりから自然に醸し出されるような、魅力的な観光地づくりと地域のにぎわい創出に向けて、県内市町や四国4県、広島県をはじめとする瀬戸内圏域での連携を強化するほか、地域の特性を活かした各種イベントを開催します。



「えひめ愛顔の助け合い基金」を活用した被災地学校修学旅行支援事業

主な取組み

①多彩で上質な観光地の形成

観光に携わる人材の育成や観光客にやさしいまちづくりを進めるなど、県民総ぐるみになって「おもてなし」の充実・向上を図るほか、県内各地の観光資源を掘り起こすとともに、宿泊施設などの受入れ態勢の強化や積極的な情報発信に努めます。

また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を活かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図り、リピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。

さらに、修学旅行の商品化の推進やコンベンション誘致制度の創設により、県外からの誘客促進に取り組みます。

②広域観光の推進

県内市町をはじめとする各主体との連携を強化し、松山圏域への集客効果をできるだけ広域に波及させながら、県全体の活力向上へとつなげます。

また、四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信するほか、県境を越えた観光ルートの形成に努めます。

③魅力的なイベントの開催

高速道路の宇和島延伸に合わせた「えひめ南予いやし博2012」を開催するとともに、しまなみ海道沿線地域等の振興に向けて、瀬戸内海の豊かな地域資源を活かした「大・島博覧会（仮称）」の開催を目指します。

また、世界の自転車愛好者から注目されている本県の美しい景観を活かして、各地のサイクリストを集めるイベントの実現を目指します。



しまなみ海道サイクリング



施策 13

国際観光の振興

目 標

もっとたくさんの外国人に訪れてもらい、国際観光地としての知名度を高めたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
外国人延宿泊者数	40,900人 (平成22年度)	53,200人
国際会議開催件数	3回 (平成22年度)	4回

現状と課題

本県には、平成19年に刊行されたミシュラン・ジャパンで三ツ星を獲得した道後温泉本館をはじめ、しまなみ海道や石鎚山系など、世界に誇る観光資源が多数あるものの、海外における知名度不足や為替変動など様々な要因により外国人宿泊者数は4.1万人にとどまり、依然、伸び悩む傾向にあります。

今後とも、本県の有する国際線等のインフラや魅力ある観光資源を活かしながら、外国人観光客の誘致を図り、県内経済の活性化に資するため、中国をはじめとした成長著しい近隣アジア諸国の観光客にターゲットを絞り、観光ニーズや趣向を的確に捉えた、効果的な観光振興を展開する必要があります。

取組みの方向

近隣県等とも連携しながら、観光資源を活用した新たな観光ルートづくりを進めるとともに、松山空港国際線の利便性向上や積極的な情報発信等により、海外からの観光客誘致に努めます。

また、本県の魅力を十分味わっていただけるように、おもてなしの態勢づくりを含め、快適な旅行環境を整備し、選ばれる国際観光地えひめの実現に取り組みます。



観光関係者向け外国語接遇研修



台湾での旅行会社向け観光説明会

主な取り組み

①外国人が求める観光ルートの開発

本県の地域資源である温泉や自然、食、歴史のほか、遍路文化で培われた「おもてなしの心」を広くPRするほか、「愛媛」を「美しい女性」という意味と結び付けて漢字文化圏で売り込むなど、愛媛ならではの魅力を強みとして誘客に取り組むとともに、近隣県等との連携を図りながら資源をつなぎ合わせ、観光ニーズに合った魅力ある観光ルートの開発を促進します。

②松山空港国際線の観光振興への活用

松山空港の国際線を活用した旅行ツアーの充実を促進します。

また、松山空港と同じ名前を持つ台湾の“松山（しょうざん）空港”との関係を深め、松山市と連携しながら観光需要の拡大に努めます。

③外国人への情報発信の強化

インターネットや海外のメディア、旅行会社などをさらに活用するとともに、近隣アジア諸国での県産品トップセールスなどと連動した積極的な情報発信に努めます。

④選ばれる国際観光地えひめの創造

県内各市町と連携し、県全体で魅力ある国際観光地づくりを進めます。

とりわけ、外国語による案内表記や留学生等を活用した外国語ボランティアガイドの育成などに取り組むとともに、快適に買い物を楽しめる観光地の整備に努めるなど、外国人観光客の受入れ態勢の充実・強化を図ります。



中国（上海）旅行博覧会でのPR

第4章 分野別計画分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

政策⑥

交流・連携の推進

目指す方向

発達した情報技術や広域化した交通・輸送手段を効果的に活用して、人、モノ、情報の活発な交流を促進し、県内20市町の連携強化はもとより、多面的な視野に基づく広域連携を推進することにより相乗効果を創出します。

また、常に海外との接点を意識しながら、愛媛ならではの接客の心で、世界に開かれた活力ある愛媛づくりに取り組み、他の国や地域との歴史・文化の相互理解の深化に努めます。

そして、愛媛の魅力向上とさらなる発展につながる強固な信頼関係の構築を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
14 広域交流・連携の推進

目標 県内外の地域間の交流・連携をもっと進めたい

施策
15 国際交流の推進

目標 もっと海外とのつながりを強め、交流を深めたい

施策 14

広域交流・連携の推進

目 標

県内外の地域間の交流・連携をもっと進めたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
四国4県連携施策数	28施策 (平成23年度)	30施策
中四国連携施策数	37施策 (平成23年度)	40施策

現状と課題

本格的な人口減少社会が到来する中、活力ある地域づくりを推進するためには、発達した情報技術や広域化した交通・輸送手段を効果的に活用して、人、モノ、情報を活発に交流させる必要があります。

このため、それぞれの地域が特性を踏まえ、自立した行政運営を行うとともに、広域的な視点に立ち、より一層連携・協働しながら、地域振興を図っていくことが重要な課題となっています。

取組みの方向

県内20市町が連携しながら、広域的に対応すべき課題の解決に向けて、主体的に取り組むことができるよう最適な連携体制の構築支援に努めます。

また、県と近隣県等との連携強化はもとより、多面的な視野に基づく連携を推進することで、広域化による相乗効果の創出を図ります。

そして、これらの取組みによるスケールメリットや地域の特性を活かしながら、人、モノ、情報の交流を活性化させ、地域課題の解決に努めます。

主な取組み

① 四国4県の連携強化

四国4県に共通する様々な行政課題に対して、四国4県連携事業等により、引き続き連携を強化しながら、解決に取り組めます。

また、県際地域における個別の地域課題に対しても、相手方の県や市町村との連携強化を図りながら、効果的な政策展開に努めます。

② 多面的な広域連携の推進

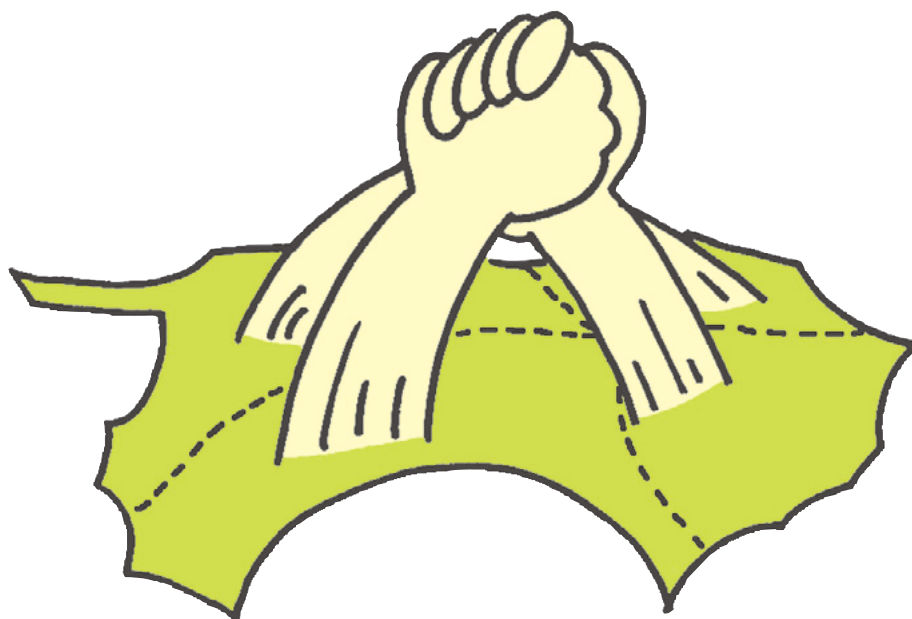
四国各県をはじめ、中国地方などの近隣ブロックとの関係を視野に入れた新しい連携事業について検討するとともに、県政課題の解決や、今後の政策展開等を見据えながら、多面的な広域連携の強化に向けて、積極的な取組みを推進します。

③ 県内地域間の連携強化・交流促進

東・中・南予地域がそれぞれに持つ強みを活かしながら、地域間の多様で柔軟な連携体制の構築を進め、相互が連携した情報発信を行うとともに、研修会やシンポジウム等の開催、集落と都市部のニーズのマッチングなどにより、地域間の交流を促進します。

④ 県民等が行う交流活動への支援

地域の魅力を向上させるため、商業や福祉・医療、交通ネットワーク、教育など、住民生活の基盤となる機能の相互補完を図るほか、観光や物流、産業、文化、学術など、様々な分野において多様な交流活動に取り組む県民や団体等の活動を支援します。



施策 15

国際交流の推進

目 標

もっと海外とのつながりを強め、交流を深めたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
外国人登録者数(人口千人当たり)	6.3人 (平成22年度)	6.5人
海外渡航者数(人口千人当たり)	59.7人 (平成22年度)	62.3人
県・市町の国際交流協定締結数	12箇所 (平成22年度)	13箇所

現状と課題

高速交通基盤の整備やブロードバンドの普及に伴い、経済、文化などあらゆる分野において、人、モノ、情報が世界的な規模で移動するようになったことにより、地域経済や住民の日常生活も国際社会の動向に大きく影響される時代を迎えています。

本県においても、来県外国人や県内に在住する外国人が増加するなど、国境を越えた地域間の交流が年々活発になってきており、常に海外との接点を意識し、世界に開かれた活力ある愛媛づくりを進める必要があります。

取組みの方向

文化や学術、スポーツなどで海外との友好交流を促進し、県民の国際理解を深めるとともに、地域においても在住外国人と共に支え合いながら、心豊かな生活を営むことができるよう、教育や意識啓発による国際感覚を備えた人材の育成や、専門家の配置などにより、国際交流を支える基盤づくりと外国人にとっても安心して訪問し生活できる地域づくりを進めます。

また、姉妹提携自治体や在外県人会との交流、本県が全国に誇る技術や人材を活用した国際協力を通じて、海外との人的なつながりや相互に支え合う関係の構築に努めます。

主な取り組み

①多文化共生地域づくりの推進

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流センターへの外国人支援・海外連絡推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

また、県国際交流協会と市町国際交流協会との連携強化を図ります。

②相互に支え合う海外との友好関係の構築

県出身の海外移住者とその子弟等により組織されている在外県人会、米国ハワイ州をはじめとする県や市町の姉妹提携自治体など海外の団体や、本県ゆかりの個人等と、訪問団や次代を担う子どもたちの相互派遣、留学生・研修生・インターン生などの受入れによる人材育成等を通じて、友好・親善の輪を深めます。

また、国際協力機構や県国際交流協会、愛媛大学など関係機関との連携の下、県や市町、団体、企業等が持つ技術やノウハウ、人材（水産養殖やかんきつ類栽培、食品加工、防災など）を活用した国際協力に努めるなど、未来を見据えた交流の枠組みづくりにも取り組みます。

③国際化を支える人材の育成

国際社会の一員として主体的に行動できる広い視野と判断力を養成するための外国語教育や国際理解を深める教育の充実強化、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大等により、本県の国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりを進めます。



スリランカに対する農業技術協力



小学校を訪問するハワイ州のインターン生



在県外国人対象の日本語学習講座

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅰ》 活き活きとした ～次代を担う

基本政策
Ⅰ
【産 業】

政策⑦

交通ネットワークの整備

目指す方向

災害時の緊急輸送道路ともなる高速道路の南予延伸をはじめ、これからの地域の交流や持続的な発展を支える道路・橋りょう・港湾等の整備を進めるとともに、適切な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

また、いつでも誰でも安心して利用することができる、鉄道やバス路線、航路等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、フリーゲージトレイン導入に向けた関係機関との協議を進めます。

そして、人やモノがスムーズに移動できる機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
活力ある産業を“創る”～

施策
16

広域・高速交通ネットワークの整備

目標 もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

施策
17

地域を結ぶ交通体系の整備

目標 日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

施策 16

広域・高速交通ネットワークの整備

目 標

もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県都60アクセスプラン達成率	87.5% (平成22年度)	100%
生活圏域から高速ICへの30分アクセス達成率	84.2% (平成22年度)	94.7%
愛媛発着の旅客流動数	1,677百万人 (平成21年度)	1,719百万人
愛媛発着の貨物流動数	138,953千 t (平成21年度)	138,953千 t 以上
松山空港の年間利用者数	2,310千人 (平成22年度)	2,600千人

現状と課題

本県にとって、高速道路は広域的な交流・連携や、地域活性化、緊急輸送などに不可欠ですが、その整備は、特に南予地域で遅れており、安全・安心な生活や救急医療等の不安を解消するまでには至っていません。

また、高速鉄道ネットワークの充実のために、本県がJR予讃線への導入を目指しているフリーゲージトレインは、岡山駅での乗換え解消による利便性向上や、輸送量増加などの効果が期待されており、平成23年度にJR予讃線において走行試験が行われていますが、鉄道輸送の高速化に向けたさらなる基盤整備や県民の理解促進が不可欠です。

さらに、松山空港からの航空路線は、景気低迷等による路線の再編もあり、現在は、国内線が東京線、大阪線、名古屋線、福岡線、鹿児島線、那覇線の6路線、国際線が、上海線、ソウル線の2路線と、合わせて8路線が運航していますが、引き続き、利用者ニーズに沿った航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成が求められています。

取組みの方向

県内産業の発展はもとより、県境を越えた広域的な交流・連携や、救急医療、災害時の緊急輸送にも必要不可欠な高速道路や地域高規格道路等の幹線道路網の着実な整備、港湾機能の強化、さらには、鉄道輸送の高速化や空港機能の拡充等を図ることにより、充実した広域・高速交通ネットワークを整備します。

主な取り組み

①高速道路等の整備・利便性向上

地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、さらには、観光客の利便性向上などにつながる基盤として、高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成や今治小松自動車道の早期全線開通を図るほか、地域高規格道路（松山外環状道路、大洲・八幡浜自動車道等）の事業推進などにより幹線道路網の整備に努めるとともに、港湾機能の強化に取り組めます。

また、本四高速道路をはじめとする高速道路等が利用しやすくなるよう、引き続き利用料金の見直しを要望します。

②鉄道輸送の高速化

鉄道輸送のさらなる高速化を図るため、将来の整備新幹線導入も視野に入れつつ、当面は、フリーゲージトレインのJR予讃線導入を目指すこととし、導入効果の向上にもつながる新線建設及び大規模な線形改良などについて、四国各県や県内沿線自治体など、関係機関と引き続き一体となって取り組むとともに、県民の理解促進と気運の醸成に努めます。

③フェリー・旅客船航路の維持

環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。

④松山空港の機能強化

空の玄関口として、利用者の印象に残るよう県民総ぐるみでおもてなしの仕掛けづくりに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成の実現に努めます。

また、空港と空港周辺地域の調和ある発展を図るために、生活基盤施設の整備をはじめとして、利便性向上に向けたアクセス道路等の整備を推進するとともに、震災に備えた液状化対策を推進するなど、災害に強い交通拠点としての機能確保を図ります。



大洲・八幡浜自動車道の八幡浜IC完成イメージ



松山外環状道路の完成イメージ



四国横断自動車道（三間IC）



フリーゲージトレイン

施策 17

地域を結ぶ交通体系の整備

目 標

日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
生活圏域30分アクセス達成率	96.8% (平成22年度)	98.6%
離合困難解消率	80.1% (平成22年度)	81.5%
過疎・離島地域の地域交通の路線数	572路線 (平成22年度)	572路線
県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	43,077千人 (平成21年度)	43,077千人
県内輸送量に占める公共交通機関構成比	5.1% (平成21年度)	5.6%

現状と課題

高度経済成長期以降、我が国では多くの交通基盤が整備されてきましたが、本県では、生活道路網の整備が依然として遅れており、道路改良率は全国水準を大きく下回る状況にあります。

今後は、費用対効果のみならず、災害時や緊急時の社会基盤としての効果も勘案しながら、地域の実情に合った適切な生活道路網の整備に努める必要があります。

また、県内の公共交通機関は、モータリゼーションの急速な進展や、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少に加え、高速道路料金施策の影響を受け、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持することが急務となっています。

取組みの方向

幅広い分野で地域間の交流・連携を支える県内道路網を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、鉄道・バス・離島航路など、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、長期的な視点を持ちながら、交通体系の構築に取り組みます。

主な取り組み

①道路網の整備・維持

路線の重要度や整備効果に着目し、安心して快適な暮らしに必要な路線を中心に、県内の道路ネットワークの充実を図るとともに、上島架橋（岩城橋）の整備に必要となる調査に取り組みます。

また、道路のバリアフリー化や歩道整備を推進するほか、道路補修を住民や企業に委託するなど、効果的な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

②鉄道・バス・航路など地域における生活交通の維持

国による支援策を十分に活用しながら、運営経費への支援や税制面での優遇などを行うとともに、地域交通の実情に応じたきめ細かな施策の充実や、関係者と連携した利用促進に努め、県民の生活の足として欠かせないJR予土線などのローカル鉄道や過疎地域のバス路線、離島航路の存続を図ります。

③公共交通を補う新たな交通システムの構築

高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通（乗合タクシー）などの新たな交通システムの構築を目指します。

④県民の暮らしに最適な交通体系の構築

公共交通を維持し、県民の移動手段を確保するとともに、人口減少や地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、将来の本県地域交通の在り方を検討し、日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の構築を目指します。



上島架橋（生名橋）



4車線化により渋滞が解消した国道317号（今治市別宮町）

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅱ》 やすらぎの ～快適で安全

政策①

参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、NPO等や地域住民、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
・安心の暮らしを“紡ぐ”～

施策
18

未来につなぐ協働のきずなづくり

目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

施策
19

男女共同参画社会づくり

目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

施策
20

人権が尊重される社会づくり

目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策 18

未来につなぐ協働のきずなづくり

目 標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	325法人 (うち認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450法人 (うち認定NPO法人現状より増加)
愛媛ボランティアネット会員登録数	2,956会員 (平成22年度)	3,600会員
地域づくり団体数(人口1万人当たり) (地域づくり団体全国協議会に登録している団体数)	1.73団体 (平成22年度)	4.0団体

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、就業形態や生活形態は大きく変化し、県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは、すべてのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、NPO等の地域で活動する公益的な組織が、新しい公共の担い手として注目されています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、地域で活動する多様な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。



企業等による清掃ボランティア活動



ボランティアキャンペーン
普及・啓発用キャラクター
ボラっぺ

主な取り組み

①地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を体験してもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働推進リーダーを養成するなど、職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPO等と行政との協働推進体制の強化を図ります。

②地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

③個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。



施策 19

男女共同参画社会づくり

目 標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県審議会等における女性委員の割合	41.4% (平成23年度)	40%以上
「男女共同参画社会」という言葉を知っている 県民の割合	66.4% (平成21年度)	100%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる 人の割合	39.5% (平成22年度)	39.5%以上

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「男性は仕事、女性は家庭」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力が社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

また、あらゆる暴力（身体的、性的、心理的暴力等）の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス（DV）の未然防止や被害者対策の充実等に取り組むとともに、女性の就業・起業を支援します。

主な取組み

①男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

②県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組みます。

③女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者に対する相談・保護体制を充実するとともに、メディアにおける性・暴力表現について、人権に配慮した自主的取組みを促進します。

④女性の就業・起業支援

えひめ女性のチャレンジ支援サイトを活用した情報提供等により、退職した女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性が将来像を描く際に参考となる事例（ロールモデル）の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を活かせる主体的な進路選択を促進します。



男女共同参画社会づくり推進県民大会



大学生向けDV防止啓発講座

施策 20

人権が尊重される社会づくり

目 標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,182人 (平成22年度)	3,000人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,418人 (平成22年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、女性や子ども、高齢者、障害者への人権侵害や同和問題など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、新たな問題も発生しており、人権課題は複雑多様化しています。

このため、新たな人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

①人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するなど、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に講演会や広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

②人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

③重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。



愛媛県人権・同和教育研究大会



ふれあいフェスティバル2011

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅱ》 やすらぎの ～快適で安全

政策②

支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障害者を含め、誰もが個性を発揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
・安心の暮らしを“紡ぐ”～

施策
21

高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標

高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

施策
22

障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標

障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

施策
23

地域福祉を支える環境づくり

目標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

施策 21

高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目 標

高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
寝たきり高齢者出現率	5.61% (平成23年度)	6.15%以下
要介護認定を受けていない人の割合	80.09% (平成23年度)	79.36%以上
訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	72.51% (平成23年度)	73.50%以上
県内老人クラブ会員数	101,225人 (平成23年度)	102,000人

現状と課題

本県でも、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど一層の高齢化が進み、高齢者人口がピークを迎える平成32年には、ほぼ3人に1人が高齢者となる見込みです。

このように高齢化が進展する中で社会の活力を維持するためには、安心して利用できる介護サービスの確保、特に、認知症高齢者の増加、要介護度の重度化などへの対応が課題となっています。

また、核家族化の進展や地域コミュニティの弱体化などの様々な要因により、社会から孤立する高齢者は増加するおそれがあり、地域社会の崩壊を象徴する孤独死や高齢者虐待に対する行政的確な対策が求められています。

取組みの方向

高齢者が能力に応じ自立し、健康で活動的な生活を送ることができるよう、高齢者の知識や経験を活かせるフィールドづくりを推進し、生きがいづくり等にも通じる社会参加を促進します。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進め、地域全体で高齢者を支える社会づくりを推進します。

さらに、地域ごとのニーズに即したサービス提供や公平・公正な要介護認定など、安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供に向けた取組みを強化します。

主な取り組み

①健康で活動的な高齢者による長寿社会づくり

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取り組みを推進し、特に、増加が予想される高齢者の認知症の予防と早期発見に努めるほか、地域における支援体制の構築や認知症疾患医療センターの整備など、保健・医療・福祉の連携体制を整備して、質の高い認知症ケアの提供に努めます。

さらに、各種セミナーの開催等にも取り組み、高齢者が住み慣れた地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる長寿社会づくりを支援します。

②地域で共に生き、支え合う社会づくり

市町と連携しながら、医療、介護、予防や生活支援などの必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に取り組みます。

また、住民参加型のケア体制を確立するため、県在宅介護研修センターにおいて実践的な研修を実施するほか、高齢者の社会的な孤立を防ぐため、近隣住民やボランティア、民間事業者などの地域の多様な主体による重層的な見守りサービス等、災害時の要援護者支援や高齢者の虐待防止にも効果的に機能する地域社会づくりに向けた取り組みを支援します。

③安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供

利用者のニーズに応じた介護サービスの提供や、安全・安心に配慮した施設の計画的な整備はもとより、介護保険制度の信頼感を高めるため、市町と連携しながら介護給付の適正化を強力に推進するほか、医師及び介護従事者等に対する研修や、県在宅介護研修センター等における介護ボランティア等への研修を実施します。

④高齢者の豊かな経験や知識を活かすことができる社会づくり

積み重ねてきた豊かな経験や知識を活かしたい高齢者が、世代間で助け合い支え合いを進めながら、子育て支援をはじめとする様々な地域活動の重要な担い手として活躍することができる社会づくりを進めます。



全国健康福祉祭（ねんりんピック2011 熊本）

施策 22

障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目 標

障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	263人(11.6%) (平成22年度)	平成23年度中に策定する第3期県障害福祉計画に基づき設定
障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	302人 (平成22年度)	530人
民間企業における障害者雇用率	1.69% (平成22年度)	1.80%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神などに障害のある者が増加するとともに、障害の重度化や重複化、障害者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化する傾向にあり、また、発達障害や高次脳機能障害など、複雑多様化する障害に対する総合的な支援も求められています。

加えて、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備をはじめとする制度改革に対応するため、障害福祉サービスのさらなる充実と地域基盤の整備が急務となっており、障害者が、その人らしく暮らしながら社会参加できる環境整備を関係機関と連携して総合的に支援する必要があります。

取組みの方向

障害者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供及び提供体制の充実を図るとともに、障害者の虐待防止をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します

主な取組み

①障害者が自立できる地域社会づくり

地域自立支援協議会を核とする相談・支援機能を強化・拡充するとともに、相談支援事業者を対象とした各種研修の充実や、障害者虐待防止対策を講じるなど、障害者の自立に向け、質の高い障害福祉サービスを提供できる人材育成、環境整備に努めます。

また、障害者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、活動を支援するボランティアの確保や、地域住民への理解を深める普及啓発活動を推進するとともに、障害の特性にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

②障害者の社会参加

障害者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障害に対する幅広い理解促進に努めるほか、障害者の性別や年齢、障害の状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育の実施、また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができる、障害者の生きがいづくりにもつながる施設や環境の整備を推進します。

特に、スポーツを通じた障害者の社会参加意欲を高めるため、平成29年度に本県で開催予定の「全国障害者スポーツ大会」に向け、人材育成や競技力向上などの諸準備を進めます。

③障害者の就労支援

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障害者への援助者の派遣や障害者の態様に応じた職業訓練の実施など、きめ細かな職業相談・職業訓練・職業紹介及び職場定着支援を推進します。

また、事業主には、障害者雇用への理解を求めるほか、実績のない企業等にとって障害者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障害者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障害者の経済的自立を支援します。



第6回愛媛県障害者スポーツ大会



平成23年度愛媛県障害者相談支援従事者初任者研修

施策 23

地域福祉を支える環境づくり

目 標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
社会福祉施設等従事者数	6,738人 (平成21年度)	6,800人
民生児童委員1人当たりの平均相談・支援件数	33件／人 (平成21年度)	34件／人

現状と課題

急速な少子化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっています。

様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けることができるようにするためには、人材の育成・定着化の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

生活保護受給者に対する就労支援やホームレス等貧困・困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築に加え、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。



主な取り組み

①地域で活躍する人材の育成

地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

②質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着化を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

③社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

④福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅱ》 やすらぎの ～快適で安全

政策③

健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
・安心の暮らしを“紡ぐ”～

施策
24

生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

施策
25

安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

施策
26

救急医療体制の充実

目標 どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

施策 24

生涯を通じた心と体の健康づくり

目 標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	男性 110人 女性 60人 (平成21年)	男性 102人 女性 56人 (平成26年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 18.1% 女性 8.7% (平成22年)	男性 16.0%以下 女性 7.0%以下 (平成26年)
難病患者(130疾患)のうち相談等の支援を受けている割合	43.0% (平成22年度)	70.0%

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約3割(平成21年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

加えて、自殺者数は減少傾向にあるものの、年間300人前後で推移し、うつ病などの精神疾患患者数も増加する中、心の健康を維持増進するための取組みが重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化します。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進します。

主な取り組み

①県民参加型の健康づくり

栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ（喫煙）など、重点テーマを定めて健康づくりキャンペーンを実施するなど、県民参加型の健康づくり運動を展開し、県民一人ひとりの健康に対する意識を高めます。

特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージにあった食育を推進します。

②生活習慣病に対する自発的取り組みの促進

健康的な生活習慣を身に付けるため、積極的な情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

③歯と口腔の健康づくり

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

④総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活が送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

⑤心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組みます。



健康実現えひめ2010イメージキャラクター
「ヘルシーくん」

施策 25

安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目 標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	234.3人 (平成20年度)	255.6人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	57人 (平成23年度)	115人
県内の医薬分業率	42.2% (平成21年度)	60.0%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面しており、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じて、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

愛媛大学や関係機関等と連携して、医師確保対策を強力に推進するとともに、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

また、限られた医療資源を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能な医療制度の確立に努めるとともに、県民誰もが、一貫した治療方針の下、適切な医療を不安なく受診できる地域医療提供体制の整備を推進します。

主な取り組み

①医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築します。

併せて、医療従事者の離職防止と復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営を支援するとともに、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備に努めます。

②医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

③切れ目のない医療提供体制の整備

初期医療から、入院を主体とする二次医療、高度・特殊・専門的な医療を担う三次医療に至るまで、重層的な医療提供体制の整備を推進するとともに、医療連携の円滑化や診療の継続性の確保、効率化が期待される地域連携クリティカルパスや電子カルテ等の普及を強力に推進し、安心して質の高い医療が受けられる医療連携体制の整備を図ります。

また、県内すべての二次医療圏における地域医療支援病院の整備等を推進するとともに、患者一人ひとりの在宅医療をサポートする体制の強化を図るなど、切れ目のない地域医療の提供に努めます。

④県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

建替え中の県立中央病院は、県民医療の基幹病院として、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの機能の充実と集約により県内全域をカバーするとともに、屋上ヘリポートを整備するなど災害基幹拠点病院としての機能充実に努めます。

また、それぞれの県立病院が県内地域医療の核として、一般医療の確保や二次・三次の救急医療の提供はもとより、がん疾患等の高度医療や骨髄移植等の特殊医療などの高度先進医療の提供に努めるとともに、地域に不足する医療の補完や医療レベルの確保を図るなど、県民医療の確保とさらなる質の向上に努めます。

⑤医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、薬事法等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

施策 26

救急医療体制の充実

目 標

どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
救急患者の管外搬送率	14.3% (平成22年度)	14.0%
救急隊の救急救命士運用率	77.2% (平成22年度)	90.0%
二次救急医療機関の耐震化率	43.3% (平成21年度)	80.0% (平成27年度)

現状と課題

過疎化の進展に伴う病院数の減少や、近年の医師不足等により、救急医療サービスに地域間格差が生じています。

また、救急出動件数や搬送人員数が増加し、救急搬送において医療機関収容までに要する時間が増加する傾向に加え、安易な時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）の増加により、救急医療現場の疲弊が進むなど、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれが増大しています。

加えて、南海地震や伊方原子力発電所の事故などにより、通常の医療体制が十分に機能しない不測の事態においても、適切かつ迅速に対応できる災害医療体制を整備するとともに、救急医療に関する正しい知識に基づいて適切な行動をとることができる人材の育成を推進する必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が受診できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図ります。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組めます。

主な取り組み

①重層的な救急医療の提供

市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うなど、広域的な救急搬送体制の確立に努めます。

また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑に機能する救急医療体制を構築します。

②救急搬送体制の充実

救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を促進するなど、救急搬送体制の充実を図ります。

③災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努めます。

特に、災害時における多数傷病者の受入を想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努めます。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図ります。

④災害拠点病院の機能強化

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努めます。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組みます。

⑤救命救急時における県民行動力の強化

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したAEDの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努めます。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図ります。



四国DMAT連絡協議会（実動訓練）

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅱ》 やすらぎの ～快適で安全

政策④

快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かな住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
・安心の暮らしを“紡ぐ”～

施策
27

快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

施策
28

ICT環境の整備

目標 パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で
安全・安心に暮らせるようにしたい

施策 27

快適な暮らし空間の実現

目 標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
街路整備密度	1.36km /km ² (平成21年度)	1.45km /km ²
景観計画策定数	5件 (平成22年度)	20件
県営都市公園の利用者数	2,984千人 (平成22年度)	3,040千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	71.4% (平成20年度)	80.0%

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

全国一律の基準によるまちづくりへの反省から、本県では、すべての市町が景観行政団体となっており、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR松山駅付近連続立体交差事業をはじめ、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取り組み

①快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を活かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

②都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

③良質な住宅の維持・確保

既存の県営住宅を計画的に改善・建替えすることにより、高齢者や障害者等に配慮した良質な公的住宅ストックの形成に努めるとともに、民間住宅の耐震化を促進するなど、良質な住宅の維持・確保を図ります。

④JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅付近において、鉄道と道路との立体交差化により踏切をなくし、交通混雑や踏切事故を解消します。

また、駅周辺が陸の玄関口にふさわしい魅力ある姿になるように松山市が行う土地区画整理事業、関連街路事業と一体的な市街地整備を行い、都市機能の充実した都心の形成を景観にも配慮しながら推進します。



JR松山駅付近連続立体交差事業と関連事業完成後の松山駅周辺のイメージ



道後温泉本館周辺の景観整備



とべ動物園ペンギン舎

施策 28

ICT環境の整備

目 標

パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
ブロードバンド契約の世帯普及率	50.7% (平成22年度)	90.0%
法人二税の電子申告率	34.66% (平成22年度)	60.00%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、99.9%の世帯でブロードバンド利用が可能となりましたが、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差の解消が課題になっています。

一方で、実際にブロードバンドを利用している世帯は50.7%にとどまり、整備された高度情報通信基盤の利活用が遅れています。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、利活用を推進する人材育成及び県民生活や地域活性化に役立つ新たなサービスの提供が求められています。

取組みの方向

インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、地域でのICT利活用を支援する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療福祉や防災防犯、産業、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します



主な取組み

①高度情報通信基盤の整備

ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、超高速ブロードバンドサービスやクラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保に不可欠な携帯電話等の不通話地域を解消するため、携帯電話等のエリア整備を促進し、地域の情報化を推進します。

②地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用の普及促進を支援する人材を育成するセミナー等を開催するとともに、受講者の活発な活動につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

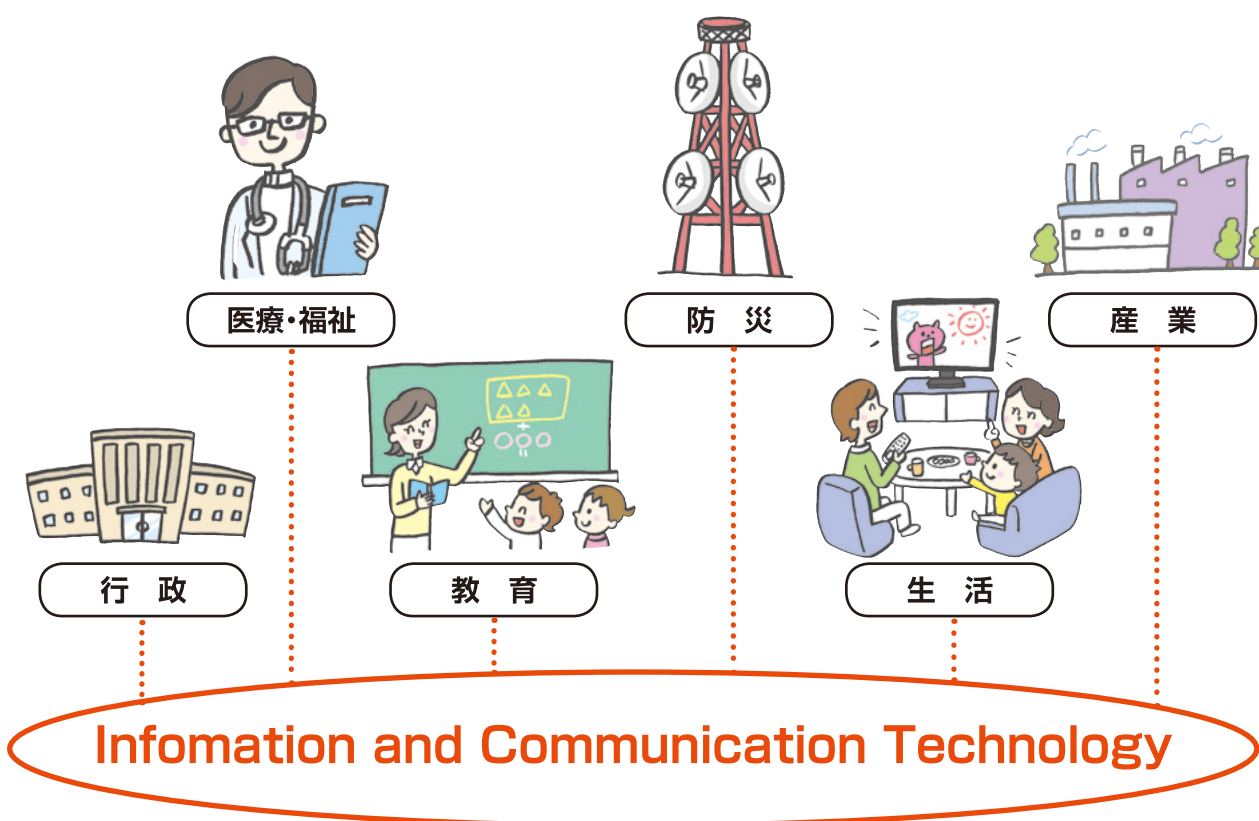
③情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療や電子カルテ等による効率的な医療サービスなど、ICTの特長を活かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

④県民本位の効率的な電子行政の実現

県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ICTを活用して便利で安全に行えるなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、各行政機関が連携した情報システムの構築や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の高度化を図ります。



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅱ》 やすらぎの ～快適で安全

政策⑤

安全・安心な暮らしづくり

目指す方向

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、警察活動の基盤や原子力発電所の安全・防災対策の強化に取り組めます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
・安心の暮らしを“紡ぐ”～

施策
29 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

施策
30 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

施策
31 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

施策
32 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

施策
33 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策 29

消費者の安全確保と生活衛生の向上

目 標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県消費生活センターにおける相談解決率 (解決には助言、情報提供を含む)	99.8% (平成22年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	41件 (平成22年度)	40件以下
生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性 確保達成状況	100% (平成22年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく 不適正な食品表示の割合	20.0% (平成22年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口10万人当たりの発生件数、全国平均を1.0とする)	1.02 (平成22年度)	1.00以下

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、高齢者や若者を中心に架空請求やキャッチセールスをはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、食品偽装表示や輸入農産物の残留農薬問題、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の全国的な発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

さらに、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、ペット等の迷惑防止のため、飼主への適正飼養に関する普及啓発等の強化が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導等に努め、食に対する県民の不安解消を図ります。

また、生活衛生施設を安心して利用できる状態に保つとともに、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。



愛媛県消費生活相談窓口キャラクター
こまどりのPiPi（ピピ）



「消費者の日」記念講演会・消費者のつどい

主な取組み

①消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障害者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実に努めるとともに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

②食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解を深めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、近年、問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図り、家畜伝染病等の発生防止に取り組むとともに、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施、食品表示ウォッチャーによる食品表示の適正化に努めます。

さらに、事業者の自主衛生管理水準の向上を図るため、愛媛県HACCP制度の導入促進と、消費者への理解促進・認知度向上に取り組めます。

③生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携し衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任を周知徹底するとともに、関係機関と連携・協力して動物由来感染症の防止等に取り組めます。



愛媛県特別栽培農産物等認証
マーク



愛媛県食品自主衛生管理
認証制度の認証マーク



動物愛護センターでの動物ふれあい教室

施策 30

水資源の確保と節水型社会づくり

目 標

水不足の不安を解消したい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
上水道・簡易水道の断水の回数	0回 (平成22年度)	0回
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

現状と課題

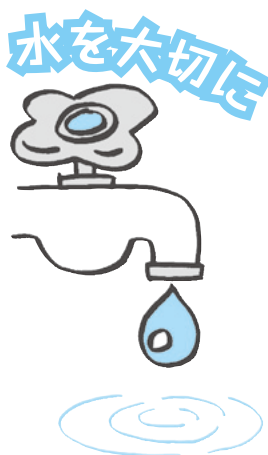
本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、さらなる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。



主な取組み

①既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

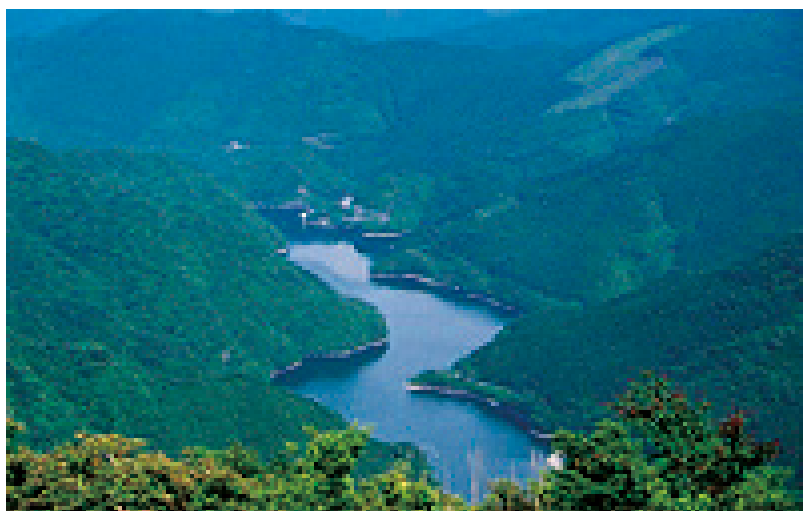
また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

②自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

③節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。



水源林の整備（柳瀬ダム周辺）

施策 31

交通安全対策の推進

目 標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
交通事故発生件数	8,188件 (平成22年)	7,041件 (平成26年)
交通事故死者数	64人 (平成22年)	55人 (平成26年)
交通事故死傷者数	9,792人 (平成22年)	8,630人 (平成26年)
市街地における歩道等の整備率	68.8% (平成21年度)	73.4%

現状と課題

本県の交通事故発生件数は平成17年から、交通事故死者数は平成18年から減少傾向となっていますが、いまだに多くの方々が交通事故の犠牲になったり、後遺症で苦しんだりしています。

本県では、交通事故死者の多くを高齢者が占めており、全国平均に比べて高い割合となっています。

また、子どもから高齢者まで、気軽に利用できる自転車に関わる交通事故が、年間1千件以上発生しており、今後も関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみ運動として取り組む各種対策が求められています。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、交通事故多発地点等の道路・施設等を歩行者、運転者双方の視点から改善し、安全・安心な交通環境の整備を図るとともに、関係機関・団体等が協力して広報・啓発活動や交通安全教育を実施することにより、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

特に、高齢者や自転車利用者の交通事故が多いことを踏まえ、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、高齢者に対する交通安全指導や自転車利用者に対する正しい通行ルールの周知徹底に努めます。

また、交通秩序を維持するため、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化するとともに、重大事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導・取締りを推進します。

主な取り組み

①人にやさしい交通環境の整備

高齢者・障害者等の交通弱者に配慮し、地域の特性に応じて、一方通行や指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するとともに、歩道の整備や段差改善、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備、信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化の推進などにより、安全・安心な交通環境の整備を進めます。

②高齢者のための交通安全教育の推進

関係団体や交通ボランティア等と連携して、高齢者世帯の訪問活動や高齢者が集まる公民館等での出前型交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する福祉活動、各種の催し等の多様な機会を通じた意識啓発を図るなど、高齢者自身が交通事故の当事者にならないことを心掛けるよう促します。

また、高齢者対象の安全運転講習を充実させる一方で、免許証の自主返納者に対する公共交通機関の割引制度のさらなる拡充を促進するなど、車を持たなくても快適に生活できる環境整備に努めます。

③自転車に関する安全意識の向上

自転車事故の実態を踏まえ、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育を実施し、自転車安全利用五則を周知徹底するなど、自転車利用者の安全意識とマナーの向上に努めます。

また、児童・幼児のヘルメット着用促進や、飲酒運転、信号無視及び乗用中の携帯電話使用等の、悪質・危険な違反に対する取締りを強化するとともに、交通量の多い場所でも安全に走行できるように、自転車通行環境の整備を促進します。

④重大事故に直結する交通違反の取締り

悪質・危険違反（無免許、速度、追越し、歩行者妨害等）や迷惑違反（駐停車、携帯電話、整備不良、過積載等）に重点を置いた指導・取締りを推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化します。

⑤交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。



横断旗を利用した交通安全教室



(国)317号(松山市持田町)

人にやさしい交通環境の整備～市街地における歩道等の整備～

施策 32

犯罪の起きにくい社会づくり

目 標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)
犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)	11.44件 (平成22年)	10.50件 (平成26年)
凶悪犯罪の検挙率	85.6% (平成22年)	100% (平成26年)
重要窃盗犯罪の検挙率	69.6% (平成22年)	70.0% (平成26年)

現状と課題

本県では、平成20年以降、毎年数値目標を設定して犯罪の抑止に努めてきたこともあり、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、今なお年間16,000件を超えており、その中には殺人・強盗等の凶悪犯罪も含まれています。

また、最近は高齢者が標的にされやすい振り込め詐欺や、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪が増加するなど、犯罪の悪質・複雑・多様化が進んでいます。

地域の絆が薄れて、地域社会が持っていた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも減らすためには、県民や事業所、自治体、警察等が協調体制を構築し、防犯意識を高めて地域を守っていく必要があります。

取組みの方向

パトロールや検挙活動の強化と支援体制の整備などにより、犯罪の抑止と摘発に努めるとともに、県民自らが危険を回避できるよう、関係機関と連携して安全・安心に関する情報を積極的に発信します。

また、県民からの相談や要望に迅速かつ適切に対応し、犯罪被害の未然防止を図るとともに、暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みや、少年非行や学校における安全確保などを含む、子ども・女性・高齢者の安全・安心に係る諸問題への取組みなどを強化します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。

主な取組み

①警察活動の強化による犯罪の抑止

研修等を通じて若手警察官のパトロールや職務質問、鑑識の知識・技術の向上を図ります。

また、科学的捜査資機材・IT技術や情報通信システムの整備・活用などにより、迅速で効率的な捜査を行い、犯罪の抑止や事件の早期解決につなげます。

②多様な手段によるタイムリーで分かりやすい情報発信

ホームページやメール、マスコミを通じて、不審者情報など安全・安心に関する情報をタイムリーに発信します。

また、女性を対象とした護身術教室や子ども向けの安全教室の開催、高齢者世帯の戸別訪問による安全情報の提供など、関係機関等と連携しながら県民のニーズに応じて様々な手段を使い分け、効果的に情報を伝えます。

③地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

地域住民自らの手で安全な生活を守るため、自主防犯ボランティア団体の結成と青色防犯パトロール活動への参加を促進します。

また、罰則付きの条例としては全国で2例目の「愛媛県暴力団排除条例」の周知を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

④犯罪抑止のための環境整備

自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進、安全・安心条例の制定、スクールサポーターの導入など、犯罪抑止のための環境整備に取り組みます。

⑤犯罪被害者支援の推進

犯罪被害者や遺族及び被害関係者に対し、民間被害者支援団体と協働して、その意向に沿ったきめ細かな支援活動に取り組みます。



犯罪被害者支援フォーラム



青色防犯パトロールカー出発

施策 33

原子力発電所の安全・防災対策の強化

目 標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	—	100%
原子力施設見学会等参加者数	509人 (平成22年度)	640人以上

現状と課題

四国唯一の伊方原子力発電所の安全規制については、国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和51年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

また、原子力災害時の拠点となる県オフサイトセンターや、安全確認業務等の集約と現地における迅速かつ的確な対応に努めるための県原子力センターを設置しています。

東日本大震災における原子力発電所の事故において、EPZが現実とかい離していたことが明らかになったことや、オフサイトセンターが活用できない状況になったこと等を踏まえ、これまでの原子力防災対策の根本からの見直しと、国が示す新しい原子力発電所の安全基準に基づく伊方原子力発電所の安全性の再確認が必要です。

取組みの方向

伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期すとともに、四国電力株式会社に対し、伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、確認を行います。

また、原子力防災対策を実施する地域の拡大も含めた県地域防災計画の抜本的改訂を行い、関係市町等と連携・協力しながら、防災体制の一層の充実を図ります。

主な取り組み

①迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリングポストの増設等に取り組むとともに、異常事象の大小を問わず県が公表する「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

②原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力株式会社が実施する津波や揺れに対する安全対策を県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、松山市に移転された原子力本部との緊密な連絡体制の構築に取り組みながら、独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

③原子力発電所立地・道県との連携強化

原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるようにするため、原子力発電所立地・道県と連携・協力しながら、情報共有や原子力防災資機材の提供、職員派遣等の応援体制の強化に取り組むとともに、国に対して原子力発電所立地・地点の特性を十分に考慮した安全審査指針類の見直し等を求めます。

④避難路や避難港の整備及び避難計画の策定支援

住民の避難等がスムーズに行えるように、伊方原子力発電所からの避難路（大洲・八幡浜自動車道等）や避難港（三崎港）の整備に取り組むほか、関係市町の避難計画の策定を支援するとともに、避難者の広域的な受入れが円滑に進むよう関係市町や隣接県等と連携を図ります。

⑤原子力防災施設・資機材の整備・更新

伊方町に設置している県オフサイトセンターの代替施設の整備等について、国と協議しながら取り組むとともに、緊急時連絡網やSPEEDIの適正な管理・運用、原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害発生時に現地災害対策本部等が適切に機能する体制の構築を図ります。

⑥現実的かつ効果的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練における避難区域を広域化し、訓練への参加機関の拡大を図るとともに、地震等によって道路が寸断された場合の海路・空路を用いた避難を想定するなど、複合災害の視点を取り入れたより現実的かつ効果的な防災訓練や研修会を実施し、周辺住民の迅速な避難体制を確立するとともに、防災業務関係者の知識、技術の向上を図ります。



県原子力防災訓練の災害対策本部



身の回りの放射線体験教室

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅱ》 やすらぎの ～快適で安全

政策⑥

災害に強い県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、南海地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

えがお
愛顔あふれる「えひめ」づくり
・安心の暮らしを“紡ぐ”～

施策
34

防災・危機管理体制の充実

目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

施策
35

災害から県民を守る基盤の整備

目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

施策 34

防災・危機管理体制の充実

目 標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
防災士の数	2,358人 (平成22年度)	4,000人
自主防災組織の訓練実施率	54.3% (平成22年度)	65.0%
県防災メールの登録者数	3,660人 (平成22年度)	30,000人

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、毎年のように大雨による被害が発生しています。

東日本大震災における大津波では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

今後30年以内に発生する確率が60%程度といわれている南海地震も、本県に甚大な被害をもたらすと予測されており、東日本大震災で明らかになった課題への対応を含め、防災力の一層の強化が急務となっています。

また、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の改訂を行うとともに、自助、共助、公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東海・東南海・南海の3つの地震の連動発生等による超広域災害に備えるため、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との広域応援体制を強化します。

さらに、県業務継続計画（県版BCP）の実効性の確保に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。



災害救助訓練



防災ヘリ「えひめ21」による救助活動

主な取り組み

①災害対応力と地域消防力の強化

災害対応資機材の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組めます。

さらに、県消防学校における消防職員・団員の教育訓練を充実するなど、地域消防力の強化に努めます。

②津波災害対策の強化

津波情報伝達体制の強化に取り組むとともに、津波に関する最新の知見等を踏まえ、市町が行う津波避難ビルや避難路等の確保、津波ハザードマップの作成及び津波によって浸水する範囲や水深の「見える化」等について、専門家と連携・協力しながら積極的に支援します。

③防災情報システム等の充実

県民への災害情報提供や防災関係機関における災害情報の共有化と収集能力の強化を図るため、県防災メール、衛星インターネット、衛星携帯電話などの防災情報システムの整備・充実に努めるとともに、消防防災ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組めます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組めます。

④広域連携の推進

今後、東海・東南海・南海の3つの地震が連動して発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組めます。

⑤地域における防災力の向上

自主防災組織の核となり、市町が行う災害時要援護者支援においても中心的役割を果たす防災士の養成に取り組むなど、地域防災の要である自主防災組織及び消防団の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

⑥危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できるように県業務継続計画（県版BCP）に基づく体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

施策 35

災害から県民を守る基盤の整備

目 標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県立学校の耐震化率	51.7% (平成22年度)	77.5%
警察施設の耐震化率	42.9% (平成23年度)	57.1%
洪水から守られる戸数	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸
海岸保全施設整備による防護面積	7,500ha (平成22年度)	8,800ha
耐震強化岸壁整備率	50.0% (平成22年度)	66.7%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	80.6% (平成22年度)	96.1%
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況にあります。

また、東日本大震災における未曾有の津波被害を踏まえ、全国第5位の長さの海岸線を持つ本県では津波対策推進法に沿った津波対策の見直しが求められています。

さらに、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・かけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南海地震など、大規模地震の発生に備えた、津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取り組み

①安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備、橋脚の補強等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

特に、台風等による洪水被害が発生しやすい肱川については、ダム建設や河川改修等により、治水対策を推進します。

②公共施設等の耐震化の推進

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化を推進します。

また、地震時の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めます。

③災害復旧への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。



(国) 317号 (今治市玉川町) 緊急輸送道路の防災対策



河川改修が進む肱川 (大洲市)



東予港海岸 (神拝地区) 高潮対策事業 (高潮・津波対策)



農地災害を未然に防止する老朽ため池改修

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅲ》 輝く^{えがお}愛顔
～未来を拓く

政策①

地域で取り組む子育て・子育て支援

目指す方向

よきパートナーとの出会いの機会を提供するとともに、身近なサポートセンターや保健所で出産や子育て等に関する様々な不安や心配ごとを解消するなど、保健・福祉・医療等が連携した適切な支援体制の下、安心して産み育てることができる環境整備を進めます。

また、愛媛の宝である子どもたちの健やかな成長と自立を家庭・学校・関係機関など、地域全体で見守り、支援することで、社会の中で果たすべき役割や責任について子どもたちの自覚を促します。

そして、夢を持ち続けながら子どもたちが元気に育つ、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

あふれる「えひめ」づくり 豊かで多様な『人財』を“育む”～

施策
36

安心して産み育てることができる環境づくり

目標 愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

施策
37

子ども・若者の健全育成

目標 子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

施策 36

安心して産み育てることができる環境づくり

目 標

愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
えひめ結婚支援センターにおけるカップル数	2,150組 (平成22年度)	5,150組
周産期死亡率	4.2 (平成18～22年度の平均値)	3.9以下
一時預かり、延長保育を実施している保育所数	209箇所 (平成22年度)	239箇所
ひとり親家庭の就業率	89.9% (平成22年度)	90.0%以上

現状と課題

本県の出生数は、昭和48年を境に減少傾向が続き、平成20年には約半分になるなど、少子化が急速に進行しています。

また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

このような中、子育て中の親の孤立を防ぎ、負担感や不安感を軽減するため、子育てに対する地域住民の理解と関心を高め、地域における子育て家庭への支援体制を充実・強化することが求められています。

また、近年、痛ましい事件に至るケースも見られる児童虐待に対しては、一人ひとりの虐待の状況に応じて、時機を逸することなく、子どもの権利擁護に配慮した適切な対応が不可欠であり、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく支援することが必要です。

取組みの方向

未婚化・晩婚化対策として、男女の出会いの場を提供するとともに、周産期医療を充実させるなど、子どもを産みやすい環境づくりを推進します。

また、保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談を促進するとともに、ニーズに応えられる幼児教育や保育サービス等の提供に努めます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するほか、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

主な取り組み

①未婚化・晩婚化対策の推進

えひめ結婚支援センターを核とする結婚支援のための各種イベントを県内全域で実施するとともに、各地域に配置した「愛結びコーナー」において独身男女の個別のお引合せを行います。

また、お引合せ後は、ボランティアによるきめ細かな交際フォローを実施し、少子化の主たる要因といわれる未婚化・晩婚化の解消に努めます。

②子どもを産みやすい環境づくり

総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの連携強化により、周産期医療体制の機能を高め、地域の実情に応じた安全で安心できる周産期医療の提供に取り組みます。

③みんなで支える子育て社会づくり

子どもの自発的な成長を温かく見守りながら、地域住民みんなで子育てをサポートする運動を推進するとともに、子どもたちが関わり合い、育ち合う場や、親同士や地域住民との交流を深める場として活用できる子育て支援拠点の設置を促進します。

また、NPO等との連携・協働による子育て支援情報の発信力強化や子育て環境のさらなる向上など、きめ細かな子育て家庭への支援充実に努めます。

④幼保一体化への適切な対応

質の確保された学校教育・保育の一体的提供などを目的として導入が検討されている幼保一体化については、国や県、基礎自治体の役割分担や財源問題などについて検討すべき課題も多いため、全国知事会等を通じて、国との議論を深めながら、愛媛の子育てに安心感が持てる制度として運用できるよう適切に対応し、子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの拡充や、質の高い幼児教育の提供、児童の放課後対策等に努めます。

⑤保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

保護を必要とする子どもの適切な保護や支援のために、地域が一体となって取り組む活動や、そのためのネットワークの構築を支援するとともに、住民への理解を深め、情報を共有するためのセミナーや研修会を開催します。

また、児童相談所を核として市町との連携・協力体制の強化に努めるとともに、県や市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

⑥ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援や子育て・生活支援に加え、母子家庭の母等の安定した就業による自立支援や子どもの養育費に関する法律相談等を実施することにより、総合的な自立支援に努めます。



保育所での豊かな生活体験活動（筍の皮むき）



施策 37

子ども・若者の健全育成

目 標

子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
公立小・中学校（県立中等教育学校を含む）における 不登校児童生徒の割合	0.93% (平成22年度)	0.85%
いじめの解消率	96.4% (平成22年度)	98.0%
刑法犯で検挙・補導された青少年の数	1,130人 (平成22年)	1,000人 (平成26年)

現状と課題

本県における少年非行については、総数は減少傾向にあるものの、低年齢化の傾向が見られるなど、依然、憂慮すべき状況にあります。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ニート、虐待など、子ども・若者の抱える問題の複雑化、深刻化が懸念されています。

これらの背景には、急激な社会構造の変化に伴う家庭・地域における教育力の低下や、非正規労働者の増大等の不安定な就労環境、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化など、子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増している現状が指摘されています。

一方、近年のインターネットや携帯電話の普及は、青少年が違法・有害な情報に触れる機会を増大させるとともに、個人を攻撃するブログやプロフの開設など、いじめの質を変化させ、より深刻化させる原因ともなっています。

このため、まず、大人自身が社会の在り方を見直すとともに、子ども・若者一人ひとりが置かれた成育環境や発達段階に応じたきめ細かな支援により、社会全体で見守り、育てていくことが求められています。

取組みの方向

本県の子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくため、本人やその家族が抱える様々な困難に対する相談支援体制の整備など、家庭・学校・地域・諸機関等がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、県民総ぐるみで見守り、育てる取組みを推進します。

また、いじめや不登校、非行の防止対策を各機関が連携して推進するとともに、インターネットを中心とした有害環境等の浄化に取り組み、青少年が健全に育つ環境の整備に努めます。

主な取り組み

①子ども・若者の社会的自立と社会参加の促進

子ども・若者に社会での役割や責任を自覚してもらうため、地域行事やボランティア活動などの多様な社会活動への参加を促進するとともに、職業的自立を支援するための就職支援やひきこもり支援など社会的自立に向けた取り組みを推進します。

②県民総ぐるみによる健全育成活動の推進

家庭・学校・地域・諸機関等の連携を強化し、県民総ぐるみによる青少年健全育成、非行・被害防止運動を展開するため、強調月間に合わせた大会を開催するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活動、実践活動を展開します。

③相談・ケア体制の整備・充実

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、教職員への研修を充実させるとともに、家庭はもとより、学校や地域が連携して、その対策に取り組む体制づくりを進めます。

また、学校へのスクールカウンセラー等の配置を拡大するとともに、24時間体制でいじめや不登校の相談に応じるなど、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。

④少年補導活動等による非行防止対策の推進

目まぐるしく変化する青少年を取り巻く環境を把握し、広域化する少年非行の実態や特性を理解するため、少年補導職員等の研修などを実施し資質の向上を図ります。

また、学校において警察と連携した非行防止教室を開催することにより、青少年の規範意識や正義感、自己抑制力等を養うとともに、更生保護団体等と連携した立ち直り支援活動を促進します。

⑤青少年に有害な環境の浄化

インターネットや携帯電話の適切な利用に向けた青少年への指導や、保護者への啓発を図るとともに、ネットパトロールの強化や学校裏サイトの監視により、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できるような環境づくりに努めます。

また、健全な育成を阻害するおそれのある図書類や有害がん具類に、青少年をみだりに触れさせないように、事業者をはじめ県民全体に対し愛媛県青少年保護条例の内容を周知・徹底します。



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅲ》 輝く^{えがお}愛顔 ～未来を拓く

政策②

未来を拓く子どもたちの育成

目指す方向

学校や家庭、地域が連携・協力してつくる安全で充実した教育環境の中、障害のある子どもを含めた幼児児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じた学習の場が提供されるとともに、高い資質を持った教員による知的好奇心をくすぐる学びを通して、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる教育に取り組みます。

また、国際化や情報化など社会の変化に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、豊かな人間性を育てる体験学習等を推進します。

そして、愛媛の未来を拓く原動力となる、子どもたちの育成を目指します。

あふれる「えひめ」づくり 豊かで多様な『人財』を“育む”～

施策 38

魅力ある教育環境の整備

目標

子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

施策 39

確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標

子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

施策 40

特別支援教育の充実

目標

支援が必要な子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

施策 41

教職員の資質・能力の向上

目標

子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい



施策 38

魅力ある教育環境の整備

目 標

子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	94.1% (平成22年度)	100%
地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	96.3% (平成21年度)	100%
県立高校(県立中等教育学校を含む)の自己評価におけるA、B評価の項目数の割合	83.9% (平成22年度)	88.9%

現状と課題

近年、都市化や核家族化、個人主義の浸透など、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校はもとより家庭、地域社会が一体となって、教育に取り組んでいくことが求められています。

こうした中、県においては、教育に対する県民の意識・関心を高めるため、「えひめ教育の日」推進会議を中心に、県内全域で教育関連事業を実施するなど、県民総ぐるみで取り組む教育の推進に努めていますが、企業や教育関係団体等、多様な主体と連携した教育の推進に向け、一層の取組みが必要です。

一方で、学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる犯罪が発生していることや、地震災害等への対応の必要性などから、安全・安心な教育環境を確保する取組みが求められています。

また、すべての子どもたちがそれぞれ持つ能力を存分に発揮し、夢の実現にチャレンジできるよう、平等な就学機会を確保するとともに、開かれた特色ある学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

取組みの方向

教育に対する県民の意識や関心を高め、社会全体で教育に取り組むとともに、すべての幼児児童生徒が、身体的・経済的な理由等により教育を受ける機会を失うことのないよう配慮します。

また、安心して学習できる教育環境の確保に向けて、幼児児童生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、社会の変化に対応した教育環境の確保に向けて、創意工夫を活かした特色ある学校づくり、地域に開かれた、愛され信頼される学校づくりを推進します。

加えて、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めます。



主な取組み

①学校や家庭、地域、企業等が一体となって取り組む教育の推進

「えひめ教育の日」や「えひめ教育月間」の普及・定着などを通じて、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域住民の参画により学校教育を支援する「学校支援地域本部」の活性化などにより、学校や家庭、地域、企業等が一体となった魅力的で質の高い教育の推進を図ります。

また、高校生等に対する奨学金制度の充実を図ります。

②安全・安心な教育環境の整備

学校教育施設の耐震化を積極的に推進するほか、幼児児童生徒が災害に対し適切に対応できる能力を養うとともに、学校敷地内への不法侵入に対する警戒や登下校時の見守り強化、家庭、学校、地域、企業、警察等が連携した危機管理体制の充実など、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保します。

③開かれた特色ある学校づくり

幼児児童生徒の実態や地域の状況等に応じて、教育課程を工夫するとともに、指導方法や指導体制を改善します。

また、豊かな創造性や企画力、マネジメント能力のある民間人校長の登用についての検討や、学校評価の充実による教育活動や学校運営の改善を進めることにより、学校組織の活性化を図るほか、教育委員会における政策立案能力の強化・充実に努めます。

④私立学校の振興

建学の精神に基づく特色ある教育を展開する私立学校については、その自主性を尊重しつつ、各々の学校の状況に応じ、運営費補助や授業料助成等の振興方策を講じることにより、教育水準の維持向上と幼児・生徒のいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、健全な学校運営の支援に努めます。

また、各種情報提供等を通じ、公立・私立学校間の相互理解と連携を図ります。



施策 39

確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目 標

子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校 81.2% 中学校 67.5% (平成22年度)	小学校 85.0% 中学校 71.0%
インターンシップを行っている県立高校（県立中等教育学校を含む）の割合	83.9% (平成22年度)	87.9%
道徳の時間の年間指導計画に体験活動を活かす工夫を位置付けている学校の割合	81.0% (平成23年度)	100%
体育の授業以外で週3日以上運動をしている児童の割合	小5男子 60.6% 小5女子 41.9% (平成22年度)	小5男子 65.0% 小5女子 45.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の割合	中2男子 31.4% 中2女子 16.0% 小5男子 27.2% 小5女子 24.2% (平成22年度)	中2男子 27.0% 中2女子 12.0% 小5男子 23.0% 小5女子 20.0%

現状と課題

平成22年度の全国学力・学習状況調査における本県の正答率は、小・中学校とも全国平均とほぼ同程度であったほか、児童生徒へのアンケートにおける授業理解度については、小学校は全国平均を上回ったものの、中学校は全国平均とほぼ同程度の結果となりました。

今後は、これらの調査やアンケートの結果を分析した上で、本県の学力向上のための実効性ある取組みを推進していく必要があります。

一方で、近年の地域社会における人間関係の希薄化や少子化等を背景として、子どもたちの倫理観や社会性、規範意識の低下が問題になるとともに、外で遊んだりスポーツを楽しんだりするのに必要な時間や空間、仲間の減少からくる体力低下が懸念されています。

知、徳、体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、社会の変化に対応した多様な教育も取り入れながら、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいくことが必要です。

取組みの方向

児童生徒が自ら学び、考える力を育めるよう、言語活動の充実など学習指導要領の着実な実施により確かな学力の定着と向上に努めるとともに、望ましいキャリア教育や外国語教育、情報教育などを推進し、社会人として自立するために必要な能力を養います。

また、命を大切に作る心や他人を思いやる豊かでたくましい精神を育みます。

さらに、運動を通じて子どもたちの体力を養うとともに、健康的な生活習慣の確立を促進します。

主な取組み

① 確かな学力の定着と向上

県独自の学力診断調査をすべての学校で実施し、学力向上推進主任を中心に調査結果の分析を行うほか、授業評価システムや教科別授業評価マニュアルの活用による授業改善、自主学習プリントの提供などを行うことにより、各学校における学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、確かな学力の定着と向上に努めます。

また、少人数学級の導入促進など、教員がゆとりを持って子どもたちに向き合える環境づくりを進め、幼児児童生徒一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな教育活動を行うとともに、学校図書館の整備・充実や、家庭との連携による効果的な学習・生活習慣の確立に努めます。

② 社会的・職業的自立に向けた多様な教育の推進

社会人として自立するために必要な能力や望ましい勤労観・職業観の育成に向け、小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の推進を図るとともに、コミュニケーション能力やICTを適切に活用できる情報リテラシーの育成に努めます。

③ 豊かな心を育む教育の推進

学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、三つの愛（人間愛、自然愛、郷土愛）に基づいた独自教材の活用や、地域人材をゲストティーチャーとして招へいしての授業など、道德教育の充実や道德の時間と有機的に連動した体験活動の推進、また、豊かな感性や想像力を育む読書習慣の定着に努めます。

④ 体力づくりの推進と健康的な生活習慣の確立

学校の教育活動等の中で子どもたちの体力・運動能力の向上が図られるよう、小学校にも体育を専門に担当する教員を配置し、公開授業等を通じて体育の授業改善を図るとともに、体育の授業以外にも運動する機会を作るため、県内の全小学校が参加して、楽しみながら継続的に運動に取り組みホームページ上で運動の記録を競い合うことができる「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を開催し、子どもたちの体力の向上とスポーツへの参加意識の高揚を図ります。

また、食育の推進による健康的な生活習慣の確立を促進します。



英語によるディベート・コンテスト



科学コンテストで問題に挑戦する高校生

施策 40

特別支援教育の充実

目 標

支援が必要な子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

成果指標

進学・就職希望者の希望達成度の割合
(県立特別支援学校高等部卒業者)

現状値

91.2%
(平成22年度)

目標値
(平成26年度)

95.0%

公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別的教育支援計画を作成している学校の割合

89.9%
(平成22年度)

100%

現状と課題

本県の特別支援学校の在籍者数は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱については横ばい又は減少傾向にありますが、知的障害については大幅に増加する傾向にある上、障害の重度化や重複化、多様化が進む傾向にあります。

加えて、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通うLDやADHDといった発達障害のある児童生徒も増加する傾向にあることから、一人ひとりが抱える障害の状態に応じたきめ細かい支援や、通常の学級を担任する教職員も含めた学校全体で支援する体制を整えることが求められています。

県では、すべての公立学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の充実に取り組んでいますが、こうした障害のある子どもたちが地域で安心して学び、その持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、教職員の専門性の向上や関係機関の連携によるネットワークの構築、本人や保護者、専門家の意見を踏まえて総合的な観点から就学先を決定する仕組みの充実など、なお一層の取り組みが必要となっています。

取組みの方向

障害のある子どもたちが快適に学ぶことができる学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教職員の能力向上に取り組めます。

また、学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整え、一人ひとりの障害の状態や発達の段階、教育的ニーズに応じた質の高い指導・支援の充実を図ります。

さらに、障害がある子どもたちの地域の学校への就学希望を尊重できるよう、就学前の早い段階からの教育相談の実施や、適正な就学先決定の体制づくりに取り組むとともに、地域住民の特別支援教育への理解促進に努めます。

主な取組み

①学校環境の整備・充実

新居浜特別支援学校の校舎や、みなら特別支援学校松山城北分校の実習室をはじめとする特別支援学校の校舎の整備やバリアフリー化など、在籍者数の増加や障害の状態に合わせた施設設備の整備充実を進めることにより、児童生徒が伸び伸びと学べる環境の整備を図るとともに、校舎等の耐震化を進めます。

②特別支援教育コーディネーターや教職員の能力向上

大学との連携による専門的な研修により、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育に関わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、すべての教職員が特別支援教育に関する一定レベルの基本的な知識を得られる研修の充実を図ります。

③学校や家庭、地域、関係機関が連携した特別支援教育の充実

学校や家庭に加えて、関係機関等が連携する地域ネットワークや、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組めます。

④一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

個別の教育支援計画や指導計画を作成・活用し、障害の状態や発達の段階に応じたキャリア教育などに早い段階から取り組むなど、障害のある子ども一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図り、希望する進路の実現につなげます。

⑤交流及び共同学習の推進

障害のある子どもたちと、障害のない子どもたちや地域住民との交流及び共同学習を推進し、相互理解の促進を図ります。

⑥適正な就学先決定の体制づくりの推進

障害のある子どもたちに対する早期からの教育相談を行い、本人の教育的ニーズ、本人や保護者、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する体制づくりに取り組めます。



施策 41

教職員の資質・能力の向上

目 標

子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校 81.2% 中学校 67.5% (平成22年度)	小学校 85.0% 中学校 71.0%
研修を受講した教員による授業への活用度	74.9% (平成22年度)	85.0%

現状と課題

今日の学校現場では、安全・安心な学校づくりに加え、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実など様々な課題が生じており、教職員にはこうした課題に適切に対応できる能力が求められています。

そうした中、本県での教員一人当たりの研修回数は、近年増加傾向にあるほか、授業評価システムを活用した授業改善実施率も上昇傾向にあるなど、専門的知識・技能の着実なレベルアップに努めています。

一方、職務の多忙化や学校を取り巻く環境変化の中で、心身に変調を来して休職する教職員が増えていることも問題となっています。

日々発生する様々な課題に的確に対処しつつ、子どもたちにとって楽しくよく分かる授業を行い、地域社会から信頼される学校づくりを進めるためには、引き続き、社会の変化や学校現場のニーズに対応した研修の機会を設け、多様で優れた資質・能力を有する教職員を養成・確保するとともに、安心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。

取組みの方向

幼児の主体性を育む保育や児童生徒にとって楽しくよく分かる授業を目指し、各種研修の充実や各校種間の交流といった勤務経験の多様化などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上に努めます。

また、教職員としての自覚を高めるとともに、学校ぐるみで不適切な行動の未然防止に努め、健全な社会人としての資質向上を図ります。

さらに、教職員一人ひとりが自信と誇りを持って教壇に立ち、安心して働くことができる職場づくりを進めます。

主な取組み

①教職員の専門的知識・能力の向上

経験年数に応じた基礎研修や、ライフステージに応じた各種職務別研修、大学との連携による研修の充実を図り、教職員の専門的知識・能力の向上を促進します。

また、教職員の自己研修を奨励するとともに、ICT利活用の知識と技能の向上を図るため、ICT研修など多様な研修機会の確保に努めます。

さらに、授業評価システムを活用した授業評価の実施や学習指導要領に対応した教科等の研究を推進し、学習指導や生徒指導における実践的指導力の向上を図ります。

このほか、幼児教育の振興・充実を図る研修を実施するとともに、子どもたちの発達段階の違いを理解し連続性のある教育ができるよう、校種や学校規模を越えた連携・人事交流など、教職員の勤務経験の多様化を積極的に推進します。

②教職員としての自覚を高める取組みの推進

教職員の綱紀粛正と服務規律の確保に努めるとともに、指導が不適切と認められた教員に対しては県総合教育センター等で指導改善研修を行うなど、教員としての資質回復に努めます。

また、教員に必要とされる資質能力の保持を図るため、教員免許更新制度の円滑な実施に取り組みます。

③教職員が安心して働くことができる職場づくり

教員が孤立してしまわない環境づくりや、メンタルヘルス対策に力点を置いた教職員の安全と健康管理対策の充実に努めるとともに、休職者の復職支援システムの円滑な運用と充実に努めます。



授業のエキスパート養成事業研究会



地区内高校の合同進路指導力向上研修

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅲ》 輝く^{えがお}愛顔 ～未来を拓く

政策③

生涯学習と文化の振興

目指す方向

県民一人ひとりが、自らの目標に向かって自己研さんに励み、あらゆる学びの機会を通じてその成果を表現することで、自己の成長と暮らしの充実を実感することができる生涯学習社会づくりを進めます。

また、豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成を促進します。

そして、誰もが地域に誇りと愛着を感じられる、個性豊かな愛媛文化の創造を目指します。

あふれる「えひめ」づくり 豊かで多様な『人財』を“育む”～

施策 42

学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標

生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

施策 43

個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標

愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい



施策 42

学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目 標

生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	4.6冊 (平成22年度)	5.4冊
生涯学習の講師として登録している者の数	832人 (平成22年度)	900人
学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	543件 (平成22年度)	1,000件
総合科学博物館の入館者数	208,833人 (平成22年度)	218,000人
歴史文化博物館の入館者数	101,411人 (平成21年度)	113,300人

現状と課題

生活水準の向上や平均寿命の伸長、自由時間の増大、高度情報化の進展といった社会状況の変化を背景として、県民の生涯学習への意欲が高まっています。

平成22年に実施した生涯学習に関する県民アンケート調査の結果でも、幼稚園から高校生の子どもを持つ保護者と祖父母等の半数以上の方が、「とくに興味がわくことがあれば定期的な学習活動に参加したい」と回答しており、学習参加へのニーズは高いものの、実際に定期的な学習活動に取り組んでいる人は2割にも満たない状況にあります。

このため、県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる様々な学習の機会を創り出し、学習ニーズの多様化・高度化に対応した学習環境を整備するとともに、社会において学習成果が適切に評価され、活かされるような環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

子どもから高齢者まですべての県民が、それぞれの年齢や状況、個人の目標と学ぶ意欲に応じ自発的に生涯にわたって学び続け、学び直すことができるよう、情報や活動の場の提供に努めます。

また、自己の体験や学習の成果をボランティア活動などによって社会に活かすとともに、一方で、そうした他者の学びの成果を自らの活動に活用することができるような、「知の循環型社会」づくりを進めます。

主な取り組み

①自律的な学びへの支援

生涯学習社会を支える人材育成に努めるとともに、県生涯学習センターを核とした関係機関や団体の連携による「学び舎えひめ」の運営や、県民自らが愛媛らしさを探究する地域学（愛媛学）の普及推進により学習機会や学習情報を提供するなど、自律的な学びへの支援を推進します。

②社会教育基盤の体制整備と生涯学習の場の提供及び利用促進

学校・家庭・地域の連携支援に努めるほか、公民館や図書館における地域の学習拠点としての機能を拡充するとともに、県生涯学習センターや総合科学博物館、歴史文化博物館、えひめ青少年ふれあいセンターなど、社会教育施設の一層の充実と利用促進を図り、県民の生涯にわたる学習活動の場の提供に努めます。

③学習成果が社会に活かされる場の提供

個の学習成果が社会に還元されていく「知の循環型社会」の構築のため、ICTを活用した情報通信ネットワークの構築や家庭教育支援・学校支援等に係るボランティア活動の充実に努めるほか、日頃の自己研さんから得た知識・技能を活かした成果の発表や、小・中学生のふると学習作品の展示等を行う「生涯学習まつり」の開催などを通じて、生涯学習の輪を広げる活動を支援します。



コミュニティ・カレッジ フラワーアレンジメント講座
(生涯学習センター)



コミュニティ・カレッジ フラダンス講座
(生涯学習センター)

カクハン



エントランスホールでの科学イベント
(総合科学博物館)

はに坊



特別展の開催（歴史文化博物館）

施策 43

個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目 標

愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
国・県指定文化財数	525件 (平成22年度)	533件
県美術館の年間利用者数	300千人 (平成22年度)	350千人
県民総合文化祭等への参加者数 (県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む)	875千人 (平成22年度)	882千人

現状と課題

文化は人々に楽しさや感動、安らぎをもたらし、人生を豊かにするほか、情緒あふれる人間性と感受性を養い、創造力を育むとともに、人間社会の基盤としての重要な役割を果たすことから、地域の多様な文化を守り、世代を越えて受け継いでいくことが求められています。

しかしながら、人口減少・過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や厳しい経済情勢により、文化芸術活動を支える基盤のぜい弱化に対する危機感が広がっています。

誇りと愛着を持てる魅力あるふるさとを創るためにも、あらゆる世代の県民が文化・芸術に気軽に親しむことができる環境を整え、貴重な愛媛文化を守り育てていくことが必要です。

取組みの方向

優れた芸術に触れる機会や、様々な文化活動を体験する機会の充実により、県民の文化・芸術活動への意欲を高めるとともに、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりを進めます。

また、文化財の指定等を順次進め、その保存や活用を図るとともに、各地域の民俗芸能の振興と文化の交流に努めます。

さらに、県民文化会館や県美術館などの文化・教育施設が、文化活動の拠点として県民に親しまれ、利用しやすく、開かれた施設となるように努めます。



萬翠荘本館（重要文化財）

主な取組み

①質の高い文化・芸術に親しむ機会の充実

学校や地域において、童謡・唱歌など世代を越えて伝えられる文化との触れ合いを通じて、子どもたちの豊かな情操をかん養するとともに、県民総合文化祭の県内各地での開催など、幅広い世代が日常の中で文化・芸術に触れることができる機会の充実に努めます。

②新しい愛媛文化の担い手育成

アマチュア文化の祭典である県民総合文化祭を開催するほか、公益法人、民間企業等との連携による様々な文化交流・活動機会の提供を通じて、文化活動に取り組む団体等を育成・支援します。

③文化財の保存・活用

歴史的な建造物をはじめとする各種文化財の修理や環境整備、遺跡の発掘調査などを進め、県内の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

④文化・教育施設の整備と活用

県美術館等における各種の情報支援サービスや、展示品の解説ボランティアの配置などにより使い勝手の良い施設環境を整備するほか、民間企業の知恵を活かしたイベントの企画立案や施設利用提案などにより、施設の利活用を促進します。



県民総合文化祭



こども文化体験教室
(えひめ青少年ふれあいセンター、生涯学習センター)

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅲ》 輝く^{えがお}愛顔 ～未来を拓く

政策④

スポーツ立県えひめの推進

目指す方向

県民誰もが、いつでも、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができ、自らの能力を地域の大会や全国大会等で発揮することができる環境整備や、愛媛国体の開催も踏まえたトップアスリートの育成に努めます。

また、県民に夢と感動を与えると同時に、地域に根ざした様々な交流を通じて、地域のにぎわいが創出されるようプロスポーツチームのさらなる成長を促進します。

そして、多くの県民が「する、みる、支える」それぞれの立場でスポーツを楽しみ、達成感や充足感を得ることができる明るく活力に満ちた「スポーツ立県えひめ」の実現を目指します。

あふれる「えひめ」づくり 豊かで多様な『人財』を“育む”～

施策 44

スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標

スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

施策 45

競技スポーツの振興

目標

愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

施策 44

スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目 標

スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
総合型地域スポーツクラブ数	29クラブ (平成23年度)	50クラブ
競技人口の状況	38,161人 (平成22年度)	39,200人
日本体育協会公認スポーツ指導者数 (人口千人当たり)	1.7人 (平成23年度)	1.9人

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持・増進、生きがいづくりに役立つとともに、住民同士の交流を通じた地域の一体感や活力を醸成するなど、多くの効用を有しており、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現在、その意義や価値がますます高まっています。

こうしたことから、国では、従来の「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」であることを明記しました。

しかしながら、本県における成人のスポーツ実施率（週1回30分以上スポーツを行う人の割合）は、全国平均を下回るなど活発とはいえない状況にあり、県民それぞれの生活環境に応じた主体的なスポーツ活動を促進していくことが課題となっています。

また、本県では、愛媛FCや愛媛マダリンパイレーツがプロスポーツチームとして活躍し、地域同士の交流やまちの活性化に貢献していますが、近年は観客動員数が伸び悩む傾向にあり、県民の気運を盛り上げていくことが求められています。

取組みの方向

スポーツ・レクリエーション施設の整備や総合型地域スポーツクラブの育成等を通じて、子どもから高齢者・障害者まで、県民誰もが年齢や身体状況に応じ、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境を整え、地域に根ざしたスポーツの振興を図ります。

また、地域密着型のプロスポーツチームを本県の活性化に寄与する貴重な地域資源と位置付け、市町や各種団体等と連携してその活動を支援します。



グラウンド・ゴルフ県スポーツ・レクリエーション祭
(県総合運動公園補助競技場)



愛媛県武道館

主な取組み

①生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境の整備

地域のスポーツ団体等との連携、スポーツ入門教室の開催、指導者派遣等の取組みにより、子どもが外遊びできる環境づくりや、学校における運動部活動の活性化、成人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するなど、県民それぞれのライフステージとレベルに応じたスポーツ環境を整備します。

②身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

運動広場や体育館など、地域における身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備について、市町と連携した取組みを推進するとともに、既存施設を有効活用する観点から学校体育施設の開放を一層推進します。

③総合型地域スポーツクラブの育成による地域に根ざしたスポーツの振興

子どもから高齢者・障害者に至るまで誰もが、スポーツを気軽に楽しみ、コミュニケーションを図れる場として、地域住民が主体的・自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

④地域密着型プロスポーツの育成・支援

野球やサッカーなどの地域密着型プロスポーツを振興し地域活性化につなげていくため、県民総ぐるみで支援する気運の醸成に取り組むとともに、イベント広報等による観客動員や地元スポーツ団体との交流を促進します。

⑤「プロ野球球団」四国誘致の可能性調査・検討

プロスポーツの公式戦やキャンプ等を積極的に誘致するとともに、将来的な夢として、プロ野球球団の四国への誘致に向けた、四国他県等と連携しての可能性調査・課題研究等に取り組みます。



愛媛FC試合風景



愛媛マンダリンパイレーツ試合風景

施策 45

競技スポーツの振興

目 標

愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	38位 (平成22年度)	20位台
全国高校総体(インターハイ)入賞件数	31件 (平成22年度)	40件

現状と課題

本県の競技スポーツは、平成22年のインターハイで過去最高の成績を収めるとともに、オリンピック等の国際大会で活躍するナショナルレベルの選手も増加するなど、近年の強化策の効果が現れてきています。

その一方で、人口の減少による競技人口の伸び悩みや、有力選手の県外流出、景気低迷による企業スポーツの停滞といった問題を抱えています。

また、平成29年には64年ぶり、本県初の単独開催となる第72回国民体育大会の開催が予定されており、さらなる競技力の向上や施設整備、県民総参加の取組みとするための大会気運の醸成など、様々な準備を着実に進めていく必要があります。

取組みの方向

指導者の養成及び選手の育成の考え方を「トップ選手をさらにレベルアップさせる視点」と「将来のトップ選手を育成する視点」の二つに分け、競技力の向上に戦略的に取り組みます。

また、スポーツ医・科学の積極的な活用に加え、各種の全国大会・国際大会等の誘致を進めるほか、愛媛国体の計画的な準備に取り組みます。



山口国体開会式の入場行進(2011年)

主な取り組み

①指導者の養成・確保

中央競技団体主催の研修へ指導者を派遣するとともに、競技専属アドバイザーコーチを招へいし指導者の資質向上を図るほか、学校における運動部活動指導者の確保に努めます。

②トップアスリートの発掘、育成・強化

全国レベルで活躍できる選手の育成を図るため、県内合宿や県外遠征、招待試合、トップコーチの招へい等の強化事業を実施します。

また、小・中学生から大学生、社会人に至るまで、一貫した指導方針に基づき合理的な強化を図れるよう、競技団体ごとの中・長期的な強化プログラムの作成を促進するとともに、競技ごとに指定する強化拠点指定校の支援や企業と連携した社会人トップアスリートの育成に努めます。

③スポーツ医・科学の活用

スポーツ医・科学知識の普及啓発や、スポーツドクター、トレーナーなどスポーツ医・科学アドバイザーの競技団体等への派遣、選手へのメディカル・フィジカルチェックの実施など、最新のスポーツ医・科学を活用した選手強化を推進します。

④全国大会・国際大会等の誘致

県武道館等を有効に活用し、障害者、高齢者の競技大会を含めた全国大会や国際大会を誘致・開催するとともに、スポーツ合宿等を積極的に誘致します。

⑤第72回国民体育大会開催に向けた準備

市町と連携した競技施設の整備、愛媛国体への理解促進、大会への参加意識の醸成を図るとともに、愛媛の魅力を全国に発信するための広報活動の展開、挨拶運動やボランティアを中心とした環境美化活動等の県民運動の推進など、県民総参加の下に計画的かつ着実に開催準備を進めます。



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅳ》 やさしい愛顔^{えがお} ～調和と循環により、

政策①

環境と調和した暮らしづくり

目指す方向

学校や地域、家庭、職場など多様な場における環境教育・学習を通じて、子どもから高齢者まで誰もが環境問題を正しく理解し、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現など、地球温暖化対策を実践する意識の醸成に努めます。

また、限りある資源を有効に活用するため、家庭や会社など身近なところから取り組める3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の普及を促進するとともに、大気や水質など安全で快適な生活環境の保全に努めます。

そして、誰もが環境に配慮しながら暮らせる愛媛の実現を目指します。

あふれる「えひめ」づくり かけがえのない環境を“守る”

施策 46

環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

施策 47

地球温暖化対策の推進

目標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

施策 48

環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標

3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

施策 49

良好な生活環境の保全

目標

安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

施策 46

環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目 標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
環境マイスター登録者数	94人 (平成23年度)	100人
小・中学校における環境教育年間指導計画策定率	78.2% (平成22年度)	82.0%
環境教育・学習参加者数	24,218人 (平成22年度)	前年度より増加
環境NPO法人数	109団体 (平成22年度)	前年度より増加

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与え、環境問題が引き起こされており、地域の環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりが環境とのつながりについて認識を深め、具体的な環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、学校や地域、家庭、職場など、多様な場において環境教育・学習を進めていく必要があります。

特に、学校における環境教育は、次代を担う子どもたちの環境に対する姿勢を決める大きな要素となることから、充実することが重要です。

取組みの方向

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、環境保全活動に自主的・主体的に取り組めるよう、学校や地域、家庭、職場など、多様な場における環境教育・学習を推進します。

また、県民、環境活動団体、事業者、行政など各主体の環境に配慮した自主的な取組みが促進されるよう、担い手となる環境活動リーダーの育成や環境保全活動に積極的に取り組む団体への支援等を行うとともに、多様な主体の交流を促進し、協働のネットワークづくりを推進します。

さらに、環境情報の収集と積極的な提供に努めるとともに、大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります。



環境マイスターの派遣

主な取組み

①学校・地域等における環境教育・学習の充実

学校での総合的な学習の時間等を活用して、発達段階に応じた体系的な環境教育を推進するとともに、地域の環境活動リーダーの活用や教材の研究・開発等に取り組み、次代を担う子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、積極的に環境保全活動に取り組む意識の醸成に努めます。

また、県体験型環境学習センターや公民館等が実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進するなど、地域等における環境学習の活性化を図ります。

②環境教育・学習を推進する人材の育成

身近なものから地球規模のものまで幅広い分野にわたる環境問題を総合的かつ体系的に理解し、多様な場での環境教育・学習や環境保全活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、教職員や地域で活動する環境活動リーダー、企業のCSR担当者等のスキルアップを支援するとともに、相互交流の促進やネットワークづくりに取り組みます。

③多様な主体との協働による環境保全活動の促進

環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境パートナーシップの構築に向け、自主的な環境保全活動等を促進するとともに、環境活動団体相互や行政・学校等との連携を図るなど、本県の特性を踏まえた環境教育・学習や環境保全活動が定着していくよう、協働のネットワークづくりを推進します。



愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）



廃油を利用した石けんの作製

施策 47

地球温暖化対策の推進

目 標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	261団体 (平成23年度)	350団体
県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年 (平成20年度)に対する割合	-4.5% (平成22年度)	-7.0%
県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度) に対する割合	+5.5% (平成20年度)	-15.0% (平成32年度)

現状と課題

地球温暖化は、大洪水や干ばつ等の異常気象の増加や感染症の拡大を招くなど、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題であり、その主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが国際社会全体で進んでいます。

本県では、平成22年に策定した「県地球温暖化防止実行計画」において、平成32年度の県内の温室効果ガス排出量を基準年の平成2年度と比べて15%削減する目標を掲げており、国の政策を踏まえながら、目標の達成に向けた取組みを着実に進める必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが、日常生活や事業活動におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量について認識を深め、家庭における身近な省エネを積極的に実践できるよう普及啓発活動等に取り組むとともに、関係団体や企業等と連携・協力しながら、事業所における環境配慮活動の推進に必要な人材育成や省エネ設備・施設の導入等を支援し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

また、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、県が率先して役割を果たすため、県有施設の省エネ化等に取り組めます。



愛媛県地球温暖化防止キャラクター「ストッピー」

主な取組み

①エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換促進

家庭での効果的な温暖化対策を推進するため、二酸化炭素排出量を計算する環境家計簿や省エネナビの普及に努めるなど、エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の「見える化」を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境活動団体、事業者等と連携・協力しながら、レジ袋の削減や通勤等における公共交通機関や自転車の利用拡大など、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換を促進します。

また、体験等を通じて県民のエネルギー消費に関する意識の転換を図った上で、省エネ型家電製品・LED照明や緑のカーテンの普及促進、家庭の節電に関する知識の普及や節電アイデアの提案等を行います。

②事業者の省エネ化支援

温室効果ガスの総排出量のうち大きな割合を占めている事業活動からの排出量を削減するため、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、冷暖房温度の適正化を図るクールビズ、ウォームビズ等のキャンペーンやエコドライブの取組みを推進するとともに、事業所の環境配慮活動の核となる人材育成や環境配慮活動計画の策定、省エネ設備・施設の導入等を支援します。

③県有施設のエネルギー管理の強化

エネルギー消費量の多い県有施設について、エネルギー管理マニュアルを作成し、空調設備等のより効率的な運転に取り組むとともに、費用対効果を十分に検証しながら、太陽光パネルの設置やLED照明への更新等の省エネ化を推進します。



キャンドルナイトイベント（松山城二之丸史跡庭園）

施策 48

環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目 標

3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
一般廃棄物のリサイクル率	18.1% (平成21年度)	平成23年度中に策 定する循環型社会推 進計画に基づき設定
優良リサイクル製品等認定数	100件 (平成22年度)	136件
産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善率	76.0% (平成22年度)	80.0%
産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	3件 (平成22年度)	0件

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。

本県では、平成19年度に資源循環促進税を導入し、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進した結果、廃棄物の排出量等は近年減少傾向にあります。循環型社会の構築に向けた取り組みを一層充実させていく必要があります。

取り組みの方向

限りある資源を無駄にせず効率的に利用する取り組みを県全体で推進するため、県循環型社会推進計画を基本に、資源循環促進税を活用した3Rの推進や循環型社会ビジネスの振興等に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

また、リサイクル等ができない廃棄物については、適正処理を確保するとともに、不法投棄の根絶に向けた監視・指導体制の強化に努めます。



愛媛県廃棄物処理センター

主な取り組み

① 3Rの推進

県民、事業者等の各主体が、循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、環境月間や3R推進月間等における普及啓発や企業、各種団体等とのネットワークの構築に努めます。

② 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導体制の強化、優良処理業者の育成等に取り組むとともに、県廃棄物処理センターを活用し、市町で処理が困難な廃棄物を適正に処理します。

また、市町等と連携・協力し、不法投棄事案に対して迅速かつ的確に対応します。

③ 循環型社会ビジネスの振興

他の模範となるようリサイクル製品や3Rに積極的に取り組んでいる事業所等を優良モデルに認定し、環境イベントにおいてPRするなど、循環型社会ビジネスの育成・支援に取り組めます。

また、大学や企業等と連携しながら、製紙スラッジの発生抑制や有効利用技術などの地域の特色を活かした3R技術や新たな再資源化システム等の研究開発、ビジネスモデルの事業化を促進します。



愛媛の3R企業展



市町連携による不法投棄防止パトロール

施策 49

良好な生活環境の保全

目 標

安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
大気環境基準達成率	85.7% (平成21年度)	100%
水質環境基準達成率	82.1% (平成22年度)	100%
法令等に基づく工場等立入調査における 排出基準等適合率	ばい煙 100% 排水 98.9% (平成22年度)	100%
高圧ガス等事故発生件数	9件 (平成18～22年度の平均)	9件以下

現状と課題

我が国では、高度成長期の急速な工業化の進展等に伴い、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害問題が各地で発生し、大きな社会問題となりましたが、発生源に対する規制の実施や公害対策技術の進歩等により、現在では、大気や水質、土壌、騒音等の環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は高水準となるなど、大きく改善が図られ、生活環境は概ね良好な状況にあります。

今後とも、監視・測定体制の整備や事業者への指導の徹底等により、各種環境基準の達成・維持に努め、県民の良好な生活環境を保全する必要があります。

取組みの方向

安全で快適な生活環境を保全するため、監視体制の充実及び適正な排出規制等を実施し、各種環境基準の達成・維持を図るとともに、公害の未然防止に取り組みます。

また、生活排水対策の推進による水質汚濁の防止や、安全な給水体制の確保を図り、安心できる水環境づくりを進めるとともに、高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保に取り組みます。



生活排水等を農業用水に循環利用する農業集落排水処理施設
(鬼北町 奈良地区)

主な取組み

①良好な大気、水、土壌環境の保全

新たな環境基準項目等にも対応するため、監視体制の充実・強化を図ります。

また、事業場等の発生源に対しては、法令や条例に基づき、ばい煙や排水等に係る適正な規制の実施及び法令遵守の徹底を指導するとともに、近年問題となっている土壌汚染事例についても適正な措置の実施を指導し、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

②騒音、振動、悪臭の防止

市町と連携して規制地域や環境基準の類型指定等の見直しを図るとともに、騒音等の発生源に対する指導の徹底に努めます。

③生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

生活排水に関する県民の意識を啓発しながら、地域の実情や特性に応じた公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進するとともに、より安全で良質な水を確保するため、水道事業者が実施する水道水源保全対策を支援します。

④高圧ガス等取扱施設の保安確保

高圧ガス・火薬類等を取り扱う施設に対する検査を適切に実施するとともに、関係団体と連携・協力しながら、保安講習会を開催するなど、保安意識・技術の向上に努めます。

また、ヒューマンエラーによる事故を防止するため、事業者に対して保安教育の充実など、自主保安体制の強化を指導します。



第4章 分野別計画

《基本政策Ⅳ》 やさしい^{えがお}愛顔 ～調和と循環により、

政策②

自然と共生する社会の実現

目指す方向

四季折々に美しい姿を見せ、県民にやすらぎを与える豊かな自然環境が、地域住民やボランティア団体・NPO、行政など多様な主体によって適正に管理・保全されるとともに、希少な野生動植物をはじめとする豊かな生物多様性が見られる地域づくりに努めます。

また、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海の多面的機能に誰もが気付き、愛媛のかけがえのない財産として、守り続けることができるよう県民意識の醸成に努めます。

そして、豊かな自然と共生できる、ふるさと愛媛の実現を目指します。

あふれる「えひめ」づくり かけがえのない環境を“守る”

施策
50

豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標 豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

施策
51

魅力ある里地・里山・里海づくり

目標 豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

施策 50

豊かな自然環境と生物多様性の保全

目 標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
自然公園、四国のみちの利用者数	5,442千人 (平成22年度)	5,442千人以上
自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	170人 (平成23年度)	180人
鳥獣保護の違反件数	11件 (平成22年度)	0件
生物多様性の認識度	39.0% (平成21年度)	45.0%
絶滅のおそれのある野生生物の割合	15.0% (平成14年度)	15.0%

現状と課題

本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス式海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

この豊かな自然との触れ合いを求めて、県内の自然公園等には県内外から多くの人々が訪れていますが、ごみの放置など、自然を傷付ける行為も見られるため、適正な利用を促進するための取り組みが必要とされています。

また、近年、野生動植物の乱獲や盗掘、生息・生育環境の悪化、外来生物の影響等により、地域固有の種が絶滅の危機に直面しているため、保護活動の強化が求められています。

取り組みの方向

市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、自然環境の保全と利用を両立させるためのルールの啓発や違反行為に対する監視・指導に取り組み、自然公園等の適正な保護と利用やエコツーリズムを積極的に推進します。

また、県レッドデータブックで明らかになった希少野生動植物の適切な保護・管理に取り組み、生物多様性の保全に努めます。



石鎚山(石鎚国定公園)



八幡浜市諏訪崎
(佐田岬半島宇和海県立自然公園)

主な取り組み

①自然公園等の適正な保護と利用の促進

自然保護意識の普及啓発や自然公園等における各種行為の規制等を通じて自然環境の保全に努めるとともに、自然公園が安全かつ快適に利用できるように、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。

②環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の魅力あふれる自然について、ホームページ等を通じて情報発信するとともに、エコツアー実施団体、環境保護団体、観光関連業者、地域等とのネットワークづくりに努めます。

特に石鎚山系を有する地域において、エコツーリズム等を推進するための人材育成やルールづくり、ツアープログラムの開発支援、トイレや標識等の施設の在り方検討、エコイベントの開催等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。

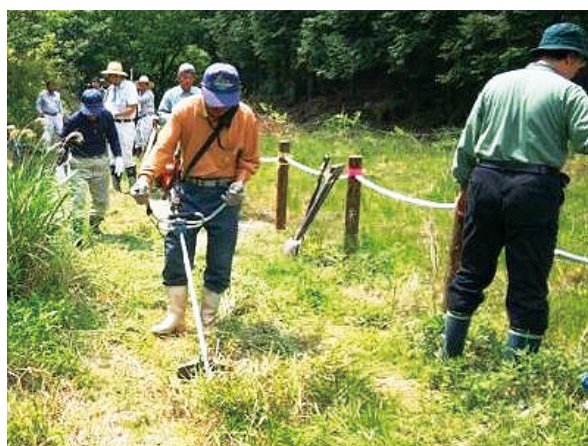
③生物多様性の保全に向けた取り組み強化

生物多様性えひめ戦略に基づき、生物多様性センターを整備し、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報収集、標本管理、人材育成等に取り組むとともに、希少野生動植物の捕獲・採取の規制等を行います。

また、県民一人ひとりが多くの野性動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるように、市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、生物多様性フェアの開催や「えひめの人と生きもの学会」の設立、とべ動物園等での県レッドデータブックに掲載された動植物の展示会など、県民に分かりやすい普及啓発に取り組みます。



自然観察会in河



生物多様性保全活動ハッチョウトンボ保護区の管理作業（西条市）

施策 51

魅力ある里地・里山・里海づくり

目 標

豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
都市農村交流（グリーン・ツーリズム）施設における年間宿泊者数	71.8千人 (平成22年度)	78.1千人
農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	427地区 (平成22年度)	640地区
県外からの移住者数	51人 (平成22年度)	70人

現状と課題

里地・里山・里海は、農林水産業の営みによって維持され、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有しています。

しかし、近年、人口減少や高齢化による担い手不足や、耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

また、森林の適正な管理が行き届かない原因の一つとされる不在村森林所有者への効果的な対策も急務となっています。

農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海を守り育てるために、豊かな自然や文化など、特色ある資源を活かした農山漁村の環境整備や集落活動の活性化が求められています。

取組みの方向

里地・里山・里海の持つ多面的な機能が発揮されるためには、持続的に人の手によって適切に維持される必要があります。

このため、農山漁村の活性化を通じ、農林水産業と自然との共生が再現されるよう、景観・自然環境の保全や集落環境の整備を進めるとともに、愛媛ならではの資源を活かした集落活動の支援や移住・定住の促進に取り組めます。

主な取り組み

①里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、耕作放棄地の発生防止と解消をはじめ、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組みます。

②地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るため、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承に取り組みます。

また、地域の活性化を図るため、都市や他地域の人々との交流を進めるグリーン・ツーリズムやイベント開催などを支援します。

③新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやパラグライダー、シーカヤックなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

④集落環境の整備と移住・定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

また、人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者を積極的に誘致するため、市町や民間団体と連携して受入れ態勢を整備し、空き家情報の提供などの移住者支援を強化するとともに、本県の豊かな自然・風土を活かし、移住促進に向けた効果的なPRに取り組みます。



農地・水環境保全向上活動



美しい景観や豊かな自然環境を有する棚田
(内子町 泉谷棚田)

第4章 分野別計画

《基本政策Ⅳ》 やさしい^{えがお}愛顔 ～調和と循環により、

政策③

環境にやさしい産業の育成

目指す方向

地球の恵みともいえる太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーのさらなる利活用に取り組みます。

また、適正な森林管理の下、間伐材の利用促進に努め、愛媛の豊富な森林資源を守るとともに県内経済活性化への貢献が期待される低炭素ビジネスの成長を促進します。

そして、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、地域経済を牽引していく環境にやさしい産業を育て、環境保全と産業活動が好循環する社会の実現を目指します。

あふれる「えひめ」づくり かけがえのない環境を“守る”

施策 52 再生可能エネルギーの利用促進

目標 再生可能エネルギーをもっと普及させたい

施策 53 低炭素ビジネスの振興

目標 県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

施策 54 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標 恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

施策 52

再生可能エネルギーの利用促進

目 標

再生可能エネルギーをもっと普及させたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
住宅用太陽光発電設備の導入率	1.92% (平成21年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定
新エネルギー導入実績(原油換算)	20.6万kl (平成23年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定
バイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	557kl (平成22年度)	5,000kl (平成32年度)
木質ペレット年間生産量	1,255t (平成22年度)	3,000t

現状と課題

我が国は国内のエネルギー供給の大部分を、石油をはじめとする化石燃料や安全性が改めて問われている原子力に依存しています。

一方、環境への負荷が少ない太陽光、風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、災害時の代替エネルギーとしても注目されていますが、出力の安定性やコストの面で課題があります。

本県では、長い日照時間を活用した太陽光発電をはじめ、みかん搾汁残さ、タオル繊維くず、林地残材などのバイオマスのエネルギー利用のほか、小水力発電等の可能性も含め幅広く検討し、できる限り地域特性を活かした新たなエネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの利活用に取り組むことが求められています。

取組みの方向

再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、県地域新エネルギービジョンを見直し、国の補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー利用に対する県民の意識啓発に取り組めます。

また、技術的課題やコスト問題等の解決を図るため、関係自治体や企業、大学等との連携・協力に努めます。



松山太陽光発電所
(四国電力㈱ホームページより)

主な取組み

①県地域新エネルギービジョンの見直し

国の新たなエネルギー基本計画を踏まえながら、県地域新エネルギービジョンを見直し、新エネルギー導入目標の設定や市町、関係団体等とのネットワーク強化を図ります。

②太陽光発電の導入促進

年間日照時間が全国平均を上回る本県の気候を活かした太陽光発電の導入支援やメガソーラーの誘致等に努めます。

③地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

バイオマス活用推進計画に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、みかん搾汁残さ等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

④再生可能エネルギー導入促進によるエネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を目指し、関係自治体や企業、大学等と連携・協力しながら、太陽光や小水力をはじめとする再生可能エネルギー導入に関する技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化に努めるとともに、未利用エネルギーの研究開発など、国への政策提言に取り組めます。

さらに、国の新たなエネルギー政策を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入促進について、適宜有効な施策を講じます。



ペレットストーブ



バイオエタノール製造実証プラント

施策 53

低炭素ビジネスの振興

目 標

県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) 認証件数	5件 (平成22年度)	30件
EV関連製品の開発や製造に取り組む企業数	3件 (平成22年度)	15件

現状と課題

本県の二酸化炭素排出量は、平成20年度時点で産業・民生業務部門が県全体の約7割を占めるなど、事業活動が環境に与える負荷が大きいことから、事業者は、二酸化炭素の排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。

今後、事業活動を持続的に発展させるためには、低炭素社会への流れを新たな成長要因と捉え、成長が見込める低炭素ビジネス分野への積極的な参入が不可欠となっており、環境保全と経済活性化を両立させることが求められています。

取組みの方向

EVや資源再生に関連する技術の開発・集積を進めるなど、今後成長が見込まれる低炭素ビジネスに積極的に取り組む事業者を支援・育成し、環境分野における成長産業を創出します。

また、環境に配慮した事業活動を普及させるため、CO₂取引制度の導入を促進するなど、環境と経済が好循環する先進環境ビジネスモデルを構築します。



主な取組み

①EV関連産業の創出

EV開発センターを核として、高い技術力を有する本県ものづくり企業の「技」と大学等の研究機関の「知」をつなぎ、EVに関する様々な技術開発を促進するとともに、関係機関や企業等と連携・協力しながら、新たなビジネスモデルの構築やEV関連産業を支える人材の育成等に取り組み、県内企業によるEV関連産業の創出につなげます。

②低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

えひめ先進環境ビジネス研究会を核として、国内外の環境ビジネスに関する情報提供を行うとともに、カーボンオフセット商品の開発、「愛」あるブランドをはじめとする愛媛産品へのカーボンフットプリント制度の導入を支援することで、環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組みを推進します。

③中小企業のCO₂排出削減とCO₂取引支援

関係機関等と連携・協力しながら、中小企業に対する専門家によるエネルギー診断や国の支援事業の紹介等を行い、国内のCO₂取引制度である「国内クレジット制度」及び「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」の活用を支援することで、県内中小企業のCO₂排出削減等の取組みを促進します。



ehime Carbon Offset
えひめ県産CO₂削減
オフセット・クレジット

県産オフセット・クレジットロゴマーク

施策 54

恵み豊かな森林 (もり) づくり

目 標

恵み豊かな愛媛の森林 (もり) をもっと活用したい

成果指標

	現状値	目標値 (平成26年度)
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
森との交流人口 (森林環境税対象事業により森林 (木材等含む) と交流した人数)	203,631人 (平成22年度)	720,000人
県内の木材 (加工前の丸太の状態) 生産量	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³

現状と課題

本県では、豊かな森林資源を守るため、平成13年を「森林そ生元年」と位置付け、平成17年度には森林環境税を導入するなど、積極的な取組みを進めてきました。

しかし、近年、林業の採算性の悪化や不在村森林所有者の増加によって、間伐等の手入れが行き届かず、さらには所有山林の場所や境界が分からなくなるなど、適正に管理されない森林が増加する傾向にあります。

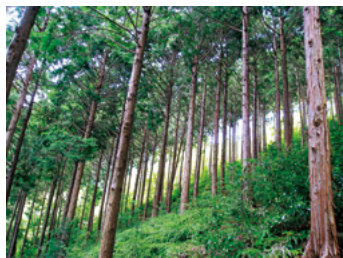
また、利用されず放棄された里山林も増加する中、水源かん養や土砂崩壊防止、地球温暖化防止機能といった森林の持つ多様な公益的機能の低下が問題となっています。

一方、県民の健康志向や生活スタイルの変化等により、やすらぎや憩いの場として森林への期待も高まっており、森林が、県民生活に密着した地域共有財産であるとともに、緑の社会資本であるとの共通認識の下、県民一体となった森林保全への取組みが求められています。

取組みの方向

森林が有する水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮させ、健全で多様な森林を育成していくためには、森林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、国の補助制度や森林環境税を有効に活用し、適正な森林の管理を推進します。

また、県民や企業、NPOなどの団体と行政が一体となった森林の整備や、管理体制の構築に取り組むとともに、森林に対する理解の促進や触れ合う機会の創出を図ります。



豊かな森林

主な取り組み

① 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を進めるとともに、広葉樹等の植栽など、地域に応じた育林に取り組めます。

また、GISやGPSを活用した境界の明確化に取り組むなど、適正な森林管理や計画的な森林整備を促進します。

さらに、森林の乱開発を防止し、美しい森林を保全するため、保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用を図るとともに、野生動物や病虫害等による森林被害の防止に取り組めます。

② 森林に対する理解の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の気運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組めます。

③ 森林づくりへの県民参加の促進

県内小学生を対象にした森林整備体験活動や水産業者等と連携した森林整備など、県民や企業、NPOなどの多様な主体が一体となった森林の整備や管理体制の構築に取り組めます。

また、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組みを支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

④ 間伐材等の木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。



森林ボランティア活動



県産材利用（山腹工）

第5章 地域別計画

計画策定の主旨

1 計画の位置付け(分野別計画との関係)

各地域で育まれてきた特性や強みを活かしながら、真の実力を兼ね備えた個性豊かな地域を形成し、長期ビジョンで描いた将来像を実現するため、重点的に推進する地域づくりの方向や施策展開の方向性を示すものです。

なお、この計画は、従来、各地方局が策定していた地域振興重点化プログラムとしての性格も兼ね備えるものであり、地方局予算等を活用しながら、より独創性・独自性を発揮した地域振興方策を展開してまいります。

2 計画の構成

地域の特性

地域それぞれの特性や強みを掲載

地域の課題

地域それぞれが抱える地域固有の課題を掲載

地域振興の基本方向

地域の特性や課題を踏まえ、今後4年間で重点的に推進する地域づくりの方向や、個性ある地域づくりに直接関連する施策等を中心に記載

圏域の考え方

市町村合併の進展や、道路や情報通信網などの社会基盤整備の拡充に伴う生活圏域や経済圏域の広域化に加え、地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まりなど、行政課題の多様化や広域化への適切な対応が求められていることから、広域行政の中核拠点としての役割を担う東予、中予、南予の3地方局が管轄する地域を、一体的な地域づくりを推進する圏域として設定しています。

東予地域(4市1町)

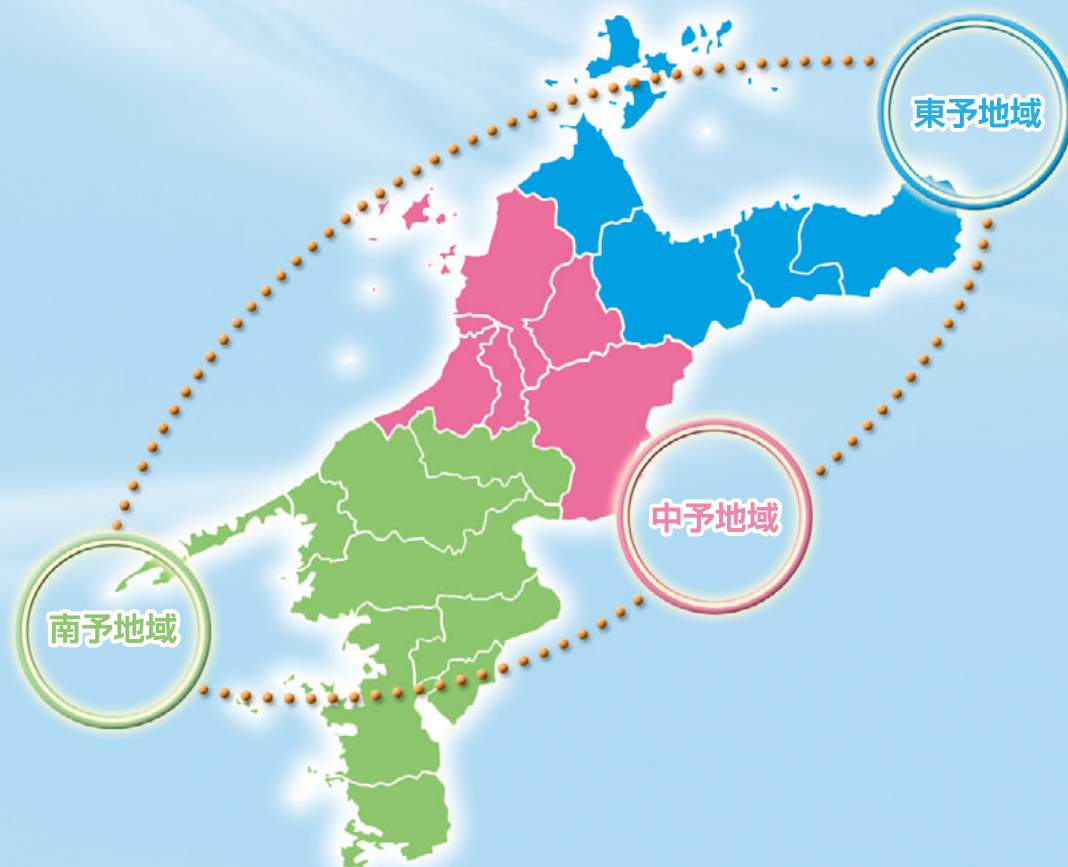
今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

中予地域(3市3町)

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

南予地域(4市5町)

宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町



東 予 地 域

ものづくり産業を核にした地域連携による 活力創造圏域の形成を目指します

地域の特性

- 東予地域は、四国の中央部に位置して四国の他の3県と接するとともに、四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、しまなみ海道を通じて広島県とも接しています。
また、東予港や三島川之江港などの重要港湾を擁し、陸と海の交通の要衝となっています。
- 製紙・紙加工業が集積する四国中央市、住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、半導体、造船、ビール、鉄鋼などの工場が立地する西条市、造船、タオル、石油関連の工場が立地する今治市と、地域ごとに特徴のある産業が集積し、製造品出荷額は県全体の8割近くを占め、四国一のものづくり産業の集積地となっています。
また、全国1位の生産量を誇る愛宕柿やはだか麦をはじめ、水稻、野菜、果樹、養鶏など自然条件を活かした多様な農林水産業が展開されています。
- 東西にわたって10万人規模の4市が隣接し、それぞれに一定の都市機能を備えており、通勤通学が市町の域を越えて行われるなど、地域内交流も見受けられます。
- 燧灘に沿って中央構造線が東西に走り、その南には石鎚・赤石山系の山々が、また、北には多島美を誇るしまなみ地域があり、比較的温暖な気候の下、希少生物も生息する雄大で豊かな自然環境を有しています。



地域の課題

- 世界市場を対象に活動する企業が多く、グローバル化が進展する中で、外国企業との競争に打ち勝つために、生産拠点の海外移転も含めた検討が行われており、空洞化が懸念されています。
- 中核企業を支える高い技術力を有する中小企業が多く集積していますが、優秀な技能を持った職人が定年等で減ってきており、人材の確保と育成が課題となっています。
また、域内企業には、下請け体質から脱却できていない傾向もあり、異業種との交流や独自の研究開発、販路開拓などに、もっと積極的に取り組み、企業体質の強化を図る必要があります。
- 農業の担い手減少、耕作放棄地の増加等に加え、農産物価格の低迷や自然災害など、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている中、次代を担う人材の育成を急ぐとともに、農地の保全と有効利用、産地の育成など、地域農業を持続的に維持・発展させていく新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 自転車でも歩いてでも渡れるしまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、豪華絢爛なだんじり、勇壮華麗な太鼓祭り、水引き細工等伝統的な紙文化など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、全国的な知名度は低く、本州から松山・道後温泉に入る動線上にある立地を活かした観光振興を図る必要があります。
- 人口減少により、周辺部の地域の足となってきた生活バス路線や島しょ部の生活航路の存続が難しい状況になっているほか、医師不足によって救急医療体制の運営維持が厳しく、中心商店街も空洞化するなど、都市機能が低下する中で、高齢者など誰もが快適で安全・安心に暮らせる環境を守る必要があります。
- 企業や住居が密集する沿岸部に海拔ゼロメートル地帯があり、また、芸予地震や大規模な水害・土砂災害、集落の孤立化などの経験を踏まえ、地震や台風等による災害に備える必要があります。
- 森林が本来持っている水源かん養や地球温暖化防止等の公益的機能を高めるほか、自然公園等の適正利用の促進や生物多様性の保全を図る必要があるとともに、ものづくりの工場等が集積するこの地域では、産業の振興と調和して自然環境を守ることが必要です。



今治市
『しまなみ海道』



新居浜市
『新居浜太鼓祭り』



西条市
『西条秋祭り』



四国中央市
『翠波高原』



上島町
『三千本桜』

地域振興の基本方向

① ものづくりを基軸とした足腰の強い産業基盤の形成

■企業留置による雇用の確保

産業集積の中核となっている企業が生産拠点を海外等に移転することを防止するため、立地存続に必要な港湾、道路等のハード整備に取り組むとともに、企業ニーズを把握し、企業の立場に立ったフォローアップを行うことにより企業留置に努め、雇用の場の確保を図ります。

■ものづくり産業を支える人材の確保・育成の支援

小・中学生を対象とした地域産業学習、工場見学や実業系の高校におけるインターンシップ体験などにより、地域産業に対する理解を促進するとともに、大学生の地元企業へのUターンを支援し、ものづくり産業を支える人材を確保します。

また、人材育成施設への支援などにより、技能継承を進め、若手技術者を育成します。



ものづくり産業振興センター

■中小企業の体質強化

産業支援機関や金融機関、研究機関等と連携し、異業種交流、研究開発、販路開拓などに積極的にチャレンジできる環境を整備し、意欲ある企業、経営者を支援します。

■農林水産業の担い手の育成と新しい農林水産業ビジネスの展開

企業集積地である地域の特性を活かして、企業が有するものづくり技術や販売力、経営ノウハウ等を活用し、高い能力と多様な資質を有する農林水産業の担い手を育成します。

また、一次産業と二・三次産業を結ぶ農商工連携に取り組みやすい地域の優位性を活かして、6次産業化など、農林水産業の高度化・効率化・産品の高付加価値化につなげる新しい農林水産ビジネスの展開を支援します。

② 地域資源を活かした魅力ある観光交流圏の創造

■産業観光の振興

別子銅山産業遺産等の保存・活用に取り組むとともに、タオル、造船、紙などの工場、産業観光につながる資源が豊富にあることから、体験学習、修学・研修旅行の誘致や新たな視点でのツアー商品の開発などに取り組めます。



東平貯鉱庫

■しまなみ地域の活性化

周遊・滞在型のサイクリングの普及に努めるとともに、グリーン・ツーリズムと連携して、地域住民との交流を促進することにより、サイクリストの聖地としての地位を確立します。



しまなみ海道サイクリング

■広域観光ルートの構築

愛媛の陸の玄関口という立地を活かして、個々の観光資源の魅力を引き出すとともに、「坂の上の雲」のまち松山とを結んだ物語性のある広域観光ルートの構築に努めます。

また、着地型観光をコーディネートする組織や人材の育成を図るとともに、地域資源を活かした土産品、「食」の開発や、滞在時間の延長や宿泊を伴う企画の商品化を促進します。

■自然環境の保全とエコツーリズムの推進

加茂川・中山川河口に広がる県内最大の干潟、石鎚・赤石山系の山々、しまなみ海道周辺の島々など、かけがえのない豊かな環境とそこに生息する希少生物を保護するため、自然環境の保全やその魅力を活かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進に努めます。

③ 健康と安心が支える元気あふれる地域づくり

■住民の安心を支える地域医療の確保

地域の医療を地域の財産として住民が守る気運を醸成するとともに、大学、医師会、医療機関、消防、住民、行政等の関係機関が連携を図り、救急医療、災害医療、小児医療など、住民の安心を支える医療の確保に努めます。

■中小企業における健康づくりの支援

住民主体の健康づくりをきめ細かく推進する視点から、特に「ものづくり」を支える中小企業の従業員等に重点を置いて、事業主の意識改革、従業員等の健康診断・がん検診受診率の向上、生活習慣の改善など、健康づくりを進める上で重要な職域保健の充実に努めます。

■社会的弱者を支えるコミュニティ力の充実

子どもや高齢者、障害者などが周囲に支えられ、住み慣れた街で、生涯、安心して暮らすことができる地域社会づくりを支援します。

④ 都市機能の充実・再生と災害対応力の強化

■地域内連携の推進

共通する地域課題に対応し、都市機能のより一層の強化を図るため、地域内の市町はもとより経済関係団体をはじめ各種団体の地域内連携を推進します。

■交通ネットワークの充実

今治小松自動車道の早期全線開通や国道11号の渋滞緩和対策などの主要道路整備や、離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路など、公共交通機関の利便性の向上を図るほか、住民ニーズに応じた福祉バスやデマンド交通（乗合タクシー）などを適切に組み合わせることにより、まちづくりの基盤となる交通ネットワークの充実に取り組みます。

■都市環境づくりの推進

地元企業及び地域住民との連携・協力による中央分離帯の防草対策など、創意工夫による維持管理手法により、コストの縮減を図り、道路施設等の効率的・効果的な管理に努めながら、快適で安全な都市環境を維持します。

■都市機能がコンパクトに集積したまちづくりの推進

子育てや地域情報発信等に関するNPO等を育成するなど、住民と協働したまちづくりを支援するとともに、地域コミュニティの核となる中心市街地・商店街の活性化に取り組み、子どもや高齢者、障害者など、すべての住民にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを推進します。

■地域と企業等の連携による防災力の強化

河川等の防災施設の整備を推進するとともに、行政や企業、住民が連携・協力して防災力の向上を図るため、企業と地元自治組織等との災害時応援協定締結などを支援します。



東予港海岸高潮対策事業

■企業に隣接する地域の安全対策の向上

石油コンビナートや化学工場などの製造施設に起因する二次災害への安全対策の周知徹底を図ります。

■森林の適正管理の促進

16年災害を教訓として、森林が本来持っている水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を高めるため、森林の適正管理を促進します。

中 予 地 域

人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する 高機能圏域の形成を目指します

地域の特性

- 中予地域は、重信川流域に広がる松山平野が、海岸部に穏やかな瀬戸内海を臨み、緩やかな丘陵が緑を彩りながら、山間部の石鎚国定公園へとつながるなど、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。
- 中予地域は、本県の人口の4割強の人口を擁し、その中核都市である松山市では人口集中が進む一方、久万高原町をはじめとする山間部、島しょ部では過疎化・高齢化が急速に進行しています。
- 松山市を中心とする都市部は、県内随一の商業機能に加え、医療、教育、文化、スポーツ等の施設が集積し、県内最大の観光地である道後温泉をはじめとして歴史や文学にまつわる観光資源が数多く存在しています。
また、美術館や博物館などの文化拠点施設を中心に幅広い文化活動や交流が行われており、本県の産業や観光、文化など様々な分野のリーディングゾーンとなっています。
産業面では、化学繊維、一般機械、食品加工などの大手製造業が着実に成長する中、近年では太陽光発電関係企業等も立地するなど、個性的な産業が地域に根付きつつあります。
- 一方、農林水産業を主たる産業とする地域においては、紅まどんな、せとか、キウイフルーツ、栗などの果樹、高冷地特有の気候を活かし環境に配慮したトマト、ピーマンをはじめとする高原野菜や清流米などの多様な農産物、豊かな森林資源を活かした木材、シラスやハモなどの水産物など、地域の特色のある農林水産物も盛んに産出されているほか、豊かな自然と美しい景観は、観光資源として高いポテンシャルを有しています。



地域の課題

- 中予地域では、行政機関や企業、大学等の教育機関が松山市を中心とする都市部に集積するという特性を活かし、地域間競争が激化する中、中予地域のみならず、愛媛全体の活性化を牽引する新たな取組みが求められています。

また、空や海の玄関口を持つ地域特性を一層発揮し、これまでの観光資源に加えて、新たな観光手法の推進などに取り組み、ドラマ「坂の上の雲」効果を一過性に終わらせないよう継続的な観光誘致施策を効果的に展開する必要があります。

- 松山市を中心とする都市部では、公園や下水道施設の整備、道路の渋滞の解消や歩行者等の安全確保など、都市機能の強化に加え、多様な水源の確保など水資源対策が急務になっているほか、都市近郊の豊かな自然環境の保全と環境に関する理解の促進が課題となっています。

一方、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島しょ部では、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっており、その解決のためには、依然として遅れている社会資本整備、地域福祉の推進、若者の定住促進のほか、集落とNPO法人やボランティアとの交流や協働、都市と農村の交流、都市部が有する高次都市機能の活用など、新たな仕組みづくりが求められています。

- 県内人口の4割強を擁する中予地域では、大規模災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療など関係機関の十分な対応が今まで以上に求められています。

また、松山市など都市部には、救急医療機能が集中しており、地域全体での安全・安心な地域医療の推進が求められています。

- 中予地域には魅力ある産業が数多くあるものの、魅力の周知が不十分であったり、地元消費者へのアピール度が低い農林水産物もあることから、従来の流通システムや消費性向にとらわれない新しい発想により消費者や異業種間の連携を進めるなど、さらなる活力ある産業づくりへの取組みが課題となっています。



松山市
『道後温泉』



伊予市
『ふたみシーサイド公園』



東温市
『白猪の滝』



久万高原町
『四国カルスト』



松前町
『福德泉公園』



砥部町
『砥部焼き』

地域振興の基本方向

① 人・モノ・情報のネットワークづくり

■産学官連携による人材の育成

行政機関や企業、大学等の教育機関が中予地域に集積している強みを活かして、これからの愛媛を力強く牽引する人材を育成するとともに、人材育成・活用ネットワークを構築し、新たなイノベーションの創出や産業技術への応用につなげます。

■交流による魅力とにぎわいの創出

最近の農山漁村における体験・交流型のグリーン・ツーリズムに対する人気の高まりや、団体旅行から個人旅行への観光形態の変化、外国人観光客の増加、地域内の山間部への新しいアクセス網の整備、さらには身近なスポーツを通じた健康志向の高まりなどを踏まえ、中予地域にある自然、歴史、文化、施設などの資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ルートの設定・PRに努めるほか、産業観光やヘルスツーリズムなど、新たな手法の観光の推進、観光標識・観光案内の充実等に取り組むことで、地域内外の人の交流を活性化させ、新たな魅力とにぎわいの創出につなげます。

② 県民が快適に生活できる環境づくり

■都市機能の強化や地域活性化を支える社会資本整備の充実

県都を抱える中予地域の都市機能を高めるため、松山外環状道路やJR松山駅付近連続立体交差事業などに重点的に取り組むとともに、過疎化・高齢化が著しく進展している山間部・島しょ部においては、遅れている社会資本の整備や生活交通の維持確保に努め、その活性化を図ります。



松山外環状道路の完成イメージ

■環境に優しい地域づくりの推進

松山市を中心とした都市部における身近な環境問題への理解促進と、快適な都市空間の形成を図るため、中予地域に集中している環境関連機関や教育関係者と連携した環境教育・学習の推進に努めます。

また、都市近郊や中山間地域において、森林や水田の適正な管理・保全を進めるとともに、その水源かん養等多面的機能を活かした環境保全モデルづくりに取り組みます。



水を大切にする環境学習支援事業

■支え合う福祉社会づくりの推進

人口が集積する中予地域では、高齢者、障害者、子どもの福祉分野における多種多様な課題が山積しているため、住民やボランティア、NPO、各種団体など、地域の多様な主体が協働して、高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる地域づくりに取り組むとともに、大学や研修施設が集積している強みを活かして専門性のある研修事業を実施するなど、人材の育成を進め、福祉サービスの向上につなげます。

③ 県民の生命・財産を守る体制等の整備

■地域の防災力強化

本県の4割強の人口を擁する中予地域においては、地震や原子力災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療、自主防災組織等の防災関係機関が連携して防災体制の強化を図るほか、自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成や積極的活用、産業基盤の保全、防災施設の整備等、災害に強い地域づくりに取り組みます。



防災士養成講座

■質の高い医療提供体制の充実

地域としての総合的な医療体制を確保するため、都市部に集中する医療機能の活用により山間部や島しょ部の医療体制の補完を図るほか、救急医療体制の維持・確保や、かかりつけ医と二次医療機関等との医療連携に取り組むとともに、軽症患者の救急利用抑制に向けた県民の意識啓発に努めます。

■食の安全・安心の強化と消費者の自立支援

食品流通の広域化・複雑化に伴う食に対するリスクの高まりや、悪質商法などの消費者トラブルの増加に対応して、関係機関と連携しながら、相談・監視体制の強化と消費者の自立支援に取り組めます。

④ 活力ある産業づくりの推進

■産業を担う人づくりと企業誘致の推進

次代を担う若者と、中予地域に数多く存在する魅力ある地域産業や地域の農林水産業等との触れ合いの機会を提供し、若年期から相互理解を深めることにより、中予地域の産業を担う人材の育成や雇用のミスマッチの解消につなげます。

また、市町や関係団体と連携し、新たな企業の誘致にも取り組めます。

■魅力ある商店街づくりの推進

大消費地を抱える中予地域では、魅力次第で商店街の集客力を高めることが可能であることから、商店街でのにぎわい創出や地域コミュニティ機能を強化し、商店街に商品販売の場としての役割だけでなく、社会的・文化的な情報発信や地域コミュニティの担い手としての役割を持たせるよう支援し、郊外店に匹敵する魅力ある商店街づくりにつなげます。

■魅力ある農林水産物の競争力強化

県内最大の消費地である松山市を抱える地域特性を活かして、中予地域の魅力ある農林水産物について、農林水産業者と商工業者の連携を図りながら、新たな販売ルートの開拓や需要の掘り起こしなどを行い、地産地消の推進と生産者の所得の向上に取り組むほか、農林水産業の経営基盤強化を図るため、経営の自立に向けた取組みを支援します。

■中山間地域農林業の活性化の推進

耕作放棄地が増加している中予地域の中山間地域農林業の活性化を図るため、新たな生産技術の速やかな普及や、鳥獣害防止対策、農・林業生産基盤整備、放牧の推進など、総合的な対策に取り組めます。

また、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保のため、高齢農業者が栽培しやすい作目の導入と普及に加え、道の駅等の直売所とのネットワーク化や都市消費者との交流を促進します。



生産者と消費者の交流

■森林資源の活用

豊富な森林資源を有する中予地域の中山間地においては、これまで育ててきた森林資源を活用していく時代を迎えており、木材の安定供給から加工販売までの総合的な取組みを推進し、成長産業への育成を目指します。



林業基盤整備

南予地域

豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける
交流圏域の形成を目指します

地域の特徴

- 南予地域の総面積は約2,523km²で、県内の44.5%を占めていますが、その大半を山林が占める典型的な中山間地域となっています。
- 気候は比較的温暖で、四国カルストや日本一細長い佐田岬半島、リアス式海岸の続く宇和海沿岸など、豊かな自然と美しい景観に彩られています。
- 多くの歴史的な文化遺産や史跡が残るとともに、日々の暮らしにおいて伝統的な習俗・文化などが数多く伝承されており、穏やかで情緒あふれる地域を形成しています。
- 産業分野では、日照条件に恵まれた傾斜地における全国一の生産量を誇るかんきつ農業をはじめ、豊かな森林資源を活かした林業やしいたけ栽培、酪農や肉用牛・豚などの畜産業、リアス式海岸の波静かな入江を利用したマダイ、ブリ、真珠、真珠母貝などの養殖業など、多彩な農林水産業が展開されています。



地域の課題

- 南予地域の人口は約29万人で県全体の19.8%であり、平成22年国勢調査における人口等基本集計結果では、この5年間の人口減少率が7.0%と県全体の2.5%を大きく上回るとともに、平成23年4月の高齢化率においても32.3%と県平均の26.1%を大きく上回り、人口減少に歯止めがかからず高齢化が進展しています。
- 四国で唯一の原子力発電所の安全対策の強化はもとより、大部分が山地で、まとまった平地が少なく、河口や入江、河川流域に市街地や集落が密集しており、台風や豪雨の自然災害に備えた肱川をはじめとする河川や海岸の治水・高潮対策や、今世紀前半の発生が懸念されている南海地震による津波等への早急な対策が求められています。
- 深刻な医師不足による地域医療の崩壊を防ぐため、保健・医療・福祉が連携した一体的なサービスの提供など、住民が安心して暮らすことのできる環境づくりをはじめ、生活交通の維持確保など過疎地域の振興対策が求められています。
- 販売価格の下落や後継者不足等により、基幹産業である農林水産業が低迷していることに加え、企業の撤退などにより地域経済が疲弊し、雇用環境も悪化しており、各産業の底上げと産業間の連携が強く求められています。
- 地域産業や観光交流の振興、流通の促進などを図るとともに、災害から県民の生活と暮らしを守るためにも、東・中予地域に比べ遅れている高速道路の延伸などの社会基盤の早急な整備が求められています。



宇和島市
『遊子の段畑』



八幡浜市
『みかん畑と宇和海』



大洲市
『おはなはん通り』



西予市
『開明学校』



内子町
『内子座』



伊方町
『佐田岬灯台』



松野町
『森の国ホテル』



鬼北町
『成川渓谷休養センター』



愛南町
『篠山』

地域振興の基本方向

① 安全・安心な暮らしづくり

■伊方原子力発電所に対する安全対策の推進

伊方原子力発電所において緊急事態が発生した場合に、地域住民へ迅速かつ正確な情報が提供されるよう行政と事業者、地域が一体となった情報連絡体制の構築に努め、住民の避難路・避難港の整備や関係市町の避難計画の策定支援を行うとともに、広域における住民の避難・誘導方法の検討や、避難者受入れ体制の整備に努めます。

■南海地震等に備えた地域防災力の向上

地域の人命・財産を守るために肱川の河川整備などの治水・土砂災害防止対策の推進に取り組むとともに、南海地震等の大規模災害の発生に備え、緊急輸送道路の整備や孤立集落の発生を抑制するための道路整備、災害に強い港湾の整備、海岸保全施設等の基盤整備を推進します。

また、市町が策定する災害時要援護者避難支援プランにおける個別計画の策定促進、自主防災組織の活動支援により、地域全体の防災力アップに努めます。



避難訓練の様子

■地域医療体制の拡充強化

地域医療及び救急医療体制の維持確保を図るため、効率的な医療体制について各種協議会等で、取組方策等の検討を続けるほか、保健・医療・福祉の連携を促進し、切れ目のないケア体制の構築を図るとともに、地域住民に対し適正受診の普及啓発や救急医療の現状及び医療に関する知識の理解促進を図ります。

また、初期救急医療体制の整備や救急医療従事医師の確保に努め、病院等の建替え・新築工事等を支援するなど、医療提供体制の拡充強化を図ります。



南予小児救急医療学習会

■高齢者が安心して暮らせ、元気に活躍できる地域社会づくりの推進

3人に1人が高齢者である南予地域において、高齢者が地域でいきいきと生活するための応援体制づくりが重要です。

このため、豊富な経験や知識を有する高齢者が、次世代育成や地域の絆づくりの積極的な支援者として活躍することができる地域づくりに努め、世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域社会づくりを推進します。

また、高齢者が安心して暮らせるよう関係団体との連携・協力を推進し、介護従事者の資質向上を図るなど、高齢者に対する支援体制の充実に努めます。

② 活力ある産業づくり

■農家の所得向上と産地の活性化

新規就農者の確保・育成に努め、消費者嗜好や市場ニーズの多様化に適応した有望品種の導入や品種転換を図るとともに、ブランド化や6次産業化による付加価値の高い新たな加工品の創出や販路開拓に取り組み、消費・販売拡大のためのPRを積極的に展開することで、農家の所得向上と産地の活性化を図ります。

■鳥獣害防止対策等による地域農業の振興

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等に対応するため、農作業の省力化や鳥獣害防止のための施設整備の取組みを総合的に支援し、産地の生産体制の強化を図ります。

■地域材の利用促進による林業の振興

南予地域に豊富なヒノキなどの森林資源を活かし、林業経営の基盤づくりを進めるとともに、地域材の利用を促進することにより、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進します。

■もうかる漁業の確立等による水産業の振興

漁業の担い手育成に積極的に取り組むとともに、適正なマグロ養殖やマハタ・クエ等の新しい養殖魚種の開発・実用化、愛媛真珠のブランド確立や真珠母貝の生産体制強化に取り組むほか、新たな流通販売体制づくりや海外輸出の促進等により、もうかる漁業を確立し、地域の水産業の振興に努めます。



マハタの脂肪含有量を測定する技術の開発

■産学官連携等による農林水産業の活性化

これまで素材にとどまっていた優れた県産品を発掘し、産学官連携拠点である愛媛大学南予水産研究センターや植物工場南レクアグリパーク等において、効率的な生産技術の実用化を図り、食の安全・安心意識の高まりなど、多様な消費者ニーズに対応した新たな加工商品の開発や高付加価値化、新たな魅力を持った商品のブランド化により、地域の農林水産業の活性化に努めます。

■企業の誘致・留置対策の推進

行政・民間関係者が連携して企業に関する情報の共有化に努め、企業立地に係る課題の洗い出しや解決策の検討を行うとともに、立地環境の整備・充実を図ることにより、地域の雇用創出につながる企業誘致を推進します。

また、訪問活動等を通じて既存企業との密接な情報交換を図り、企業の要望・意見へのきめ細かな対応により、地域外への流出を防止する留置対策に努めます。

③ 訪れたいまちづくり

■「えひめ南予いやし博2012」開催を契機とした交流人口の増加

高速道路の宇和島延伸を契機として、「えひめ南予いやし博2012」をはじめとする各種イベントの開催や、南レク公園など余暇施設の充実等により、観光資源の魅力強化に努めるとともに、これまで守り育ててきた美しい町並みや豊かな自然あふれる生活環境など、癒しの空間としての南予の魅力を、県・市町・関係団体が連携して、強力に絶え間なく発信し、南予への人の流れをつくり、交流人口の増加と南予地域への移住・定住の促進に努めます。



えひめの南予いやし博 2012
愛媛県宇和島圏域 観光振興イベント

■市町の広域連携など地域連携の強化

スケールメリットを活かし南予の9市町が一体となって取り組む広域連携事業について支援を行うとともに、産直施設等のネットワーク化を図り、地域に点在している特産品等の情報の集約に努めるなど、各施設共同のイベントや産品販売等を通じて、南予地域が一体となって情報発信に取り組みます。

④ 地域を支える基盤づくり

■高速道路及び生活道路網の整備促進

地域産業や観光交流の振興、地域医療体制整備の基盤となり、災害時の緊急輸送道路及び避難路として重要な役割を持つ高速道路（津島道路（仮称））や地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道）等の幹線道路網、地域住民の暮らしに不可欠な生活道路網など、交通ネットワークの形成に努めます。



大洲・八幡浜自動車道の八幡浜IC完成イメージ

■生産基盤の整備促進と港湾の機能強化

愛媛の食糧供給基地である南予の農林水産業を支える生産基盤の整備促進と物流基盤の拠点としての港湾の機能強化に努めます。

■生活交通の維持確保と利用促進

地域住民の日常生活における足を確保し、すべての人々が安全に安心して過ごせる、快適な地域社会を実現するための生活バス路線や離島航路及びJR予土線など地域の鉄道路線の維持確保と利用促進を図ります。

第6章 推進姿勢

「えひめ力を総結集した県政の推進」 ～挑戦・連携・創造が拓く未来に向かって～

「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を実現するために当面必要と考える施策の方向性と主要な取組みを分野別計画及び地域別計画として表しましたが、これらの施策を進める際の県の基本的な姿勢を「挑戦」「連携」「創造」という3つの視点でお示します。

県では、この姿勢に基づき、県民の皆さんをはじめ、企業、市町、各種団体など、愛媛のあらゆる主体が持つ様々な力を県政を推進する「えひめ力」として総結集し、果敢に未来を切り拓きながら、着実に愛媛づくりを進めていきます。

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

閉塞感がまん延している現状を打破し、地域の活力を再生するためには、地方が住民とともに独創的で自立した行政運営を行うことができる真の分権型社会に改革することが不可欠と考えますが、国における改革は、内容、スピードともに十分とはいえません。

県では、三位一体改革による地方交付税等の大幅削減などにより窮地に陥った財政状況を打開するため、徹底した事務事業の見直し、職員数の削減や臨時的な給与カット、大規模事業の原則凍結、県有財産の計画的売却など、国を大きく上回る思い切った財政構造改革を断行し、行政サービスの水準を可能な限り維持しつつ、持続可能な財政構造の確立に力を注いできました。

その結果、臨時財政対策債を除く県債残高を年々大幅に減少させたほか、枯渇するおそれのあった財源対策用基金を積み増すことにより、目標としていた残高200億円を達成するなど、財政再生団体への転落を回避することができましたが、本格化する人口減少や急速な高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が確実視される一方で、国の財政運営や経済の先行きが不透明な中、今後の国の地方財政措置等の動向によっては、県政運営を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すのではないかと懸念されています。

このような状況の中、県では、引き続き、自らの行財政改革を徹底するとともに、国に対して、真の分権型社会の実現を強力に訴えていきます。

① 地方分権改革の実現に向けた挑戦

地方分権改革とは、国と地方の明確な役割分担の下、それぞれが独立した権限と自らの税財源を持つことにより、地方が独創的で自立した行政運営が行えるような新しい国の形をつくることです。

そのため、国に対して、地方のあるべき役割分担の姿を積極的に提示し、それに見合った権限と財源の移譲を確実にを行うよう、強く主張していきます。

特に、依存財源が歳入の過半を占める本県の財政構造を踏まえ、国に対して、社会保障関係経費の増加等に見合った地方交付税の確保をはじめ、税制抜本改革や社会保障と税の一体改革における地方消費税の拡充等の地方税財源の充実・強化を強く求めています。

一方で、地方分権は、地方にとってバラ色の未来を約束するものではなく、地方の行財政運営の自由度を増すものである以上、自立への覚悟が求められます。

県自らも「自主・自立のえひめ」を目指して、一層の行政改革に取り組んでいきます。

② 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦

社会経済情勢が急速に変化する中で、県民ニーズに柔軟に対応しながら行政サービスを提供し続けるためには、人材や財源、資産など、県が持つあらゆる行財政資源を総動員して、最大限有効に活用する視点が欠かせません。

このため、県では、厳しい財政状況を踏まえた定員の適正化や適切な給与水準の維持、職員の能力を効果的に引き出すための人員配置や簡素化・効率化を基本とした機動的で足腰の強い組織体制を目指した不断の取組みを進めるほか、事務事業評価の徹底などにより、事務事業の効率的な執行や一層の無駄の排除に努めるとともに、県有の土地や建物などの既存ストックを有効に活用する観点でファシリティマネジメントを進めるなど、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう機能的な組織・業務体制の構築に取り組めます。

③ 財政の健全化に向けたさらなる挑戦

これまで取り組んできた財政構造改革の成果も踏まえながら、新たに財源対策用基金残高や実質公債費比率等の具体的な数値目標を掲げた「財政健全化基本方針」を策定し、財政健全化と重点化分野への施策展開との両立を図ります。

今後は、この方針に基づき、「あれもこれも」から「あれかこれか」の厳しい選択を徹底した事務事業見直しによるスクラップアンドビルド等を通じて、メリハリの利いた予算編成に取り組むとともに、県税の徴収率向上や滞納額の縮減、広告料収入の確保、遊休県有財産の売却や貸付けによる利活用に取り組むなど、歳入歳出両面からの取組みを進め、将来負担の軽減を図ります。

② 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

今後の地域づくりにおいて、複雑多様化した行政課題に的確に対応するためには、行政によるサービス等の提供に加え、地域自らが主体的に考え出した地域ならではの解決策に取り組むことが欠かせません。

現在、こうした活動は、住民のみならず、NPOや大学、さらには企業などの多様な主体によって支えられ、徐々に広がりを見せつつありますが、地域の実情や個性に応じた取り組みを進める上で、住民に最も身近な存在である基礎自治体としての市町の役割は極めて重要です。

県では、「住民主体、行政参画」を県政運営の基本的な方向として位置付け、県民主役の県政を進めるため、まずは、市町の役割を重視しながら対等な立場で連携を深めつつ、県民やNPOなどの多様な主体の結節点となって連携・協働を進め、地域の自発的な活動を後押ししながら、県民が望む地域づくりにつなげていきます。

また、広域化した政策課題への対応、スケールメリットによる効率化、国内外を視野に入れた発信力や競争力の強化などを図る観点で、近隣県等との連携した取り組みも進めていきます。

① 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携

県では、対等の関係にある基礎自治体との間で、組織の垣根を越えた行政改革に取り組むとともに、地方分権の下、市町の役割と機能を重視する観点から「県・市町連携政策会議」を設置し、県内市町との政策の連携・一体化を進めます。

これにより、県と市町の二重行政の解消を図るとともに、県と市町が連携して取り組む必要がある課題については、企画段階から協議して施策の具体化を図るなど、総合力の発揮に努めます。

加えて、市町において的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する相談・サポート体制の構築に取り組みます。

また、県職員には住民目線で仕事を行う機会となり、市町職員には広域的な行政に携わることのできる「相互交流」に積極的に取り組み、相乗効果による双方の職員能力の向上や交流職員を絆とした連携の強化に努めるとともに、市町の行政改革に向けた取り組みの促進、県からの権限移譲の推進などを通して、市町の行政機能の強化を図ります。

② 多様な主体との協働・連携

県民主役の県政を推進するためには、県民との間に信頼関係を築くことが不可欠です。

県では、様々な手段を使って県民の意見や要望に真摯に耳を傾け、各種施策への反映に努めるとともに、積極的に県政情報を発信するなど、県民への説明責任を果たすことにより、開かれた県政を実現します。

また、NPOなどとの協働や大学・企業などとの産学官連携、民間のノウハウや経営感覚の活用などにより新たな施策展開につなげるほか、規制緩和の推進などにより、多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かして自由に活動できる環境を整備するとともに、これらの主体同士を結び付ける機会の提供に努めます。

③ 広域的な視点による他地域との連携

交通網や情報網の発達により、日常生活や産業における活動範囲は拡大しており、1つの県では対応できない課題や隣接県との共通課題など、広域的な視点で効率的、効果的に対応すべき政策課題が増加しています。

県では、四国知事会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、防災や観光、環境保全といった分野や国出先機関の受け皿検討など、県域を越えた広域的課題の解決に努めるとともに、職員の相互派遣等により他自治体との相互連携と協力関係のさらなる強化を図ります。

③ 新たな政策と戦略の“創造”

中央集権体制は、住民ニーズが多様化した今日においては、地域の個性・文化・歴史を地域づくりに活かすことができないなど有効に機能しておらず、抜本的に見直すことが不可欠となっています。

また、国・地方を合わせた債務残高は、約900兆円に達している上、さらに拡大する傾向にあり、もはや財政が立ち行かなくなる事態が目前に迫る中で、これまでのように、国が施策メニューを提示して、地方がその中から取り組む施策を選択するという手法を継続することは困難な状況にあります。

このため、地方自治体には、国主導の「メニュー選択型行政」から、自ら政策を立案し、自らの責任で実行する「政策立案型行政」への脱皮が求められており、県では、政策立案機能の強化や職員の意識改革を進めるなど、さらなる分権改革にも対応できる組織づくり、人づくりに取り組みます。

① 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造

職員の仕事に対する5つの意識改革を徹底するとともに、能力・業績を重視した人事評価制度や意欲のある職員が力を発揮できる庁内公募制度、さらには、課長級昇任試験制度などを通じて、組織の活性化を図ります。

また、人材育成方針に基づく職員研修の充実・強化を図り、幅広い視野と柔軟な発想を持ち合わせた職員を育成するとともに、職員による政策提案や政策研究を推進し、諸課題に的確に対応できる知恵と工夫を凝らした政策を企画立案する能力を高めます。

さらに、部局横断的な視点で、幅広い業務に機動的に対応できる執行体制を整え、組織全体で情報共有を図りながら県政課題への対応を迅速かつ適切に決定するなど、組織の政策形成機能を高め、「政策立案型行政」への転換を図ります。

② 新たな戦略の創造

県民満足度の高い行政サービスを提供するため、「愛媛の未来づくりプラン」を県政運営の中心に据えた上で、県民ニーズの把握や施策効果の検証などに基づき、次年度の施策展開の方向等を検討し、特に重点的に取り組む施策分野等を「重点戦略方針」で毎年度明らかにします。

そして、その方針に沿って、限られた財源を優先的に投入しながら、プランを予算編成に色濃く反映することにより、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一連のサイクルで実施するマネジメントシステム（PDCAサイクル）を構築し、この運用を通して、施策や事業の取捨選択、企画立案等を行うことで戦略的な県政運営を推進します。

えひめ児童・生徒未来画コンクール

最優秀賞



ぼくはみらいのうんてんしゅ！
しんかんせんでえひめにごー！！

松前町立北伊予小学校 1年
高城 怜央

小学生の部

優秀賞



りょうしになりたいな

松前町立北伊予小学校 2年
水口 瑛



わたしの未来はパティシエドクター

愛媛大学教育学部附属小学校 3年
田中 理音



えひめにお客さんをはこぶ、
ぼくはパイロット

愛媛大学教育学部附属小学校 3年
小田 美太郎



安心してらせる未来の愛媛に

大洲市立久米小学校 4年
小川 りな



愛媛1の農業家

松山市立坂本小学校 5年
野口 実来

佳作



大きくなったら
幼稚園の先生

四国中央市立寒川小学校 1年
平山 莉子



ゆめはサッカーせんしゅ!

松山市立窪田小学校 1年
大津 晋太郎



未来の私

宇和島市立和霊小学校 1年
伊井 愛莉



とまとをとっている

愛媛大学教育学部附属小学校 1年
木原 鴻太



はやく おおきく になりたいな

松山市立石井小学校 1年
二宮 梓



楽しい野球

愛媛大学教育学部附属小学校 2年
黒田 直



ピアノの先生になるよ。

西条市立飯岡小学校 2年
久門 未来



モモカフェ

西条市立飯岡小学校 2年
越智 萌々花



おしゃれなケーキ屋さんになってるよ

松山市立久枝小学校 2年
福居 桜



住みたい町づくり

今治市立吉海小学校 3年
岡元 健登



きれいな海のすてきな仕事場

松前町立北伊予小学校 3年
西村 堇



空気、水、わたし、
みんな きれいな町

松山市立姫山小学校 4年
濱田 仁美

佳 作



ようち園の先生

松山市立桑原小学校 4年
篠浦 梨花



愛媛からの国づくり

松山市立番町小学校 4年
松原 伝音



やっぱり愛媛みかん

伊予市立南山崎小学校 5年
鍋田 未夢



愛媛大好きPR大使

松山市立久枝小学校 5年
越智 朝夏



にじの国

松山市立姫山小学校 6年
友近 詠基



え顔あふれる愛媛がいいな

松前町立北伊予小学校 6年
酒井 陽亮



トロンボーンと共に音楽を指導する私

松山市立さくら小学校 6年
横井 実可子



石鎚山でピアノコンサート・
瓶ヶ森をながめながら

西条市立飯岡小学校 6年
今井 りら

えひめ児童・生徒未来画コンクール

最優秀賞



明るい夢

今治市立伯方中学校 1年
馬越 礼奈

中学生の部

優秀賞



ぼくは未来のサッカー選手

愛媛県立今治東中等教育学校 1年
加藤 大志



夢叶う街

愛南町立城辺中学校 2年
坂本 茉梨江



愛媛で活躍する未来の私

松山市立東中学校 2年
渡邊 菜津子



私の10年後

松山市立三津浜中学校 2年
近藤 寿珠



**名菓松山城を作る
パティシエ可奈子！！**

東温市立重信中学校 3年
柏 可奈子

佳作



街も自分も輝く未来!

今治市立西中学校 1年
泉 芹奈



薬剤師になった私

今治市立日吉中学校 1年
小野 風香



**将来の夢
(外国人に日本語を教える先生)**

松山市立三津浜中学校 1年
矢野 小春



音楽と私

松山市立三津浜中学校 1年
松浦 有希



**マンガ家となって
がんばっている私**

松山市立三津浜中学校 1年
曾我部 由梨



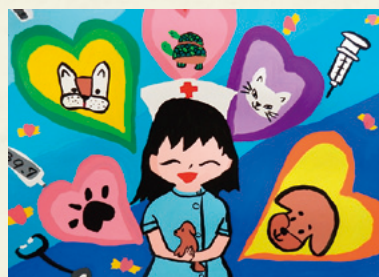
緑が広がる宇和島

愛媛県立宇和島南中等教育学校 1年
武智 俊哉



変わらぬ未来・豊作

愛媛県立宇和島南中等教育学校 1年
福島 悠明乃



10年後の私

松山市立三津浜中学校 2年
上田 美咲

佳 作



ONE WORLD

松山市立三津浜中学校 2年
庭瀬 喜帆



未来でピアノを弾く私

松山市立三津浜中学校 2年
篠澤 舞



未来の私

松山市立三津浜中学校 2年
徳増 彩花



将来の夢

松山市立三津浜中学校 3年
西永 愛



夢

松山市立三津浜中学校 3年
西永 彩乃



夢よ届け

愛媛県立宇和島南中等教育学校 3年
大森 咲良



幸せが実る未来

愛媛県立宇和島南中等教育学校 3年
二宮 梨江



参 考 資 料

●成果指標一覧表

●用語の説明

●策定会議委員名簿

●策定の経過



第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」～アクションプログラム編～成果指標一覧

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
1 活力ある産業へつなぐ 1 活き活きとした愛顔(えがお)あふれる「えひめ」へつなぐ	1 地域に根ざした産業の振興		1	県内総生産額 (農林水産業を除く)	県民経済計算の県内総生産(生産側)の「産業」の合計から、農林水産業に関するものを控除した額。企業等の生産活動の成果を示す指標。	経済活動別県内総生産(実質:連鎖方式)の(1産業の合計額)－((1)農林水産業の合計額)	4兆5,926億円 (平成20年度)	4兆8,279億円
			2	従業者1人当たりの付加価値額	県内の従業者4人以上の事業所における従業者1人当たりの付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)。従業員から提供される労働力がどの程度効率的に機能しているかを示し、企業の経営革新の進捗を確認できる指標。	{(従業者4人以上の事業所の付加価値額(従業者4～29人の事業所については粗付加価値額))}÷同事業所の全従業者数	12,706千円 (平成22年)	12,950千円 (平成26年)
			3	商店街における空き店舗率	県内の商店街の店舗数に対する空き店舗数の割合。県内商業の活性化を示すとともに、商店街の停滞状況からの脱却度合いを定量的に示す指標。	空き店舗数/県内の商店街店舗数×100	18.4% (平成21年度)	18.0%
		2)企業誘致・留置の推進	4	企業(工場)立地件数 (人口10万人当たり)	製造業、電気業、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得された1,000㎡以上の用地の件数。県内への企業誘致の成果を示す指標。	用地の件数/県人口×100,000	0.54件 (平成22年度)	0.61件
			5	企業立地に伴い雇用が確保された人数	平成13年度以降の企業立地に伴い雇用が確保された人数。企業誘致による雇用拡大や地域経済活性化の成果を示す指標。	実数	3,985人 (平成22年度)	4,385人
			6	企業立地に伴う投資額	平成13年度以降の企業立地に伴い投資された金額。企業誘致による雇用拡大や地域経済活性化の成果を示す指標。	実数	54,526百万円 (平成22年度)	60,526百万円
	3)戦略的な海外展開の促進		7	貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施又は検討している企業数	県内企業のうち、貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数。県内企業全体の海外展開の成果を示す指標。	実数	430社 (平成22年度)	450社
			8	県内港湾における貿易コンテナ取扱量	県内港湾における貿易コンテナ取扱量の合計(1TEUは、20フィートコンテナ1個分)。県内企業における貿易の状況を示す指標。	実数	118,190TEU (平成22年度)	121,700TEU
			9	海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数	県内企業のうち、海外に販売拠点を持つ企業の拠点数。県内企業における海外での販路開拓・拡大活動の状況を示す指標。	実数	66箇所 (平成22年度)	70箇所
	4)新産業の創出と産業構造の強化		10	(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数。創業・企業支援の成果を示す指標。	実数	106件 (平成22年度)	126件
			11	産学官連携や農商工連携により事業化された件数	産学官連携や農商工連携による研究成果等を活用して開発されたもののうち、企業において販売実績のあった合計。販売実績のあった製品・商品件数の多寡が施策効果に直結しており、産学官連携や農商工連携による新製品・新商品開発の成果を示す指標。	実数	21件 (平成22年度)	89件
			12	試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	工業系試験研究機関での試験研究で得られた技術のうち、県内企業に技術移転した件数。試験研究機関で研究開発した技術が県内企業に技術移転され、有効活用されることが県内企業の技術革新に繋がることから、試験研究に係る成果を示す指標。	実数	138件 (平成22年度)	180件
			13	県内特許権登録件数	県内の特許権登録実件数。愛媛県知的財産戦略(平成19年5月策定)に掲げる努力目標の一つであるとともに、県内における技術層の厚さを示す指標。	実数	968件 (平成22年)	全国平均値以上 (平成26年)
2 産業を担う人へつなぐ	5)若年者等の就職支援と産業人材力の強化		14	県の完全失業率	労働力人口に占める完全失業者数の割合(年平均)。県内の雇用情勢全体を示す指標。	完全失業者数/労働力人口×100	4.5% (平成22年)	3.9% (平成26年)
			15	県の有効求人倍率	ハローワークに申し込んでいる求職者数に対する求人数の割合。1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示すものであり、県内の雇用情勢全体を示す指標。	有効求人数/有効求職者数	0.65倍 (平成22年度)	0.87倍
			16	県内高校・大学新規卒業者の就職決定率	就職希望者のうち就職が決定した割合。若年者の雇用情勢を示す指標。	就職決定者数/就職希望者数×100	高校97.0% (平成22年度)	高校98.2%
							大学92.2% (〃)	大学93.2%
			17	高等技術専門学校における就職率	県立高等技術専門学校における施設内訓練生の就職率。産業人材力の強化と就職支援の成果を示す指標。	求職者を対象とした訓練における訓練修了3ヵ月後の就職者/(訓練修了者+途中退校就職者)×100	78.2% (平成22年度)	80.0%
	6)快適な労働環境の整備		18	育児休業取得率	県内民間事業所における育児休業取得率(アンケート調査)。企業における仕事と家庭の両立支援への取組みと労働者の就労継続の容易さを示す指標。	育児休業取得者数/1年間に(配偶者が)出産した労働者数×100	男性 1.5% (平成21年度) 女性 79.1% (〃)	男性 5.0% 女性 85.0%
			19	えひめ子育て応援企業数	「えひめ子育て応援企業認証制度」に基づき認証された企業の数。仕事と子育てが両立できる職場環境づくりへの取組み成果を示す指標。	実数	243社 (平成22年度)	420社

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
1 活き活きとした愛媛(えが)あふれる「えが」へ	3 農林水産業の振興	7)力強い農林水産業を支える担い手の確保	20	新規農業就業者数	一年間で県内において新たに農業に就業した人数。新たな担い手の掘り起こしによる担い手不足の解消や生産力の向上を示す指標。	実数	113人 (平成22年度)	130人 (平成27年度)
			21	認定農業者数	経営改善計画を策定し、市町長の認定を受けた農業者の数。経営改善に意欲的な農業者の動向を把握し、活性化の状況を示す指標。	実数	4,876経営体 (平成22年度)	5,161経営体 (平成27年度)
			22	新規林業就業者数	一年間で県内において新規に林業参入した人数。新たな担い手の掘り起こしによる担い手不足の解消や生産力の向上を示す指標。	実数	135人 (平成22年度)	140人
			23	漁業就業者数	漁業に就業している人数。漁業における生産力の状況を示す指標。	実数	9,913人 (平成21年度)	7,300人以上
			24	農業産出額	農業生産活動によって生産された農産物や加工農産物を金額として表したものの、金額ベースでの農業の生産状況を示す指標。	実数	1,222億円 (平成21年度)	1,350億円 (平成27年度)
			25	県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	スギ・ヒノキを中心とする木材(加工前の丸太の状態)の年間生産量。森林資源の活用を通じた森林整備・林業経営の強化の状況を示す指標。	実数	453千㎡ (平成22年度)	610千㎡
			26	漁業生産額	漁業生産活動による生産物を金額で表したもの、金額ベースでの漁業の生産状況を示す指標。	実数	870億円 (平成21年度)	1,090億円
		8)攻めの農林水産業を展開するための基盤整備	27	認定農業者等への農地利用集積率	耕地に占める利用集積面積の割合。認定農業者等の担い手への農地の利用集積の状況を示す指標。	認定農業者・特定農業法人・特定農業団体等への農地利用集積面積/耕地面積×100	37.4% (平成22年度)	42.4%
			28	水田・畑のほ場整備面積	県内における水田・畑を対象にしたほ場整備(耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化)実施面積。生産性の向上に向けた整備状況を示す指標。	実数	19,474ha (平成22年度)	20,000ha
			29	効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積	平成24年度から開始される森林経営計画(集約化・団地化の計画)の作成面積を集計。計画の作成面積から集約化・団地化に向けた取組みの状況を示す指標。	実数	—	39,000ha
			30	漁場整備面積	県や市町が実施する人工魚礁漁場、増殖場、つきいそ漁場の整備面積を集計したもの。漁業の生産性向上に向けた整備状況を示す指標。	実数	12,880ha (平成22年度)	13,406ha
			31	野生鳥獣による農作物被害額	野生鳥獣が農業者に与える損害を金額で直接的に示すもの。鳥獣害対策による被害の軽減の程度を示す指標。	実数	435,889千円 (平成22年度)	365,000千円
		9)選ばれた産地を目指した技術開発の推進	32	県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	県の試験研究機関が研究成果として開発した新品種や新技術の数。新品種や新技術の開発による産地化に向けた取組みの状況を示す指標。	実数	25件 (平成22年度)	26件
			33	新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	開発した新技術のうちマニュアル化した技術の割合。新技術の普及に向けた取組みの状況を示す指標。	マニュアル化した新技術数/開発した新技術数×100	72.0% (平成22年度)	100%
	4 愛媛ブランドの確立	10)愛媛産品のブランド力向上と販路拡大	34	「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	「愛」あるブランド産品の前年度に対する年間販売額の伸び率。愛媛県を代表する産品として「愛」あるブランド産品の販売額の向上と認知度の状況を示す指標。	(当該年度の年間販売額-前年度の年間販売額)/前年度の年間販売額×100	3.2% (平成22年度)	5.0%
			35	東京アンテナショップ新規取扱商品数	東京アンテナショップで新規に取り扱った商品数。首都圏での県産品の販路拡大状況を示す指標。	実数	164品 (平成22年度)	170品
		11)愛媛の魅力発信力の強化	36	報道機関に対する記者発表件数	知事や担当部局による新聞社やテレビ局などの報道機関に対する記者発表件数。報道機関を通じた県関係情報の発信状況を示す指標。	実数	92件 (平成22年度)	100件
			37	首都圏パブリシティ活動により県の情報がメディア等に取り上げられた件数	雑誌社やテレビ局などへの働きかけ等により、本県の情報が取り上げられた件数。マス・メディアを通じた愛媛県の魅力の発信状況を示す指標。	実数	90件 (平成22年度)	100件
			38	県HP(トップページ)へのアクセス件数	ホームページが閲覧された回数。ホームページを通じた県政情報の発信状況を示す指標。	実数	244,783件/月 (平成22年度)	260,000件/月
	5 観光立県えひめの推進	12)魅力ある観光地づくり	39	観光客数	県内外からの観光客数。観光客誘致の成果を示す指標。	実数	24,730千人 (平成21年度)	26,620千人
			40	観光消費額	県内外からの観光客の消費額。観光客誘致の経済的な成果を示す指標。	実数	1,035億円 (平成21年度)	1,100億円
		13)国際観光の振興	41	外国人延泊者数	県内の主要宿泊施設において宿泊した外国人の数。外国人観光客誘致の成果や、外国人の本県観光への指向性を示す指標。	実数	40,900人 (平成22年度)	53,200人
			42	国際会議開催件数	県内において国際会議(参加者総数:50名以上、参加国数:日本を含む3カ国以上、会議日数:1日以上)が開催された件数。外国人観光客誘致の方策の1つである国際会議がどの程度開催されたかを示す指標。	実数	3回 (平成22年度)	4回

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
1 生き生きとした愛顔(えがお)あふれる「えひめ」づくり	6 交流・連携の推進	14) 広域交流・連携の推進	43	四国4県連携施策数	「四国はひとつ」の理念の下、四国4県の協調・連携を図っている施策の数。連携の達成の度合いを示す指標。	実数	28施策 (平成23年度)	30施策
			44	中四国連携施策数	愛媛県と中四国の他の自治体とが合同又は連携して実施する各種施策の数。広域連携・交流の状況を示す指標。	実数	37施策 (平成23年度)	40施策
		15) 国際交流の推進	45	外国人登録者数 (人口千人当たり)	海外から本県に転入している外国人の数。県民が外国人や海外の文化と接する機会、多文化共生地域づくりの度合いを示す指標。	外国人登録者数／県人口 ×1,000	6.3人 (平成22年度)	6.5人
			46	海外渡航者数 (人口千人当たり)	本県から海外に出国した人の数。県民が海外と直接接点を持つ機会を示す指標。	海外渡航者数／県人口 ×1,000	59.7人 (平成22年度)	62.3人
			47	県・市町の国際交流協定締結数	県及び県内市町が外国との国際交流協定を締結している数。海外との関係の広がり具合を示す指標。	実数	12箇所 (平成22年度)	13箇所
	7 交通ネットワークの整備	16) 広域・高速交通ネットワークの整備	48	県都60アクセスプラン達成率	県都松山市から60分程度で到達できる地方圏域中心都市(四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、久万高原町、大洲市、八幡浜市、宇和島市)の割合。県土の均衡ある発展のための高速道路ネットワークがどれだけ確保できているかを示す指標。	県都松山市まで60分程度で到達できる地方圏域中心都市数／地方圏域中心都市数(8市町)×100	87.5% (平成22年度)	100%
			49	生活圏域から高速ICへの30分アクセス達成率	各市町役場から高速IC間を30分以内で到達できる市町(離島である上島町を除く19市町)の割合。高速道路ネットワークがより有効に活用できるよう、同ネットワークへのアクセス向上を示す指標。	高速ICまで30分以内で到達できる市町数／県内市町数(離島である上島町を除く19市町)×100	84.2% (平成22年度)	94.7%
			50	愛媛発着の旅客流動数	愛媛県からの出発及び到着の旅客数。交通ネットワークの充実度を示す指標。(対象輸送機関: JR、民鉄、自動車、旅客船、定期航空)	実数	1,677百万人 (平成21年度)	1,719百万人
			51	愛媛発着の貨物流動数	愛媛県からの出発及び到着の貨物トン数。物流ネットワークの充実度を示す指標。(対象輸送機関: 鉄道、海運、自動車)	実数	138,953千t (平成21年度)	138,953千t以上
			52	松山空港の年間利用者数	1年間に松山空港を利用した人数。広域・高速交通網の要である松山空港の利便性向上の成果を示す指標。	実数	2,310千人 (平成22年度)	2,600千人
			53	生活圏域30分アクセス達成率	合併前の旧市町村役場から30分程度で到達できる小学校(合併・廃校前の370小学校)の割合。生活に密着した日常の利用の多い道路がどれだけ整備されているかを示す指標。	合併前の旧市町村役場まで30分程度で到達できる小学校数／県内小学校数(離島16校を除く370小学校)×100	96.8% (平成22年度)	98.6%
		17) 地域を結ぶ交通体系の整備	54	離合困難解消率	山間部(市街地を除く)において、大型車等のすれ違いが可能な道路延長の割合。山間部における快適な走行性がどれだけ確保されているかを示す指標。	離合可能な山間部(市街地を除く)道路延長(300m以内に総幅員7.0mの区間が20m以上ある区間の延長)／山間部(市街地を除く)道路延長×100	80.1% (平成22年度)	81.5%
			55	過疎・離島地域の地域交通の路線数	過疎・離島地域における公共交通路線(路線バス+廃止代替バス+コミュニティ・福祉・スクールバス等+離島航路)の数。生活の足として欠かすことのできない公共交通の充足度を示す指標。	実数	572路線 (平成22年度)	572路線
			56	県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	1年間に県内で鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車等を利用した人の数。生活の足として中心的役割を担う交通手段の充実度を示す指標。	実数	43,077千人 (平成21年度)	43,077千人
			57	県内輸送量に占める公共交通機関構成比	県内移動に際しての公共交通機関の利用割合。公共交通網の充実度を示す指標。	公共交通機関輸送人員／全輸送人員×100	5.1% (平成21年度)	5.6%
2 参画と協働による地域社会づくり	18) 未来につなぐ協働のきずなづくり	58	NPO法人数(認定NPO法人を含む)	県がNPO法人として認証・認定した法人数。新しい公共の重要な担い手であるNPO法人の状況を示す指標。 ※認定NPO法人は、県民から支援を受けているかどうかの判断基準(PST)である寄附額・寄附者数や法人の透明性確保が図られていることから、県民の満足度を把握することが可能。	実数	325法人 (うち認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450法人 (うち認定NPO法人現状より増加)	
		59	愛媛ボランティアネット会員登録数	県が開設している県内のボランティア関連情報を掲載したHP「愛媛ボランティアネット」の会員数。助け合い・支え合う活動であるボランティア活動への県民の関心度を示す指標。	実数	2,956会員 (平成22年度)	3,600会員	
		60	地域づくり団体数(人口1万人当たり)	県民の自主的・主体的な地域づくり活動の基礎となる地域づくり団体数。協働のきずなづくりの進捗状況を示す指標。	地域づくり団体数／県人口×10,000	1.73団体 (平成22年度)	4.0団体	
	19) 男女共同参画社会づくり	61	県審議会等における女性委員の割合	県審議会等における女性委員の割合。男女が共に政策方針決定過程に参画していることを示す指標。	審議会等の女性委員数／審議会等の委員総数×100	41.4% (平成23年度)	40%以上	
		62	「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	愛媛県政に関する世論調査で「男女共同参画社会」という言葉を知っていると回答した割合。県民における男女共同参画社会意識の浸透状況を示す指標。	「男女共同参画社会」という言葉を知っている回答数／設問の回答数×100	66.4% (平成21年度)	100%	
		63	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	県政モニターアンケートで「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる」と回答した人の割合。仕事と生活の調和の進展状況を示す指標。	「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる」回答数／設問の回答数×100	39.5% (平成22年度)	39.5%以上	

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
基本政策 1 参画と協働による地域社会づくり 2 支え合う福祉社会づくり 3 健康づくりと医療体制の充実	1 参画と協働による地域社会づくり	20) 人権が尊重される社会づくり	64	人権問題に関する研修・講座等の受講者数	人権問題研修講師紹介事業の受講者数と人権啓発指導員等を派遣した研修受講者数の合計値。人権尊重の社会づくりに関する意識の浸透状況を示す指標。	実数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上
			65	人権・同和教育研究大会への参加者数	県人権・同和教育研究大会への参加者数。人権が尊重される社会づくりに向けた県民の意識の高揚状況を示す指標。	実数	2,182人 (平成22年度)	3,000人
			66	人権問題に関する指導者研修等の受講者数	県が開催する人権問題に関する指導者研修等の受講者数。人権問題の解消に向けた推進状況を示す指標。	実数	1,418人 (平成22年度)	1,800人
	2 支え合う福祉社会づくり	21) 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現	67	寝たきり高齢者出現率	65歳以上の者の数に、寝たきり高齢者の数が占める割合。高齢者が「自立して健康で活動的に生活」している状況を示す指標。	$65歳以上の寝たきり高齢者数 / 65歳以上の高齢者数 \times 100$ (毎年4月1日現在で、県内各市町において調査)	5.61% (平成23年度)	6.15%以下
			68	要介護認定を受けていない者の割合	65歳以上の者の数のうち、介護保険の認定を受けていない者の数が占める割合。高齢者が「自立して健康で活動的に生活」している状況を示す指標。	$65歳以上で介護認定を受けていない高齢者数 / 65歳以上の高齢者数$ (厚生労働省が、第1号被保険者数(65歳以上)、第1号被保険者認定者数の各月分を公表)	80.09% (平成23年度)	79.36%以上
			69	訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	介護保険サービス利用者のうち、居宅サービス利用者が占める割合。高齢者が「介護や支援を要するようになっても、住み慣れた地域で暮らしている」状況を示す指標。	$居宅サービス利用者数 / 介護保険サービス利用者数 \times 100$ (厚生労働省が、居宅介護サービス利用者等の各月分を公表)	72.51% (平成23年度)	73.50%以上
			70	県内老人クラブ会員数	県内の老人クラブに加入している高齢者の数。高齢者が「知識や経験を活かして、生きがいづくり等にも通じる社会参加」をしている状況を示す指標。	実数	101,225人 (平成23年度)	102,000人
		22) 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり	71	施設入所から地域へ生活の場を移した人の数(率)	施設入所から地域居住へ生活の場を移行した人の数(率)。障害者の社会参加が進んでいる状況を示す指標。	$18年度以降の地域移行者数 / 基準時点(17.10.1)の入所者数(2,268人) \times 100$ ※人数は累計	263人 (11.6%) (平成22年度)	平成23年度中に策定する第3期県障害福祉計画に基づき設定
			72	障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	障害者相談支援専門員の資格を取得した人の数。地域の障害者が相談しやすい態勢の整備状況を示す指標。	実数	302人 (平成22年度)	530人
			73	民間企業における障害者雇用率	民間企業で障害者が雇用されている割合。障害者が社会参加しやすい環境の整備状況を示す指標。	$常用労働者数56人以上規模の一般の民間企業が雇用する障害者数 / 常用労働者数 \times 100$	1.69% (平成22年度)	1.80%
		23) 地域福祉を支える環境づくり	74	社会福祉施設等従事者数	保健師や介護職員等、社会福祉施設等で従事する人の数。児童養護施設や養護老人ホーム、老人保健施設など地域福祉の推進基盤を支える施設の充実度を示す指標。	実数	6,738人 (平成21年度)	6,800人
			75	民生児童委員1人当たりの平均相談・支援件数	民生児童委員1人当たりが1年間に実施した相談・支援の数。地域の子育て環境の充実度を示す指標。	当該年度の全体相談数・支援件数 / 当該年度末の民生児童委員数	33件/人 (平成21年度)	34件/人
	3 健康づくりと医療体制の充実	24) 生涯を通じた心と体の健康づくり	76	75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	基準人口(昭和60年モデル人口)10万人に対するがん死亡者数。総合的ながん対策の推進状況を示す指標。	$基準人口各年齢階級の死亡率 \times 基準人口当該年齢階級の人口 / 各年齢階級の総和 / 基準人口の総和 \times 100,000$	男性 110人 (平成21年) 女性 60人 (//)	男性 102人 (平成26年) 女性 56人 (//)
			77	65歳未満で死亡する人の割合	死亡者に占める65歳未満で死亡した人の割合。65歳未満の死亡原因の多くを占める悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病への対策の充実度を示す指標。	$65歳未満で死亡する人 / 全体の死亡者数 \times 100$	男性 18.1% (平成22年) 女性 8.7% (//)	男性 16.0%以下 (平成26年) 女性 7.0%以下 (//)
			78	難病患者(130疾患)のうち相談等の支援を受けている割合	難病患者に対し、より健康で安心した生活の実現に向けて実施する相談・支援の回数。難病患者が地域で自分らしく安心して暮らせるためのサポート体制の充実度を示す指標。	$相談数(電話、面接、訪問、交流会相談件数) / 難病患者数(130疾患) \times 100$	43.0% (平成22年度)	70.0%
		25) 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実	79	医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	県内の医療施設に従事する医師の数。いつでも、どこでも安全で安心な医療が受けられる態勢の充実度を示す指標。	$医療施設従事医師数 / 県人口 \times 100,000$	234.3人 (平成20年度)	255.6人
			80	県の医師確保奨学金貸与生の人数	県が運営する医師確保のための奨学金制度(地域医療医師確保奨学金、地域医療医師確保短期奨学金及びへき地医療医師確保奨学金)から貸与を受けている医学生、研修医の数。県内に就職する医師数の増に繋がる県の取組み状況を示す指標。	実数	57人 (平成23年度)	115人
			81	県内の医薬分業率	医療機関外来患者の処方せん受取率。県民の安全性向上につながる医薬分業の進展状況を示す指標。	$処方せん枚数(保険薬局での受け取り枚数) / 外来処方件数(医療機関における処方せん発行件数) \times 100$	42.2% (平成21年度)	60.0%

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
こまやらの愛顔(こまが)あふれるまちづくり	3 健康づくりと医療体制の充実	26) 救急医療体制の充実	82	救急患者の管外搬送率	全救急搬送患者のうち、消防本部の管轄外の病院に搬送された患者の割合。救命救急医療体制の充実度を示す指標。	消防本部の管轄外の病院に搬送された患者数÷救急搬送患者総数×100	14.3% (平成22年度)	14.0%
			83	救急隊の救急救命士運用率	救急隊総数のうち、救急救命士を運用している隊数の占める割合。適切な救命措置に繋がる救急隊の人員体制の充実度を示す指標。	救急救命士運用隊数÷救急隊総数×100	77.2% (平成22年度)	90.0%
			84	二次救急医療機関の耐震化率	大規模な災害発生時に重要な役割を果たす災害拠点病院を含めた二次救急医療機関の耐震化率。地震発生時の安全・安心な医療提供体制の充実度を示す指標。	耐震化済の二次救急医療機関÷二次救急医療機関	43.3% (平成21年度)	80.0% (平成27年度)
	4 快適で魅力あるまちづくり	27) 快適な暮らし空間の実現	85	街路整備密度	市街地面積(用途地域面積)1㎢あたりの街路整備延長。都市生活の快適さを示す指標。	都市計画道路の改良済延長(km)÷市街地面積(㎢)	1.36km/㎢ (平成21年度)	1.45km/㎢
			86	景観計画策定数	景観法に基づき策定された景観計画の数。良好な景観を有した快適な暮らし空間創出への取組みの成果を示す指標。	実数	5件 (平成22年度)	20件
			87	県営都市公園の利用者数	県営都市公園(総合運動公園、とべ動物園、南レク都市公園、道後公園)の年間利用者数。レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全、景観の形成、都市の安全性確保など多様な機能を有する都市公園整備の成果を示す指標。	実数	2,984千人 (平成22年度)	3,040千人
			88	耐震性を有する住宅ストックの比率	新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性(震度6強程度の大地震で人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を受けない)を有する住宅の割合。暮らしに最も身近な空間である住宅の地震に対する安全性を示す指標。	〔新耐震基準で建設された住宅(昭和56年6月以降の着工)÷昭和56年5月以前の住宅のうち必要な耐震性を有する住宅〕÷全住宅戸数×100	71.4% (平成20年度)	80.0%
		28) ICT環境の整備	89	ブロードバンド契約の世帯普及率	県内全世帯に占めるブロードバンドを契約している世帯の割合。良好なICT環境の普及状況を示す指標。	ブロードバンド契約者数÷世帯数×100	50.7% (平成22年度)	90.0%
			90	法人二税の電子申告率	法人二税の申告数のうち、電子申告が占める割合。全国の自治体が共同で進めている地方税の電子化の進捗度を示す指標。	電子申告件数÷平成18年度法人申告件数×100	34.66% (平成22年度)	60.00%
	29) 消費者の安全確保と生活衛生の向上		91	県消費生活センターにおける相談解決率	県消費生活センターにおいて、主体的に一応の解決を導いた割合。センターにおける相談への対応の成果を示す指標。	助言、情報提供及び斡旋解決の件数÷(県センターに寄せられた苦情相談件数－他機関紹介件数－処理不能・不要件数)×100	99.8% (平成22年度)	100%
			92	家畜の監視伝染病発生件数	家畜伝染病の発生件数。家畜における衛生管理の充実度を示す指標。	実数	41件 (平成22年度)	40件以下
			93	生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成状況	畜産物における抗菌性物質等医薬品や農産物における農薬における適正事例の割合。生産段階における残留農薬等の調査・監視により、安全性が確保されている状況を示す指標。	〔調査監視実施件数－不適正事例件数(畜産物における抗菌性物質等医薬品や農産物における農薬残留件数)〕÷調査監視実施件数×100	100% (平成22年度)	100%
			94	県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適正な食品表示の割合	小売店舗等におけるJAS法に基づく不適正な表示の割合。JAS法に基づいて、食の安全・安心が確保されている状況を示す指標。	調査で確認された生鮮食品の不適正表示件数÷県食品表示ウォッチャーの指摘件数×100	20.0% (平成22年度)	0%
			95	食中毒の発生件数の全国での相対的位置(人口10万人当たりの発生件数、全国平均を1.0とする)	全国の10万人当たりの食中毒発生件数を1.0としたときの、本県の10万人当たりの発生件数。安全な食生活につながる食品の供給状況を示す指標。	本県10万人当たりの食中毒発生件数÷全国10万人当たりの食中毒発生件数	1.02 (平成22年度)	1.00以下
	30) 水資源の確保と節水型社会づくり		96	上水道・簡易水道の断水の回数	県内の上水道及び簡易水道において、断水の原因とする断水が実施された回数。市民生活に不可欠な生活用水の安定的な供給状況を示す指標。	実数	0回 (平成22年度)	0回
			97	人工林における間伐実施面積	森林(民有林)のうち、人工林で間伐を実施した面積。水源としての森林の健全な保全育成の状況を示す指標。	実数	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
			98	老朽ため池改修数	県下に3,255箇所あるため池の中で老朽化が著しい628箇所のうち、改修工事を行った箇所数。ため池の漏水等防止による水資源の確保状況を示す指標。	実数	440箇所 (平成22年度)	520箇所
	31) 交通安全対策の推進		99	交通事故発生件数	県内で1年間に発生した交通事故の件数。交通事故発生件数の増減は、事故による死者数や負傷者数の増減に直接繋がる指標。	実数	8,188件 (平成22年)	7,041件 (平成26年)
			100	交通事故死者数	交通事故による1年間の死者(交通事故発生から24時間以内に死亡した人)数。県民の生命を交通事故の脅威から守るという、交通安全対策の究極目標の達成状況を示す指標。	実数	64人 (平成22年)	55人 (平成26年)
			101	交通事故死傷者数	1年間の、交通事故死者数と交通事故負傷者数の合計。交通事故に遭い、命を取りとめても、重い後遺症に苦しむ場合もあることを考慮し、広く交通事故の被害から県民がどれだけ守られたかを見るための指標。	実数	9,792人 (平成22年)	8,630人 (平成26年)
			102	市街地における歩道等の整備率	交通事故発生危険性が高い市街地(人口集中地区、用途地域)において、歩道等が整備された道路の割合。人にやさしい交通環境整備として実施する歩道等の整備による成果を示す指標。	市街地において歩道等が整備された道路延長÷市街地の道路延長×100	68.8% (平成21年度)	73.4%

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
5 安全・安心な暮らしづくり 6 災害に強い県土づくり	5 安全・安心な暮らしづくり	32) 犯罪の起きにくい社会づくり	103	青色防犯パトロール車両台数	警察から、実施団体として適切と証明を受けた団体が自主防犯パトロールに使用する、青色回転灯を装備した自動車の台数。犯罪の起きにくい社会づくりのために重要となる、地域住民の積極的な自主防犯活動の推進状況を示す指標。	実数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)
			104	犯罪率 (人口千人当たり)	人口千人当たりの刑法犯認知件数。県民の犯罪に対する安全の度合い及び本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	刑法犯認知件数/県人口×1,000	11.44件 (平成22年)	10.50件 (平成26年)
			105	凶悪犯罪の検挙率	認知された凶悪犯罪(殺人、強盗、放火等)のうち、犯人を検挙した割合。犯罪の中でも特に危険性の高い凶悪犯罪の検挙状況であり、本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	凶悪犯罪の検挙件数/凶悪犯罪の認知件数×100	85.6% (平成22年)	100% (平成26年)
			106	重要窃盗犯罪の検挙率	認知された重要窃盗犯罪(侵入盗、自動車盗、ひったくり等)のうち、犯人を検挙した割合。窃盗犯罪の中でも危険性の高い重要窃盗犯罪の検挙状況であり、本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	重要窃盗犯罪の検挙件数/重要窃盗犯罪の認知件数×100	69.6% (平成22年)	70.0% (平成26年)
		33) 原子力発電所の安全・防災対策の強化	107	原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合。各防災機関が果たすべき役割など訓練目的が適切に達成できたかを示す指標。	アンケートにおける「目的達成」の回答数/アンケート回答者数×100	—	100%
			108	原子力施設見学会等参加者数	原子力施設見学会と原子力講演会の参加者数の合計。原子力発電に関する正しい知識の県民への普及度合いを示す指標。	実数	509人 (平成22年度)	640人以上
	6 災害に強い県土づくり	34) 防災・危機管理体制の充実	109	防災士の数	日本防災士機構が防災士として登録した人数。自主防災組織の活性化や地域防災力の状況を示す指標。	実数	2,358人 (平成22年度)	4,000人
			110	自主防災組織の訓練実施率	防災訓練の活動を行った自主防災組織の割合。地域(自主防災組織)の防災力の状況を示す指標。	訓練を実施した自主防災組織数/全自主防災組織数(1つの自主防災組織が複数回実施しても、1として計上)×100	54.3% (平成22年度)	65.0%
			111	県防災メールの登録者数	携帯電話やパソコンで県からの最新の防災情報を電子メールで受信できる県民の登録者数。災害時等において、より多くの県民へ情報提供できる体制の状況を示す指標。	実数	3,660人 (平成22年度)	30,000人
		35) 災害から県民を守る基盤の整備	112	県立学校の耐震化率	県立学校のうち、耐震化が実施されている学校の割合。災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県立学校の耐震化の成果を示す指標。	(1981年「新耐震設計基準」に基いて設計された建物+同基準ができる以前の建物で補強工事を済ませた建物)/全体の建物数×100	51.7% (平成22年度)	77.5%
			113	警察施設の耐震化率	警察施設のうち、耐震化が実施されている施設の割合。災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化の成果を示す指標。	(1981年「新耐震設計基準」に基いて設計された建物+同基準ができる以前の建物で補強工事を済ませた建物)/全体の建物数×100	42.9% (平成23年度)	57.1%
			114	洪水から守られる戸数	河川整備により、浸水被害を免れる戸数。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、河川整備による成果を示す指標。	事業実施により増加する洪水から守られる戸数を年度毎に算出する。 戸数(年間)=目標戸数×(年度別河川整備延長/河川整備延長(H23~H26))	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸
			115	海岸保全施設整備による防護面積	海岸保全施設を整備することにより、高潮・波浪・津波から被災を免れる沿岸域の面積。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、海岸保全施設整備による成果を示す指標。	実数	7,500ha (平成22年度)	8,800ha
			116	耐震強化岸壁整備率	県管理港湾耐震強化岸壁予定6/バース(東予港、松山港(外港地区、高浜地区)、中島港、三崎港、宇和島港)のうち、整備完了済の割合。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、港湾整備による成果を示す指標。	整備完了箇所数/整備予定箇所数×100	50.0% (平成22年度)	66.7%
			117	緊急輸送道路の防災対策の整備率	緊急輸送道路において、防災対策(法面防災対策、橋梁耐震対策、トンネル保全対策)が必要な箇所のうち、対策が完了している箇所の割合。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、緊急輸送道路整備による成果を示す指標。	対策完了箇所数/要対策箇所数×100	80.6% (平成22年度)	96.1%
			118	土砂災害防止施設により保全される人家戸数	土砂災害防止施設を整備することにより、被災を免れる人家戸数。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、土砂災害防止施設整備による成果を示す指標。	実数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸
			再掲(98)	老朽ため池改修数	県下に3,255箇所あるため池の中で老朽化が著しい628箇所のうち、改修工事を行った箇所数。老朽ため池の決壊等を防ぐことによる安心・安全な生活の基盤整備の状況を示す指標。	実数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

成果指標一覧表

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
3 輝く愛顔(えが)あふれるまちづくり	1 地域で取り組む子育て・子育て支援	36)安心して産み育てることができる環境づくり	119	えひめ結婚支援センターにおけるカップル数	えひめ結婚支援センターの結婚支援イベント及び個別のお引合せ(愛結び)において成立したカップル数。未婚化・晩婚化対策の充実度を示す指標。	実数	2,150組 (平成22年度)	5,150組
			120	周産期死亡率	年間の1,000出産に対する周産期死亡(妊娠満22週以後の死産及び早期新生児死亡)の割合。安全かつ安心して出産できる環境の整備状況を示す指標。	(年間の妊娠満22週以後の死産数+年間の早期新生児死亡数) / (年間の出生数+年間の妊娠満22週以後の死産数) × 1,000	4.2 (平成18～22年度の平均値)	3.9以下
			121	一時預かり、延長保育を実施している保育所数	一時預かり、延長保育の実施箇所数の合計。子育て家庭をサポートする態勢の充実度を示す指標。	実数	209箇所 (平成22年度)	239箇所
			122	ひとり親家庭の就業率	児童扶養手当受給資格認定後、5年以上経過した者の就業率。ひとり親家庭の自立に向けた環境整備の充実度を示す指標。	受給資格認定後、5年以上経過した者のうち就業している者 / 5年以上経過の受給資格者総数 × 100	89.9% (平成22年度)	90.0%以上
		37)子ども・若者の健全育成	123	公立小・中学校(県立中等教育学校を含む)における不登校児童生徒の割合	公立小・中学校における不登校(年間30日以上の欠席)の児童生徒の全児童生徒数に占める割合。児童生徒の健やかな成長度合いを示す指標。	不登校児童生徒数 / 全児童生徒数 × 100	0.93% (平成22年度)	0.85%
			124	いじめの解消率	小・中・高等学校等において、1年間に学校が認知したいじめ件数のうち、いじめが解消されたと確認できた件数の割合。不登校の原因ともなるいじめに対する対応状況を示す指標。	いじめ解消件数 / いじめ認知件数 × 100	96.4% (平成22年度)	98.0%
			125	刑法犯で検挙・補導された青少年の数	年間の刑法犯少年及び触法少年の合計。青少年の健全性を示す指標。	実数	1,130人 (平成22年)	1,000人 (平成26年)
			126	公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	保護者、地域住民、教員代表、民生児童委員等の学校関係者による学校評価結果を公表している学校の割合。地域に開かれた学校が増加しているかどうかを客観的に示す指標。	県内の公立小・中学校における学校関係者評価の公表を実施した学校数 / 県内の公立小・中学校数 × 100	94.1% (平成22年度)	100%
		38)魅力ある教育環境の整備	127	地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	学校における安全対策を検討する委員会(家庭や地域の関係機関・団体との間で、協力要請や情報交換を行うための会議)等を開催した学校の割合。子どもたちの安全に配慮した学校運営がなされているかどうかを示す指標。	学校における安全対策を検討する委員会等を開催した学校の数 / 調査対象学校(国公立の小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園)の数 × 100	96.3% (平成21年度)	100%
			128	県立高校(県立中等教育学校を含む)の自己評価におけるA・B評価の項目数の割合	全県立高校(中等教育学校を含む)で実施している5段階(A～E)の自己評価(教育活動その他の学校運営について、学校、地域の特色及び生徒の実態に応じた目標を設定し、その達成状況や取組等について自己評価するもの)におけるA評価及びB評価の割合。魅力ある教育環境の充実度を示す指標。	自己評価におけるA・B評価の項目数 / 全評価項目数 × 100	83.9% (平成22年度)	88.9%
	2 未来を拓く子どもたちの育成	39)確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進	129	児童生徒の授業の理解度	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できていると答えた児童生徒の割合。児童生徒の授業の理解状況を示す指標。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できているかとの質問に「あてはまる」と答えた児童生徒 / 回答児童生徒数 × 100	小学校 81.2% (平成22年度) 中学校 67.5% (〃)	小学校 85.0% 中学校 71.0%
			130	インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校を含む)の割合	県立高校(中等教育学校を含む)におけるキャリア教育の一環として、インターンシップを取り入れている学校の割合。生徒の望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に対する心構えを育む教育の推進状況を示す指標。	インターンシップを実施した学校数 / 県立高校(中等教育学校を含む)の学校数 × 100	83.9% (平成22年度)	87.9%
			131	道徳の時間の年間指導計画に体験活動を活かす工夫を位置づけている学校の割合	公立小・中学校における道徳の時間の年間指導計画に、豊かでたくましい心を育成するための体験活動の活用を位置づけている学校の割合。体験活動の充実度を示す指標。	位置付けのある学校数 / 全小・中学校 × 100	81.0% (平成23年度)	100%
		133	132	体育の授業以外で週3日以上運動をしている児童の割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査対象である小学校5年生において、体育の授業以外で週3日以上運動・スポーツを実施している者の男女別の割合。児童の健やかな体の育成や体力の向上に向けた取組み状況を示す指標。	週3日以上授業以外で運動・スポーツをしていると答えた児童(小学5年生) / 調査対象児童 × 100	小5男子 60.6% (平成22年度) 小5女子 41.9% (〃)	小5男子 65.0% 小5女子 45.0%
			133	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の割合	小学校5年生及び中学校2年生を対象に毎年実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、その総合評価がD又はEであった児童生徒の割合。児童生徒の体力・運動能力の状況を示す指標。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の数 / 調査対象児童生徒数 × 100	中2男子 31.4% (平成22年度)	中2男子 27.0%
							中2女子 16.0% (〃)	中2女子 12.0%
							小5男子 27.2% (〃)	小5男子 23.0%
							小5女子 24.2% (〃)	小5女子 20.0%



基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
3 輝く愛媛(えがお)あふれる「えびめ」へつなぐ	2 未来を拓く子どもたちの育成	40)特別支援教育の充実	134	進学・就職希望者の希望達成度の割合(県立特別支援学校高等部卒業生)	県立特別支援学校高等部卒業生で進学・就職を希望した者のうち、希望を達成した者の割合。施策目標の達成状況を示す指標。	進学・就職希望の達成者数/進学・就職希望者数×100	91.2% (平成22年度)	95.0%
			135	公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別的教育支援計画を作成している学校の割合	特別支援教育の充実のために必要となる、学校と保護者、関係機関等との連携方を具体的に示した個別的教育支援計画を作成している学校の割合。特別支援教育の充実度を示す指標。	個別的教育支援計画を作成している学校数/特別な支援が必要な児童等が在籍する学校数×100	89.9% (平成22年度)	100%
		41)教職員の資質・能力の向上	再掲(130)	児童生徒の授業の理解度	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できていると答えた児童生徒の割合。児童生徒の授業の理解状況を示す指標。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できているかとの質問に「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えた児童生徒/回答児童生徒数×100	小学校 81.2% (平成22年度) 中学校 67.5% (〃)	小学校 85.0% 中学校 71.0%
			136	研修を受講した教員による授業への活用度	研修後の追跡調査で、受講した研修の内容を学校教育の中で活用したと答えた教員の割合。受講内容を受講者なりに解釈し、それぞれの場面に応じて適切に活用したということにより、教員の資質・能力の向上が客観的に判断できる指標。	活用したと回答した受講者/受講者数×100	74.9% (平成22年度)	85.0%
	3 生涯学習と文化の振興	42)学び合い高め合う生涯学習社会づくり	137	図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	公立図書館において、県民1人当たりが1年間に借りる図書冊子数。生涯学習活動の個々人での広がり性を示す指標。	愛媛県内の公立図書館年間個人貸出冊数/県人口	4.6冊 (平成22年度)	5.4冊
			138	生涯学習の講師として登録している者の数	えひめマナビ人材データベースに登録された生涯学習の講師として活動している者の数。生涯学習の県民への広がりを間接的に示す指標。	実数	832人 (平成22年度)	900人
			139	学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	県内全域で実施される学び舎えひめ悠々大学の対象登録講座数。県内の学習機会の提供の大きな傾向を把握でき、生涯学習の県民への広がりを間接的に示す指標。	実数	543件 (平成22年度)	1,000件
			140	総合科学博物館の入館者数	博物館で実施する展示やイベント、講座、講演会などへの参加者数及び、講習会や発表会等の貸館利用者数の合計。県民による生涯学習活動への参加状況を示す指標。	実数	208,833人 (平成22年度)	218,000人
			141	歴史文化博物館の入館者数	博物館で実施する展示やイベント、講座、講演会などへの参加者数及び、講習会や発表会等の貸館利用者数の合計。県民による生涯学習活動への参加状況を示す指標。	実数	101,411人 (平成21年度)	113,300人
		43)個性豊かな愛媛文化の創造と継承	142	国・県指定文化財数	県内の国指定及び県指定の文化財数。文化を次世代へ継承するという施策目標の成果を示す指標。	実数	525件 (平成22年度)	533件
			143	県美術館の年間利用者数	1年間に県美術館を利用した人の数。美術館年間利用者数は、美術学習への参加状況を示し、個性豊かな愛媛文化の創造という施策目標の成果として、県民における意欲や広がりを把握することができる指標。	実数	300千人 (平成22年度)	350千人
			144	県民総合文化祭等への参加者数(県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む)	県民総合文化祭等(産業文化まつりを除く)への参加者や、県の文化施設(県民文化会館、県生活文化センター、萬翠荘)を利用した人の数。県民の文化活動に対する参加状況や意欲・広がりを示す指標。	実数	875千人 (平成22年度)	882千人
	4 スポーツ立県えひめの推進	44)スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり	145	総合型地域スポーツクラブ数	身近な地域に設置されている総合型地域スポーツクラブの数。県民がいつでも、どこでも、身近な地域でスポーツに参加できるようにするための環境の整備状況を示す指標。	実数	29クラブ (平成23年度)	50クラブ
			146	競技人口の状況	県体育協会に登録されている各種競技団体の登録人数。県民の生涯スポーツの広がりを示す指標。	実数	38,161人 (平成22年度)	39,200人
			147	日本体育協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり)	日体協の試験・講習等を経て、同協会に登録されているスポーツ指導者の人数。県民がいつでも、どこでも、身近な地域でスポーツに参加できるようにするための環境の整備状況を示す指標。	日体協に登録されているスポーツ指導者/県人口×1,000	1.7人 (平成23年度)	1.9人
		45)競技スポーツの振興	148	国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	国民体育大会における総合成績。国民体育大会は、国内最大の総合スポーツ大会であり、本県の総合的な競技力を示す指標。	実数	38位 (平成22年度)	20位台
			149	全国高校総体(インターハイ)入賞件数	高校スポーツ界最大の総合競技大会である高校総体で入賞した件数。本県ジュニアの総合的な競技力を示す指標。	実数	31件 (平成22年度)	40件

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
4 やさしい愛媛（くまがあらわ）の「くま」へつなぐ	1 環境を調和した暮らしをつくる	46)環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	150	環境マイスター登録者数	県環境マイスターに登録された者の数。環境教育・学習を推進する人材の育成状況を示す指標。	実数	94人 (平成23年度)	100人
			151	小・中学校における環境教育年間指導計画策定率	教科指導やその他の教育活動に環境教育を位置付け、年間の指導計画を策定している学校の割合。環境教育・学習の充実度を示す指標。	環境教育年間指導計画を策定している小・中学校数／全小中学校数×100	78.2% (平成22年度)	82.0%
			152	環境教育・学習参加者数	環境マイスター利用者数、こどもエコクラブ登録者数、えひめ環境大学受講者数、体験型環境学習センター（えひめエコハウス）入館者数の合計。県民への環境教育・学習の機会提供状況を示す指標。	実数	24,218人 (平成22年度)	前年度より増加
			153	環境NPO法人数	「環境の保全を図る活動」を活動分野とする県内の特定非営利活動法人数。県民の環境保全活動の状況を示す指標。	実数	109団体 (平成22年度)	前年度より増加
		47)地球温暖化対策の推進	154	県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数。県民総ぐるみで取組む地球温暖化防止の活動状況を示す指標。	実数	261団体 (平成23年度)	350団体
			155	県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成20年度)に対する割合	県地球温暖化防止実行計画に定められた基準年（平成20年度）の排出量に対する割合。県自らの温暖化対策の成果を示す指標。	(当該年度の県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量／平成20年度の県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量-1)×100	-4.5% (平成22年度)	-7.0%
			156	県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度)に対する割合	京都議定書に定められた基準年(平成2年度)の排出量に対する割合。地球温暖化対策の成果を示す指標。	(当該年度の県内の温室効果ガス排出量／平成2年度の県内の温室効果ガス排出量-1)×100	+5.5% (平成20年度)	-15.0% (平成32年度)
		48)環境への負荷が少ない循環型社会の構築	157	一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物が再利用されている割合。循環型社会の推進状況を示す指標。	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)／(市町村処理量+集団回収量)×100	18.1% (平成21年度)	平成23年度中に策定する循環型社会推進計画に基づき設定
			158	優良リサイクル製品等認定数	学識経験者等で構成する「資源循環優良モデル認定審査会」において審査し、知事が認定する愛媛県資源循環優良モデル認定制度の認定総数。環境負荷の低減に取り組んでいる事業者の状況を示す指標。	実数	100件 (平成22年度)	136件
			159	産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事業の改善率	不法投棄等不適正処理事業のうち、改善済み件数の割合。産業廃棄物の不適正処理事業の是正状況を示す指標。	改善済み件数／不適正処理事業発見件数×100	76.0% (平成22年度)	80.0%
			160	産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	産業廃棄物処理業者への立入検査において、不適格とされた事業者の数。産業廃棄物が適正に処理されている状況を示す指標。	実数	3件 (平成22年度)	0件
	49)良好な生活環境の保全		161	大気環境基準達成率	環境基本法に基づく大気環境基準の達成率。生活環境(大気)の状況を示す指標。	達成地点数／測定地点数×100	85.7% (平成21年度)	100%
			162	水質環境基準達成率	環境基本法に基づく公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質環境基準の達成率。生活環境(水質)の状況を示す指標。	達成水域数／測定水域数×100	82.1% (平成22年度)	100%
			163	法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく立入調査において排出基準に適合している事業場の割合。生活環境(大気・水質)における発生源対策の進捗状況を示す指標。	基準適合事業場数／立入事業場数×100	ばい煙 100% (平成22年度) 排水 98.9% (〃)	ばい煙 100% 排水 100%
			164	高圧ガス等事故発生件数	高圧ガス事故件数(容器盗難を除く)、LPガス事故件数、火薬類事故件数(消費中事故を除く)の合計。高圧ガス等の事故防止対策の進捗状況を示す指標。	実数	9件 (平成18～22年度の平均)	9件以下
	50)豊かな自然環境と生物多様性の保全		165	自然公園、四国のみちの利用者数	県内の自然公園と四国のみちの年間利用者の合計。自然環境の保全状況や施設整備の事業効果を始め、自然と人との共生の実現の度合いを示す指標。	実数	5,442千人 (平成22年度)	5,442千人以上
			166	自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	県が委嘱する自然保護指導員、野生動植物保護推進員及び鳥獣保護員の合計。豊かな自然環境や野生動植物を保護する人材確保の状況を示す指標。	実数	170人 (平成23年度)	180人
			167	鳥獣保護の違反件数	県が鳥獣の保護及び狩猟に関する法律の違反情報を確認した件数(警察からの法律違反被疑事件送致通知書を含む)。自然保護の意識啓発の効果を示す指標。	実数	11件 (平成22年度)	0件
			168	生物多様性の認識度	県民生活に関する世論調査で「生物多様性」という言葉を知っている県民の割合。県民が生物多様性の重要性を認識しているかを示す指標。	「生物多様性」という言葉を知っている回答数／設問の回答数×100	39.0% (平成21年度)	45.0%
			169	絶滅のおそれのある野生生物の割合	県レッドデータブックに記載されている絶滅のおそれのある野生生物の割合。豊かな自然環境と生物多様性の保全の状況を示す指標。	絶滅のおそれのある野生生物／愛媛県産野生動植物目録数×100	15.0% (平成14年度)	15.0%

基本政策	政策	施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
4 やさしい愛媛(えがお)あふれる「えひめ」の未来	2 自然と共生する社会の実現	51)魅力ある里地・里山・里海づくり	170	都市農村交流(グリーン・ツーリズム)施設における年間宿泊者数	一年間で県内都市農村交流(グリーン・ツーリズム)施設に宿泊した人数。都市と農山漁村の交流の状況を示す指標。	実数	71.8千人 (平成22年度)	78.1千人
			171	農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	農地・水環境保全向上対策による共同活動や向上活動を実施している地区数(協定組織数)。農地や農業用水等の保全活動や農業農村の多面的機能の発揮を図る地域の活動状況を示す指標。	実数	427地区 (平成22年度)	640地区
			172	県外からの移住者数	県及び市町の移住相談窓口を経由して県外から移住した者の数。地域の振興・活性化に向けた取組みの成果として、都市住民の誘致による地域の新たな担い手の確保状況を示す指標。	実数	51人 (平成22年度)	70人
	3 環境にやさしい産業の育成	52)再生可能エネルギーの利用促進	173	住宅用太陽光発電設備の導入率	住宅用太陽光発電設備が設置されている一戸建住宅の割合。太陽光発電等の導入促進への取組みを示す指標。	RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)認定設備件数/一戸建件数(住宅・土地統計調査(総務省)のデータ)×100	1.92% (平成21年度)	平成24年度を目標に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定
			174	新エネルギー導入実績(原油換算)	各種新エネルギーの導入実績について単位を統一(原油換算)して合計したもの。再生可能エネルギーの利用促進状況を示す指標。	実数	20.6万kl (平成23年度)	平成24年度を目標に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定
			175	バイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	軽油特定加工業者が製造するバイオディーゼル燃料5%混合軽油の量。バイオディーゼル燃料の普及状況を示す指標。	実数	557kl (平成22年度)	5,000kl (平成32年度)
			176	木質ペレット年間生産量	県内におけるスギ・ヒノキ間伐材等を利用した木質ペレットの年間生産量。木質ペレットの年間生産量により、木質バイオマスの利用状況を示す指標。	実数	1,255 t (平成22年度)	3,000 t
		53)低炭素ビジネスの振興	177	国内クレジット及びオフセット・クレジット(J-VÉR)認証件数	中小企業等が大企業等から資金の提供を受け、共同で取り組む温室効果ガス排出削減事業のうち、その削減分が「国内クレジット」として認証された数と、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより実現された排出削減・吸収量を「オフセット・クレジット(J-VÉR)」として認証された数の合計。県内企業の低炭素ビジネス参入の成果を示す指標。	実数	5件 (平成22年度)	30件
			178	EV関連製品の開発や製造に取り組む企業数	県EV開発センターの研究成果等を活用して、EV関連製品の開発や製造に取り組む企業数。企業数の多寡が施策効果に直結しており、EV開発プロジェクト推進事業による研究開発及び事業化支援の成果を示す指標。	実数	3件 (平成22年度)	15件
	54)恵み豊かな森林(もり)づくり	再掲 (97)		人工林における間伐実施面積	森林(民有林)のうち、人工林で間伐を実施した面積。森林の健全な保全育成の状況を示す指標。	実数	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
			179	森との交流人口	森林環境税対象事業により実施した交流会等で森林(木材等を含む)と交流した人の数。森林に対する理解や森林づくりへの県民参加の促進に対する成果を示す指標。	実数	203,631人 (平成22年度)	720,000人
		再掲 (25)		県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	スギ・ヒノキを中心とする木材(加工前の丸太の状態)の年間生産量。森林資源の活用を通じた森林整備・林業経営の強化の状況を示す指標。	実数	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³

※再掲指標=4指標 間伐実施面積、ため池回収数、素材生産額、授業の理解度

○用語の説明〔()は掲載ページ〕

あ行

「愛」あるブランド産品(37, 38)

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を基本コンセプトに、安全・安心（人と環境への愛）、品質（産物への愛）、及び産地・特産（ふるさとへの愛）の三つの『愛』を持つ優れた県産農林水産物及び加工食品で、えひめ愛フード推進機構が認定したもの。

愛結び(110)

えひめ結婚支援センターが、自身のプロフィールを登録した未婚の男女を個別（1対1）にお引合せするお見合い事業のこと。（会員制）。

青色防犯パトロール車両(97, 98)

警察から証明を受けた団体が、地域において自主的な防犯パトロールを行う際に使用する「青色回転灯」を装備した車のこと。

あぐりすとクラブ(20)

意欲ある農業経営者の経営能力の向上や経営拡大への取り組みを支援し、地域を担う農業経営者を育成するとともに、企業会員が農業者等との交流等を通じ、業種の枠を超えて、新しいビジネスを創っていくことを目的に平成20年6月に結成された組織。

愛宕柿(161)

愛媛県原産で、愛媛や徳島、岡山など限られたエリアでしか栽培されていない全国でも珍しい渋柿。釣り鐘状で先が細くなった形が特徴。西条市周桑地区は日本一の生産量を誇る。

新しい公共(61)

「官」だけではなく、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくりなど身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などのこと。

あったか愛媛NPO応援基金(62)

NPO法人の活動を応援するため、広く県民や企業等から寄附を募ることを目的に、平成20年4月に設置した基金のこと。この基金を活用して、NPO法人の活動経費に対する助成や、法人の基盤強化を図るための人材育成セミナー等を実施している。

安全協定(99)

愛媛県、伊方町及び四国電力株式会社の3者により、昭和51年に締結した伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全の徹底に関する協定のこと。

安全審査指針類(100)

原子力安全委員会が原子炉施設の設置等の審査を行うに当たり、安全性の妥当性を判断する際の基礎となるもの。

安全・安心条例(98)

県民の防犯意識を啓発するとともに、県民、事業者、地域活動団体、行政及び警察などが協働して、犯罪や非行を生まない安全で安心して暮らせる愛媛づくりを目指すための条例。

県伊方原子力発電所環境安全管理委員会(100)

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に資するため、環境監視の方法や環境放射線等の調査測定結果等について検討・評価し、知事に必要な意見を述べる学識経験者・有識者等で組織する委員会。

育児休業制度(26)

労働者が原則として1歳に満たない子を養育するための休業制度。

育成者権(38)

品種登録された植物の新品種を、育成した者が業として独占的に利用する権利。種苗法によって保護される知的財産権の一つ。

依存財源(174)

地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、地方債など、国の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入。

5つの意識改革(176)

「何故できないか」から「どうすればできるか」へ、「自治体に倒産はない」から「自治体に倒産はありえる」へ、「やってあげる」から「一緒にやる」へ、「失敗を隠す」から「失敗を積極的に明らかにする」へ、「情報に振り回される」から「情報を活用する」へ、の5つの心構え。

一般廃棄物(141)

産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、家庭などから発生するごみやし尿などの廃棄物のこと。

居抜き物件(16)

テナント等を退店するにあたり、内装の造作、什器備品等を新しい借主が引き継げる物件のこと。

イノベーション(167)

それまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

医薬分業(79, 80)

医師等の診療を受けた際にもらう処方せんに基づき、院外の薬局で薬を調剤してもらうこと。医師と薬剤師の二人の専門家による「医薬品使用のダブルチェックができる」という利点がある。

伊予観光大使(40)

知事の委嘱により、ボランティアで愛媛県のイメージ向上と観光PRのために活動している愛媛出身もしくは愛媛にゆかりのある著名人・経済人。（通称：いよかん大使）

インターンシップ(117, 163)

生徒や学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

院内感染(79)

病院などの医療施設の中で、入院患者が本来の病気とは別のウイルスに感染してしまうことや、看護婦などの医療従事者が、同様に医療施設内で感染すること。

インフォームド・コンセント(80)

医師から十分な説明を受け、患者がその内容を納得した上で、診療を受けることをいう。

ウォームビズ(140)

暖房時の室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

衛星インターネット(104)

通信衛星を利用したインターネット接続サービスのこと。

衛星携帯電話(104)

通信衛星を利用する携帯電話のこと。一般的な携帯電話の電波が届かないエリアでも通信衛星からの電波を受信できる場合には通話が可能。

エコえひめ農産物(92)

化学合成農薬・化学肥料を県が定めた基準から5割又は3割以上削減し、生産情報を公表し適正な管理体制のもとで生産された農産物で県が認証したもの。

エコツーリズム(147,148, 163)

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、その保全に責任を持つ観光の在り方。エコツアーは、エコツーリズムの考え方を実践するためのツアーのこと。

エコドライブ(140)

自動車の運行等から発生する温室効果ガスを抑えるため、急発進や急加速を行わない、無駄なアイドリングを止めるなど、燃料消費の少ない運転を心掛けること。

エスコートゾーン(96)

視覚障害者の道路横断を支援するため、横断歩道中央部に触覚マーカ(突起体)を敷設した誘導ラインのこと。

エネルギー管理マニュアル(140)

空調やボイラー、昇降機など、エネルギーを消費する設備ごとに、より効率的な運転を行うための操作方法や日常管理の項目・頻度等について、具体的事項を整理したもの。

愛媛甘とろ豚(33)

県農林水産研究所畜産研究センターで開発したブランド豚。選抜した中ヨークシャー種を父として、飼料には県産はだか麦を配合している。柔らかくジューシーで上品な甘さと豊富なオレイン酸が特長。

えひめ医療情報ネット(80)

県内各地の休日夜間の当番医の案内や医療機関の診療科目などの情報提供を行うとともに、災害時における医療機関の被災状況等をリアルタイムに集約するための「愛媛県広域災害・救急医療情報システム」のこと。

愛媛学(ふるさと愛媛学)(126)

県民一人ひとりが、自ら暮らす地域の生活や文化、産業等を見つめ直して「ふるさとらしさ」を発見、再確認し、愛媛を総合的、体系的にとらえながら「愛媛らしさ」を探究するための地域学のこと。

えひめ教育月間(116)

毎年11月。県民が教育について考え、行動する契機とするため、「えひめ教育の日」と併せて定めた。

えひめ教育の日(115, 116)

毎年11月1日。県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、行動する契機となる日として、平成20年に教育関係団体や県・市町教育委員会などで組織する「えひめ教育の日推進会議」が制定。

えひめ結婚支援センター(109, 110)

未婚化・晩婚化に対応するため、平成20年11月11日に開設した結婚を支援する県の組織。未婚の男女へ出会いの場を提供するため、結婚支援イベントを開催するほか、1対1のお見合い事業(愛結び)を実施している。

愛媛県HACCP制度(92)

食品関係業者が行う自主的な衛生管理手法について、HACCPの概念を取り入れた一定の水準以上にあると認められる施設を県が認証する制度。

えひめ子育て応援企業(25, 26)

働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めるため、従業員の仕事と子育ての両立支援に関する積極的な取り組みに対して県が認証を行った県内中小企業のこと。

えひめ子どもスポーツ・Tスタジアム(118)

県内小学生の体力向上とスポーツへの参加意識の高揚を図ることなどを目的に、ホームページ上で年間を通じて記録に挑戦しながら競い合い、楽しみつつ運動に取り組むもの。

(財)えひめ産業振興財団(19, 20)

地域産業の高度化及び新事業創出の支援を行うとともに、県内中小企業等の情報化、経営基盤の強化、経営革新等を促進することにより、本県経済の発展に寄与することを目的として設立された財団法人。

えひめ食の大使館(38)

「愛」あるブランド産品など、県産農林水産物等を看板メニューの食材として意欲的に取り扱う首都圏・近畿圏の飲食店で、えひめ愛フード推進機構が認定したもの。

えひめ女性のチャレンジ支援サイト(64)

「起業」や「ボランティア」など様々な分野にチャレンジしたいと考えている女性が、各種支援機関の情報や相談窓口、講座・イベントなどについて、必要な情報を効率的に入手できるように、平成19年1月に県が開設した総合情報サイト。

えひめ青少年ふれあいセンター(126)

青少年やその指導者等が共同宿泊生活をしなが、講義・野外活動・レクリエーションなどの研修を通して社会性や創造性を養い、より健全な青少年・より優れた社会人を育成することを目指して設けられた生涯学習・社会教育施設。



えひめ先進環境ビジネス研究会(156)

環境付加価値を積極的にビジネスに取り入れる取組みを活性化させ、本県経済の活性化を図るために設立された研究会。先進環境ビジネスの普及啓発や事業化に向けた活動の推進等を行う。

愛媛大学南予水産研究センター (172)

愛媛大学が、日本養殖業の中心地の一つである愛南町に、先端研究の推進と地域との連携を念頭に置いた活動拠点として設置した水産に関する総合的な研究施設。

えひめ地産地消の日(37)

毎月第4金曜・土曜・日曜日。地産地消を県民全体の運動として位置付け、愛媛の農林水産物の豊かさや美味しさを再発見し、愛用・消費拡大に繋げるため、平成17年6月にえひめ愛フード推進機構が制定。

えひめ中小企業応援ファンド(20)

中小企業の様々なチャレンジを支援するため、(財)えひめ産業振興財団に造成した基金のこと。基金の運用益を活用して、地域資源を活かしたビジネスの創出や、既存産業の高付加価値化・高度化により次代を担う成長産業の育成支援を行う。

えひめ南予いやし博2012(44, 172)

高速道路の宇和島延伸を、南予地域への観光誘客を図る絶好の機会として捉え、平成24年4月下旬から11月上旬までの約半年間、宇和島圏域(宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町)を会場に開催する振興イベント。

(財)えひめ農林漁業担い手育成公社(30)

農地の保有合理化を行い、農業生産の高度化と農業経営の近代化を促進するとともに、農林漁業の担い手を育成し、本県の農林漁業の振興に寄与することを目的とする法人。昭和46年9月設立。

えひめの人と生きもの学会(148)

生物多様性保全のための調査・研究・普及啓発に取り組むことを目的に、大学等教育関係機関及びNPO等民間団体が連携して設立する組織。

愛媛ブランド牛(34)

柔らかく旨み成分豊富な赤身肉と脂肪のバランスが調和した新時代の肉質を売りに、県が平成23年度から開発に着手したブランド牛のこと。

愛媛プロダクツ(37, 38)

中小・ベンチャー企業など意欲ある県内企業が、開発・生産した優れた工業製品・技術等の総称。愛媛プロダクツの認知度向上や販売促進のため、愛媛プロダクツサポーター制度がある。

愛媛ボランティアネット(61)

県民の公益的活動の活性化を図るため、NPO・ボランティア等に関する情報を提供するインターネットサイトのこと。

オフサイトセンター (99, 100)

原子力災害時に国、県、市町、事業者等が一堂に会して、タイムリーな防災対策を行う現地対策本部となる施設(法律上の名称は、緊急事態応急対策拠点施設)。

オフセット・クレジット(J-V E R)制度(155, 156)

J-VERIは、Japan Verified Emission Reductionの略で、CO2の排出削減量、又は吸収量を取引可能なクレジットとする制度のこと。クレジットの利益は森林保全等のための費用に充てられる。

温室効果ガス(139, 140)

温室効果をもたらす気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、パーフルオロカーボン(PFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、6フッ化硫黄の6種類を温室効果ガスと定義している。

か行

海岸保全施設(105, 106, 171)

堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設のこと。

外国人支援・海外連絡推進員(52)

県国際交流センターに配置されている外国人の生活支援や海外との連絡調整を行う相談員のこと。

海拔ゼロメートル地帯(162)

海岸付近にあって標高が満潮時の平均海面よりも低い地域のこと。

かかりつけ医(168)

高齢化の進展による疾病構造の変化により、慢性疾患の患者に求められる包括的(疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーション、療育指導)な初期診療を行う医者のこと。

学力向上推進主任(118)

各小・中学校において、学力向上推進計画の作成や実施、成果の検証、各種調査結果の分析等を行い、児童生徒の学力向上に向けた取組みを推進する教員のこと。

家畜の監視伝染病(91)

家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止のため、家畜伝染病予防法で定められている伝染性疾病のこと。99疾病が指定されており、口蹄疫、鳥インフルエンザ、牛海綿状脳症(BSE)等が含まれている。

家畜病性鑑定所(92)

家畜の疾病診断に必要な病原体の検査や分析を行う県の機関。家畜保健衛生所等と連携して、より高度で専門的な診断業務を実施している。

家畜保健衛生所(92)

家畜衛生の向上を図るために、家畜の疾病診断や飼育環境の衛生指導を行う県の機関。本県では3つの家畜保健衛生所と2つの支所を設置している。

学校裏サイト(112)

中学校や高校に通う生徒達が、学校の公式サイトとは別に、同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式なサイトのこと。

学校支援地域本部(116)

子どもたちを地域ぐるみで見守る体制をつくるため、学校が設置する組織。各本部は、地域教育協議会、地域コーディネーター、地域住民による学校支援ボランティアから構成される。

上島架橋(58, 164)

弓削島、生名島、岩城島などの上島諸島を橋で結ぶ構想。現在は弓削大橋と生名橋が供用されている。

簡易水道(93)

給水人口が101人以上5,000人以下の水道のこと。

環境家計簿(140)

家庭で使用するエネルギー（電気、ガス、水道、灯油、ガソリン等）を毎月記入し、月ごとの二酸化炭素排出量を把握することで、削減への取り組みのきっかけ、参考にしてもらうもの。

環境基準(143, 144)

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

環境月間(142)

毎年6月。環境省の呼びかけにより、環境の日（6月5日）を含む同月を「環境月間」とした。環境保全に関する普及・啓発のための各種行事を実施している。

環境マイスター（137）

県内に在住する環境活動リーダー等を講師として派遣する県環境マイスター派遣制度において登録された者。

看護休暇制度(26)

小学校就学前の子を養育する労働者が、1年に5日まで（子が2人以上の場合は10日まで）、病気・けがをした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせるために休暇を取得できる制度のこと。

カーボンオフセット商品(156)

カーボンオフセットとは、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガス分を相殺するという考え方であり、カーボンオフセット商品とは、この考え方を適用した商品のこと。

カーボンフットプリント制度(156)

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO2量に換算して、当該商品・サービス等の単位で分かりやすく表示する仕組み。

企業力(13, 14, 20)

企業が成長していく上で必要となる総合的な能力。県産業振興指針には、企業力振興方針が示されている。

希少野生動植物(147, 148)

種の存続に支障をきたすほど生息数が著しく少ないことや、存続に必要な生息地又は生育地が消滅しつつあるなど、絶滅のおそれがある野生動植物のこと。

基礎自治体(6, 110, 175)

国の行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度がある市町村及び特別区。

既存ストック(174)

ストックとは、「在庫品」、「手持ちの品」などの、ある時点で存在する数量のこと。アクションプログラムにおいては、県が保有する土地や建物を意味する。

寄附講座(80)

大学等が、民間企業や個人などから学術研究や奨学を目的とした寄附金を受け入れ、寄附者の希望に基づき開設した講座のこと。

キャッチセールス(91)

路上や街頭などで呼び止め、営業所や雑居ビルなどに行きさせて勧誘を行う商法のこと。

キャリア教育(118, 120)

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育のこと。

**救急医療体制(初期、二次、三次)
(5, 75, 76, 81, 82, 168, 171)**

○初期：休日夜間等における軽症患者に対する医療のこと。
休日夜間急患センターや在宅当番医制によって外来診療を実施している。

○二次：休日夜間等において手術や入院を要する重症患者に対し、消防機関（救急車）と連携して対応する医療のこと。二次医療圏ごとに病院群輪番制や救急告示施設によって実施している。

○三次：脳卒中、心筋梗塞、重度頭部外傷などの重篤患者に対して、24時間体制で消防機関、一次、二次医療機関と連携して対応する医療のこと。県内、東中南予各1箇所ずつある救命救急センターにおいて実施している。

救急救命士(81, 82)

重度傷病者が病院等に搬送されるまでの間、生命の危険等を回避するために、医師の指導の下、緊急に必要な気道の確保、心拍の回復等の処置を行うことを業とする者。国家資格の専門職。

救命救急センター（80）

脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷、その他の重篤な救急患者の救命のため、24時間体制の医療を実施している施設のこと。本県では、県立中央病院、県立新居浜病院及び市立宇和島病院に併設されている。

教育課程(116)

学校教育の目的や目標を達成するために、児童生徒の心身の発達に応じ、教育内容を授業時数との関連を踏まえて総合的に組み立てた学校の教育計画のこと。

教員免許更新制度(122)

平成21年4月1日から導入された教員免許の更新制度のこと。教員免許を維持するためには、10年ごとに更新講習を受講し修了する必要がある。

強化拠点指定校(134)

愛媛国体に向けた競技力向上対策の一環として、中学校・高等学校・中等教育学校及び大学の有力な運動部を、各種全国大会で常に入賞を狙えるレベルに引き上げるために強化拠点として指定された学校のこと。

教科別授業評価マニュアル(118)

小・中学校における全教科について、各教科の特性に応じた授業評価の在り方や、授業改善の具体的な方法を示したものの。

競技専属アドバイザーコーチ(134)

愛媛国体に向けた競技力向上対策の一環として、県内指導者の資質向上を図るために各競技団体ごとに専属で設置するアドバイザーコーチのこと。

県業務継続計画(県版BCP)(103, 104)

大規模災害等により、県自体が被災した中でも、県民の生命・身体・財産を保護するという県の責務を果たすため、非常時に優先すべき業務や執行体制等を定める計画。

国出先機関(176)

国の行政機関として地方に置かれる機関のこと。地方整備局や経済産業局、地方環境事務所などがある。

クラウドコンピューティング(88)

データサービスやインターネット技術などがネットワーク上のサーバ群(クラウド(雲))にあり、ユーザーが「どこからでも、必要なときに、必要な機能だけ」利用できるコンピュータネットワークの利用形態のこと。

グリーン・ツーリズム(149, 150, 163, 167)

緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむことにより、心と体をリフレッシュさせる滞在型余暇活動のこと。

グローバル化(11, 13, 37, 162)

経済活動や文化・学術などの交流が世界規模に広がること。

クールビズ(140)

冷房時の室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

経営革新(14)

新しい商品やサービスを提供するなどの新事業活動を行うことにより、経営の向上を図ること。

経営指導員(14)

商工会議所・商工会に常駐し、地域内の小規模事業者のために経営改善や指導にあたる専属の職員のこと。

景観計画(85)

景観行政団体(都道府県、指定都市、中核市及び都道府県と協議した上で景観行政を実施する市町村)が、景観法に基づき、良好な景観の形成を図るため、景観計画区域や行為の制限に関する事項等を定めたもの。

ゲストティーチャー(118)

特別な知識を持った人や地域の住民など、外部から学校に招いて指導をしてもらう先生のこと。

県営都市公園(85)

総合運動公園、とべ動物園、南レク都市公園、道後公園の4公園。

県・市町連携政策会議(175)

県・市町の厳しい財政状況や分権改革の進展に的確に対応するため、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図る方策について、知事と20市町長が検討協議する会議。平成23年2月設置。

県原子力センター(99, 100)

伊方原子力発電所周辺の安全確保と環境保全を図るため、愛媛県、伊方町と四国電力株式会社との安全協定に基づく、周辺環境の放射線等の監視(環境放射線モニタリング)や発電所への立入確認等を行う機関のこと。

建設業BCP(106)

建設業者が策定する事業継続計画で、建設業者が被災しても、迅速な事業再開ができるよう、事前に策定しておくもの。大規模災害時には、建設業者による応急対策が期待されている。

県と市町の二重行政(175)

県と市町が二重に人や財源を投資していること。県では、県・市町連携政策会議を設置し、業務の共同化や一体化を推進するとともに、市町への積極的な権限移譲に努めるなど、二重行政の解消に取り組んでいる。

高輝度化(96)

夜間でも確認しやすいよう、道路標識や道路標示に光の反射率が高い素材を使用すること。

公共下水道(144)

主として市街地の下水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。家庭や工場などからの下水は、下水管きよを流下し、その流末に設置された終末処理場で処理された後、放流されている。

耕作放棄地**(29, 32, 149, 150, 162, 168, 171)**

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地のこと。

高次都市機能(166)

国や県など公設試験研究施設が持つ広域的な産業支援機能や、大規模工業団地、高次医療が受けられる総合病院など、高水準な都市機能のこと。

高次脳機能障害(71)

病気や事故などによる脳の損傷に起因して、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などに障害が起きた状態。

校種(121, 122)

学校教育法に定められた学校の種類。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校がある。

交通弱者(58, 85, 96)

自家用交通機関を持たない人（公共交通機関に頼らざるをえない人）のことをいう。交通安全対策の観点からは、車社会において交通事故の被害に遭いやすい歩行者や子ども・高齢者等を指す。

高度情報通信基盤(87, 88)

光ファイバーやケーブルテレビなどによる、多様かつ高速・超高速の通信が可能な情報通信回線を指す。

高齢者虐待(69)

家族や養介護施設従事者等による65歳以上の者に対する虐待のこと。身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待がある。

国際協力機構(52)

独立行政法人国際協力機構法に基づいて、平成15年10月に設立された外務省所管の独立行政法人。政府開発援助（ODA）の実施機関の一つであり、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としている。略称JICA（ジャイカ）。

県国際交流協会(52)

国際交流事業を行うことにより、国際的視野を有する人材を育成し、地域の活性化を図るとともに、諸外国との友好親善に寄与することを目的として設立された財団法人。

県国際交流センター（52）

県国際交流協会が運営する本県における国際交流の中核的施設。

国際貿易交渉(29)

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に代表されるような、関税撤廃などの国際貿易の自由化に関する多国間交渉のこと。

国内クレジット制度(156)

大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が温室効果ガス排出削減に取り組み、その削減分を国内クレジットとして売買できる制度のこと。

県心と体の健康センター（78）

精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健福祉法に基づき総合保健福祉センター内に設置されている施設。

心の健康づくり(77, 78)

「運動」「栄養」「休養」に加え、十分な睡眠やストレスと上手につきあうなど、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件である「心の健康」を保持するための取組みのこと。

個人主義(115)

個々の人間の主体性を重んじて、一人ひとりの個人が自由に生きることの権利が保障されている代わりに、個々の人間が集合して成立する社会に対して個人としての自覚と責任を負うという考え方のこと。

子育て(6, 107)

子どもが本来備えている自ら育つ力を育み伸ばすこと。

子育て支援拠点(110)

子育て中の親子の相互交流、子育て支援サービスの提供など、地域の子育て支援活動の拠点となる施設。

子育て力(109)

子どもの人格形成に関与しながら、成長を促す力のこと。

コミュニティバス(58)

住民の足の確保のため、地方公共団体が何らかの形で運行に関与している乗合バスの総称。既存バス路線のない交通空白地域において運行されることが多い。

雇用のミスマッチ(21, 23, 168)

求人側の需要と求職者側の需要が一致しない状態のこと。雇用情勢悪化の要因の一つとされ、業種・職種・労働条件・企業の規模など、多様なミスマッチがある。

コンビニ受診(81)

休日や夜間の時間帯に、救急外来の必要性・緊急性がない軽症患者が救急医療を利用すること。

コンベンション(44)

大きな大会、会議、総会などのこと。

さ行

災害基幹拠点病院(80)

災害拠点病院の機能に加えて、災害医療の研修機能等を有する病院。

災害拠点病院(82)

災害発生時に、重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能や、傷病等の受入れや搬出、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する病院。

災害警備活動(106)

主に災害応急対策に属する、被害情報の収集、避難の指示・誘導、被災者の救出救助、行方不明者の捜索などをいう。

災害時の要援護者(70)

災害時に必要な情報を迅速かつ正確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人々のこと。一般的に高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊婦等を指す。

災害時要援護者避難支援プラン(171)

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、災害時要援護者の対象範囲や自助・共助・公助の役割分担、避難所・避難方法などについて定めた計画。

災害対策本部(104)

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害応急対策を検討・実施するため知事が地域防災計画の定めるところにより設置する組織のこと。

災害派遣医療チーム(DMAT)(82)

大規模災害時や事故などの被災地に迅速に駆けつけ、急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのこと。DMAT(Dizaster Medical Assistance Team)。

財源対策用基金(173, 174)

財政基盤強化積立金や県債管理基金など、年度ごとに变化する財源の増減に対応するために積み立てている基金のこと。

最終処分場(141)

廃棄物を埋立て処分する場所をいい、埋立て処分する廃棄物の種類により、一般廃棄物の最終処分場と産業廃棄物の最終処分場に区分される。

再生可能エネルギー(6, 151, 152, 153, 154)

化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができるものを利用したエネルギーのこと。代表例としては太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等が挙げられる。

財政健全化基本方針(174)

平成24~26年度までの3年間で見込まれる財源不足に対応するとともに、県財政の柔軟性を確保するため、これまでの財政構造改革の取組みを継続しつつ、新たな目標を設定し、さらなる財政健全化に取り組むことを目的として、平成23年11月に策定された基本方針。

財政再生団体(173)

財政危機に陥り、国の関与の下で再生を図る必要がある自治体のこと。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の指標のいずれかが、定められた基準を超えると財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければならない。

県在宅介護研修センター(70)

高齢者を在宅で介護している家族をはじめ、介護に携わるボランティアや専門職を対象に、在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行うなど、介護人材育成の中核的な機能を有する施設。

里地・里山・里海(4, 6, 145, 146, 149, 150)

農林水産業者などの人の手が加わることによって自然環境が維持・管理されてきた地域のこと。生産機能だけではなく、動植物の繁殖地や希少生物のすみかの役割も果たしている。

里山林(157)

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結び付いて存在している、あるいは存在していた森林の総称。

差別をなくする強調月間(66)

毎年11月11日から12月10日。人権の意義やその重要性に関する正しい理解を深める機会を提供するため、県では、同期間を「差別をなくする強調月間」とし、「差別をなくする県民のつどい」を開催している。

3R推進月間(142)

毎年10月。リデュース・リユース・リサイクル推進月間の略称。3Rの推進に関する理解を深め、循環型社会の形成に向けた取組みを推進するため、国が定めたもの。なお、3Rとは、Reduce(廃棄物の発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の頭文字。

産業観光(43, 163, 167)

歴史的文化的に価値のある産業文化財(工場遺跡や古い機械器具等)や、稼働中の生産現場(工場や工房等)、そこでの生産物(工業製品や工芸品等)などを通して、ものづくりの心や地域の歴史にふれる観光のこと。

県産業技術研究所(20)

県内中小企業への技術支援を行う県の研究機関。企画管理部、技術開発部(EV開発センターを含む)のほか、食品産業技術センター、建設技術センター、繊維産業技術センター、紙産業技術センター、窯業技術センターの産業別部門を設置。

産業構造(5, 12, 19)

一定の地域内に存在する産業部門の構成比率であり、その地域の産業の特徴を示す一つの指標となるもの。

産業廃棄物(141)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物をいう。

産地証明(18)

海外への食品等の輸出に際し義務付けられる県内で収穫、加工されたことを証明すること。

産直施設(172)

生鮮食料品や特産品などを、卸売市場など通常の流通経路を通さずに生産者から消費者へ直接供給する施設(産直市など)のこと。

三位一体改革(173)

地方分権の実現を目指し、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②地方交付税制度の見直し、③地方への税源移譲の3つの改革を一体で行ったもの。平成16年度~18年度にかけて、小泉政権下で実施された。

ジェトロ(17, 18)

経済産業省が所管する(独)日本貿易振興機構(Japan External Trade Organization(JETRO))の略称。日本企業の輸出支援、地域経済活性化支援、外国企業誘致支援などを行う。

事業継続計画(BCP)(13, 14)

緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。BCP(Business Continuity Plan)。

資源循環促進税(141)

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用、その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるために創設された県税。

四国のみち(147)

四国各地の自然や歴史、文化などに触れながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国4県が共同で国の助成を受けて整備したもの。全123コース、総延長1,545.6km。

四国知事会議(176)

四国各県間の連絡提携を緊密にし、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として昭和25年に設立された会議。四国4県(香川県、徳島県、愛媛県、高知県)の知事で構成。

四国8の字ネットワーク(56, 161)

徳島市を起点に四国中央市、松山市を経由し大洲市までの四国縦貫自動車道222kmと、阿南市を起点に高松市、四国中央市、高知市、宇和島市を経由し大洲市までの四国横断自動車道441kmで構成される高速道路ネットワークのこと。

自主学習プリント(118)

子どもや保護者、教師が自由に活用できるよう、県教育センターが開設する自学自習支援サイトにおいて提供する自習プリントのこと。

自主保安体制(104, 144)

法令遵守に加え、危険物や高圧ガス等を取扱う者としての自己責任を自覚した自主的な保安活動に積極的に取り組むことにより、安全の確保を図っていく体制のこと。

自主防災組織(103, 104, 167, 171)

災害が発生したときに被害を最小限に防止し、又は軽減するため、地域住民が必要な防災資機材等を利用して初期消火、避難誘導、救護等の活動を行う組織のこと。

自助、共助、公助(103)

「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で自分を守ること。「共助」とは、被災者の救出や災害時要援護者の避難に協力するなど、周りの人たちと助け合うこと。「公助」とは、県や市町等の防災関係機関による救助活動や支援物資の提供といった公的支援のこと。

自然エネルギー(34)

再生可能エネルギーと同義。

自然公園(147, 148, 162)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進することを目的として指定される地域で、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。

自然保護指導員(147)

県内の自然公園の自然を保護し、動植物の愛護、環境の維持について利用者の指導を行うとともに、自然のよき理解者として、地域社会に普及啓発を行うために、知事が委嘱している者。

実質公債費比率(174)

地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使える経常的な収入のうち、実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されたもの等を除く)に充当されたものが占める割合で、過去3か年の平均値。地方公共団体の実質的な借金返済負担の重さを示す。

指定方向外進行禁止(96)

直進禁止、右折禁止など、指定された方向以外への道路の進行を禁止すること。

自転車安全利用五則(96)

①自転車は、車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行、③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等)、⑤子どもはヘルメットを着用、の5つの決まり。

自転車シミュレーター(96)

自転車を運転する際に起こりうる危険を安全に体験することで、危険予測能力や安全意識の向上を図り、体験後の解説等により交通ルールとマナーを学ぶことができる教育機器のこと。

児童相談所(109, 110)

児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定を行い、それに基づき児童や保護者に対し必要な指導や措置を行う児童福祉行政の中核機関。

事務事業評価(174)

事業ごとの課題や問題点を精査するとともに、分かりやすい指標を用いて有効性や効率性等を検証することで、限られた財源の中で、思い切った「選択と集中」を行うための評価のこと。

社会教育(62, 118, 126)

学校における教育課程を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のこと。

社会保障と税の一体改革(174)

国民生活の安心を確保するための社会保障全般の制度改革と、それに必要な財源の安定的確保及び財政健全化を同時に達成するための税制改革とを一体的に行おうとするもの。

周産期医療(109, 110)

妊娠満22週以降から生後7日(生後168時間)までの期間における母体、胎児、新生児に対する医療のこと。

住宅ストック(85, 86)

住宅を社会資本としてみた場合の蓄積量。

終末期医療(79)

末期がん患者などに対して主に延命を目的とするのではなく、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減することにより、人生の質の向上に主眼が置かれ、医療的処置に加えて、精神的側面を重視した総合的な措置がとられる医療のこと。

重要港湾(161)

「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」として、港湾法第2条第2項で規定されている海上輸送網の拠点となる港湾のこと。県内では、三島川之江港、新居浜港、東予港、今治港、松山港、宇和島港の6つ。

16年災害(164)

平成16年の夏から秋にかけて四国を襲った台風による豪雨災害のこと。

授業改善実施率(121)

授業研究の進め方や授業評価シートの活用、付箋紙を用いた授業研究の仕方など、授業評価システムガイドラインで示した評価方法を取り入れ、授業のねらいを達成するために、授業の構成や展開の工夫などの改善を図った学校の割合のこと。

授業評価システム(118, 121, 122)

効果的な評価方法を用いて客観的な授業評価を行い、学校全体で組織的・計画的に授業改善を行うことで教師の授業力の向上を図り、引いては子どもたちの確かな学力の定着・向上を図ろうとする仕組みのこと。

首都圏パブリシティ活動(39)

首都圏のマスメディアに対して、愛媛の情報が取り上げられるよう働きかける広報活動のこと。

循環型社会(6, 136, 141, 142)

製品等が廃棄物等になることを抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分される社会のこと。

県循環型社会推進計画(141)

循環型社会の構築を推進することを目的に、廃棄物処理の現状や課題、減量化・リサイクルの目標や今後取り組むべき施策等を記載した計画。廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」に位置付けられている。

省エネナビ(140)

省エネ効果がひと目で分かるように、エネルギーの使用量を金額等に換算して表示する機器のこと。目に見えないエネルギーの消費量を「見える化」するツールとして、省エネ行動の普及促進に活用されている。

県生涯学習センター(126)

県民の生涯学習を推進する拠点として、県、市町、各種団体等との連携を図り、県民の生涯を通じた自発的な学習を盛んにし、一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送れるよう支援することを目的に設置された施設。

生涯学習まつり(126)

日ごろ生涯学習に取り組んでいる各種団体やグループが、学習成果の発表や参加体験の場を通して本県の生涯学習の推進と文化活動の活性化を図ることを目的に、県民総合文化祭の一環として実施しているもの。

障害者権利条約(71)

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための国際人権法に基く人権条約。平成18年12月に第61回国連総会において採択された。

障害者相談支援専門員(71)

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成することができる有資格者のこと。

松山(しょうざん)空港(46)

台湾台北市の松山区にある空港。1950年に開港し、台湾の国際・国内航空路線の中心的な空港となった。その後、台湾桃園国際空港の開港に伴い国内線専用空港となっていたが、2009年から再び定期国際線が就航した。愛媛松山空港とは、世界で唯一の同名空港。

小水力発電(153)

河川や用水路、既存のダム、上下水道などを使い、水の流れと落差を利用する発電方法。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、1,000kw以下の発電を行うものと定義されている。

少人数学級(118)

国が標準として示している数(40人、小1は35人：平成23年度現在)を下回る児童生徒数で1学級を編制するもの。個に応じたきめ細かな指導ができ、学習内容の理解と定着の促進が期待できる。

少年補導職員(112)

警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事する警察職員のこと。

県消費生活センター(91, 92)

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や各種情報の提供等を行う機関。

商標権(38)

商品やサービス(役務)を識別する商標を保護する権利のこと。文字や図形、記号、立体、もしくはこれらの結合が対象。保護期間は登録から10年間(更新可能)。

情報教育(118)

必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し適切に発信する能力と情報モラルなどの育成を目的とした教育活動のこと。

情報リテラシー(118)

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

職域保健(78, 164)

労働安全衛生法に基づき事業者が雇用者に対して実施する保健事業(健診、健康教育、健康相談等)のこと。

食育(38, 78, 118)

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するもの。

職住分離(85)

都市化の進展に伴い、勤務地と居住地が分化すること。

食品偽装表示(91)

主に生産者・流通業者・販売者が消費者に対して実勢価格より高値で売ることを目的として、商品の産地や消費期限などの商品情報を、実際の商品情報と異なるものにすり替えて表示すること。

食品表示ウォッチャー (91, 92)

食料品販売店において、日頃の買い物を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示について県に報告してもらう制度。

ジョブカフェ愛work(24)

非常に厳しい状況にある若年者の雇用情勢を改善するため、若年者の就職関連サービスをワンストップで提供するために、平成16年7月に松山銀天街GET!の4階に設置された、愛媛県若年者就職支援センターのこと。

植物工場南レクアグリパーク(172)

平成23年4月に愛媛大学が宇和島市津島町の南予レクリエーション都市公園に開設した植物工場実証・展示・研修センターのこと。自由に見学や散策、収穫体験ができる公園施設としての機能も合わせ持っている。

県人権啓発センター (66)

人権の総合的な窓口として相談業務や調査研究を行うほか、指導者等の人材の養成、研修手法の検討や講師の紹介など、人権教育・啓発を推進する組織。平成15年度に県庁人権対策課内に設置。

真珠母貝(169)

真珠生産(真珠養殖)に使われる貝のこと。ウグイスガイ科とイシガイ科などに属する6種類ほどあるが、日本では大部分がアコヤガイを利用している。

シンポジウム(50)

何らかの問題についての意見や研究結果の発表会のこと。一般的には、あるテーマを決めて広く聴衆を集め、公開討論などの形式で開催されることが多い。

森林環境税(157)

水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の重要性を考え、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に必要な経費の財源を確保するために創設された県税。

森林経営計画(32)

面的なまとまりの下、施業の集約化や計画的な路網整備などを進めるため、森林所有者又は森林経営の委託を受けた人が作成する計画。国の「森林・林業再生プラン」に基づき、森林計画制度が見直されて創設されたもの。

シーカヤック(150)

海で使うことを考慮し、波・風・潮流等に影響されにくいデザインを持つカヌーのこと。

シーズ(16, 20)

ビジネスの種。研究開発や新事業創出などの「種(たね)」となる技術、ノウハウ、アイデア、人材、設備などを指すが、企業や大学などが活用していない技術や特許などを指す場合もある。

水産の日(37)

毎月第3水曜日。県産水産物の消費拡大に向け、積極的に魚食普及を推進するため、県が制定したもの。

水源かん養(32, 93, 157, 162, 164, 167)

森林に降った雨が、樹木や土壌の働きにより、ゆっくり流れることで、洪水が緩和されたり、きれいな地下水等が増加したりすること。

スクラップアンドビルド(174)

新規需要に対応するために事業を新設する際、既存事業の見直し(廃止・縮小)を行い、全体としての増大を防ぐこと。

スクールカウンセラー (112)

学校において、児童生徒へのカウンセリングや教員・保護者への助言を行うなど、心の問題について高度な専門的知識・経験を持つ専門家のこと。

スクールサポーター (98)

少年の規範意識の醸成や子どもを犯罪被害から守る活動を行うため、警察本部長が任命した非常勤職員。学校が抱える少年非行等の問題に対し学校と連携して取り組む。

スケールメリット(49, 172, 175)

規模を大きくすることで得られる利益。

スポーツ医・科学(133, 134)

スポーツや運動について研究する医・科学のこと。競技力向上や健康維持のためのスポーツ及び運動が研究対象で、医・生理・心理・トレーニング科学等の幅広い研究分野がある。

スポーツドクター (134)

スポーツによって発生する障害の予防と治療に携わるとともに、選手やスポーツ指導者にトレーニングの在り方についてアドバイスを行うスポーツ専門医のこと。日本体育協会等の公認制度がある。

生活習慣病(77, 78)

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与するがん、脳卒中、心臓病などの病気のこと。

生活文化センター (127)

県民の生活に潤いを与え、豊かな心を育む生活文化活動の拠点となることを目的として設置された県の施設。

政策医療(80)

国がその医療政策を担うべき医療であると厚生労働省が定めている、がんや精神疾患などの19の医療分野のこと。

製紙スラッジ(142)

紙パルプ製造過程で排出される製紙かすのこと。

精神疾患(77)

人格や認識、行動に偏りや変調をきたす疾病で、統合失調症や気分障害(うつ病など)のほか、アルコールや薬物の中毒、脳疾患等によるものなどがある。

税制抜本改革(174)

急速な少子高齢化に伴い、社会保障の給付の増大が避けられない中、社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成を実現するために、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築すること。

性的マイノリティ (66)

同性愛者、両性愛者、性同一性障害者など、性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称。全体的にみて少数であることから、性的マイノリティ（少数者）といわれている。

整備新幹線(56)

昭和45年制定の全国新幹線鉄道整備法に基づき整備計画が決定された、北海道新幹線、東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線鹿児島ルート、九州新幹線長崎ルートなどの5新幹線のこと。なお、四国新幹線と四国横断新幹線が、昭和48年に基本計画に位置付けられたものの、建設の前提となる整備計画に格上げされないまま、今日に至っている。

生物多様性(6, 145, 146, 147, 148, 162)

自然は、動物、植物、微生物などのいろいろな生き物の様々な「個性」と「つながり」によって成り立っており、こうした姿を生物多様性と呼ぶ。

生物多様性えひめ戦略(148)

生物多様性の保全を通じて、本県の自然環境を総合的に保全するため、その方向性や各主体の担う役割、施策等を定めたもの。

生物多様性センター (148)

「生物多様性えひめ戦略」の推進を図ることを目的に設置する組織。本県の生物多様性に関する情報を一括管理し、それらの情報を県民に広く提供するとともに、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究、普及啓発などを行う。

清流米(165)

久万高原町の冷涼な気候の下、清らかな水で栽培された久万高原清流米（独自ブランド名で出荷）のこと。

セカンドオピニオン(80)

治療法の選択等に関して主治医以外の医師による助言を受けること。

節水型建築物(94)

雨水や再生水を水洗トイレ等の雑用水に利用するなど、節水型の機器や設備を設けた建築物のこと。

せとうち旬彩館(40)

香川県と愛媛県が、首都圏における両県の観光物産情報発信の拠点として東京（新橋）に開設した、全国で初めての二県共同によるアンテナショップ。

せとか(165)

（独）農業・食品産業技術総合研究機構において、（清見×アンコール）×マーコットの交配により育成されたかんきつ。果面が滑らかで、じょうのう膜が極めて薄く、柔軟・多汁な肉質、高い糖度が特長。出荷時期は3月。

全国障害者スポーツ大会(72)

障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年、国体と同じ会場を使って開催される障害者のスポーツ大会のこと。

繊維産業技術センター (20)

繊維産業（繊維、アパレル、デザイン）に関する研究・支援を行う県の研究機関。

セーフティネット(73)

安全・安心を確保するために、行政や個人などがあらかじめ備えておく様々な制度や対策のこと。

総合型地域スポーツクラブ(131, 132)

地域のスポーツ施設を活動拠点に、子どもからお年寄りまで、様々なスポーツをそれぞれのライフステージに応じて継続的に楽しむことができ、相互の交流を図ることができる住民の自主的なスポーツクラブ。

県総合教育センター (122)

教育に関する専門的・技術的事項の調査研究や教職員研修の実施に加え、県民への教育情報の提供や教育相談などを行う施設。

総合周産期母子医療センター (80, 110)

新生児集中治療室などを備え、合併症妊娠や重い妊娠高血圧症候群、切迫早産など、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する周産期医療の中核施設。

ソーシャルビジネス(14)

子育てや高齢者支援など社会的課題をビジネスの手法で解決する活動のこと。

た行

ダイオキシン(141)

塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の過程で生成される有機塩素系化合物のこと。その毒性は発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。

県体験型環境学習センター (138)

環境教育・学習の拠点として、平成15年に「えひめこどもの城」の敷地内に設置された施設。太陽光発電等の再生可能エネルギー施設を備えるほか、年間を通じて、環境学習への支援、環境に関する情報の発信等を行っている。

体験型観光(43, 167)

自然、アウトドアスポーツ、産業、歴史文化、生活などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光のこと。

耐震強化岸壁(105)

大規模地震発生時の緊急物資・避難者等の海上輸送や、震災直後から復旧完了までの貨物輸送機能の確保を目的として、通常の岸壁よりも、耐震性を強化した岸壁。

大・島博覧会(仮称)(44)

広島県や関係市町との連携により、瀬戸内の島々での開催を目指している博覧会。

多文化共生地域(52)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

多目的ダム(93)

洪水調節や水道用水、農業用水、工業用水、水力発電など、複数の機能を兼備したダムのこと。

男女共同参画社会(5, 60, 63, 64)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

県男女共同参画センター(64)

県内における男女共同参画社会づくりのための中核的活動拠点。男女共同参画社会づくりに向けて、各種学習や相談、施設提供等のほか、配偶者暴力相談支援センターとして、被害者に関する各般の問題についての相談、必要な指導等を行っている。

地域医療支援病院(80)

医療機関の連携及び役割分担を図るため、紹介患者に対する医療提供、病床や医療機器の共同利用の実施、地域の医療従事者の研修等を通じ、かかりつけ医等を支援する機能を備えた病院のこと。

地域学校安全委員会(115)

子どもたちが安心して教育を受けられるよう、地域住民が主体となって、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の構築を図るために学校が設置する組織。

地域高規格道路(55, 56, 172)

高規格幹線道路網と一体になって基幹交通体系を形成し、地域の連携・交流・連結を支援するために、2車線以上で概ね60km/h以上のサービス速度が提供できる自動車専用道路又はそれと同等の機能を有する質の高い道路。

地域周産期母子医療センター(110)

産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、母体や胎児、新生児に対する比較的高度な医療を提供できる施設。

地域商社(18)

食品輸出のリード役として、海外での販路開拓活動や本県PR活動を行う地域に根ざした貿易会社。

地域自立支援協議会(72)

地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として市町に設置される組織のこと。相談支援事業の運営評価を実施するほか、困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行う。

県地域新エネルギービジョン(153, 154)

新エネルギーの導入に取り組む場合の手引きとして、本県の地域特性を活かした新エネルギーの開発・導入を計画的に進めていくためのビジョン。

地域づくり団体全国協議会(61)

地域づくり団体の自主的・主体的な活動を支援するため、各都道府県に設置された都道府県協議会により構成された全国組織。地域づくり団体の相互交流の場や、地域づくりに関する情報提供等を行う。

地域包括ケアシステム(69, 70)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを利用者ニーズに応じて適切に組み合わせ、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目なく提供する仕組みのこと。

県地域防災計画(99, 103)

災害対策基本法第40条の規定により、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策における基本方針を定めたもので、震災対策編、風水害等対策編、原子力災害対策編から成る計画。

地域保健(78)

保健所等が中心となり、地域住民がその生活基盤の中で自らの健康の保持増進を図れるように必要な保健技術を提供し、その健康生活を支援していくこと。

地域連携クリティカルパス(80)

急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て、自宅等(地域)に戻るまでの治療経過に従って、それぞれの医療機能を持つ各機関の診療内容や達成目標等を明示した治療計画のこと。

地域若者サポートステーション(24)

二つの状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供する支援機関。

地縁型コミュニティ(61)

自治会等の住んでいる地域に基づくつながりを前提としたコミュニティのこと。

地球温暖化防止県民運動推進会議(139)

県民が一体となって、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくため、県内の企業、団体等の参加を得て平成20年に設置された会議。

県地球温暖化防止実行計画(139)

地球温暖化問題について、県として適切な対応を行うため、本県の自然的・社会的条件を踏まえた県全体の温室効果ガス排出量の削減目標を示すとともに、「県民の暮らしと両立する低炭素社会の実現」に向けた県の取組方針を明らかにした計画。

畜産研究センター(34)

県農林水産研究所のうち、乳牛や肉牛、豚などの家畜を飼育しながら、美味しく安全な牛乳や肉を効率的に生産する技術や、家畜のエサとなる牧草類の生産や利用技術、環境を保全する技術、さらにはバイオテクノロジーなどの先端技術に関する研究を行う機関。

地産地消・愛あるサポーター制度(37)

地産地消の趣旨に賛同する生産者や消費者、食品流通・加工、外食産業などの食品に携わる関係者がサポーターとなり、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用拡大に向けた活動を通じて、地産地消のネットワークを築くことを目的に、平成15年12月に創設された制度。

知的財産(19, 20)

人の知的・精神的活動の所産。知的財産基本法では、発明・考案・植物の新品種・意匠・著作物などの知的創作物、商標・称号などの事業活動に用いられる商品・役務を表示するもの、営業秘密などの事業活動に有用な技術上・営業上の情報と定義している。

知の循環型社会(125, 126)

県民一人ひとりの学習成果を、ボランティア等により社会に還元することで、個と社会の学びが循環し双方の教育力が相乗的に高まっていく社会のこと。

地方財政措置(173)

地方債や地方交付税など国による地方への財政的・制度的支援のこと。

着地型観光(163)

旅行者を受け入れる側の地域(着地側)が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営している観光のこと。新たな観光素材の掘り起こしや地域住民との連携など、地域振興策としても注目されている。

中央構造線(161)

関東から九州へ、西南日本を縦断する日本最大級の断層。四国地方では、徳島市から吉野川北岸を走って三好市に達し、川之江・新居浜のすぐ南側を通り、砥部町から双海町を通り、佐田岬半島北側の沖合を通り豊予海峡に入る。

中間支援組織(62)

資金、人材、情報などの資源提供者とNPO等の仲介、NPO等のネットワークの構築促進などの役割を担う組織のこと。

中四国サミット(176)

中四国地方の発展と飛躍に向けて、共通する課題や施策について意見交換を行うため、平成元年から開催されている会議。中四国9県の知事及び中国・四国の経済連合会会長の11名で構成。

中小企業労働相談所(26)

中小企業の労働者及び使用者からの労働問題全般についての相談に応じ、中小企業における労使関係の安定と近代化を促進することを目的として、各地方局・支局に設置されている組織。

超高速ブロードバンドサービス(88)

ハイビジョン級の映像が受信できる下り最大速度30Mbps以上を想定したブロードバンドサービスのこと。

鳥獣害(31, 32, 168, 171)

野生の鳥や獣が人間の社会活動や自然環境に対して及ぼす被害のことで、鳥獣被害ともいう。広義には、生活環境、農林水産業、生態系に対する被害一般を指すが、狭義には、農林作物等の食害や農地が荒らされる被害等を指すことが多い。

庁内公募制度(176)

職員が希望する分野で活躍できるよう、自ら取り組みたい業務等について人事担当課へ直接申し出る制度。

チームえびず(20)

中小企業や創業者の悩みや課題にワンストップで対応し、地域における支援機関の力を総動員したきめ細かな支援を行う愛媛県独自の体制。「えひめ ビジネス サポート ネットワーク」の略称。

通過交通(96)

ある地域を単に通るだけで、その地域内には目的地を持たない交通のこと。

津島道路(仮称)(172)

愛南町柏から宇和島市津島町岩松に至る道路で、宇和島道路に接続する延長10.3kmの高速自動車国道(四国横断自動車道)に並行する一般国道の自動車専用道路のこと。

津波ハザードマップ(104)

津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難路等の防災関連情報を加えた地図のこと。

津波避難ビル(104)

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する建物のこと。

低炭素ビジネス(6, 20, 152, 155)

地球温暖化の原因とされるCO2等の温室効果ガスをキーワードとするビジネス活動のこと。

デフレ(13)

物価が持続的に下落していく経済現象であるデフレーションの略称。

デマンド交通(58, 164)

電話予約などの利用者ニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のこと。路線バスやコミュニティバスが定時定路線の運行を行うのに対し、需要に応じた運行が可能だが、利用する際には事前登録が必要。

県動物愛護センター(92)

「人と動物が共生する豊かな地域社会づくり」を目指して、犬やねこなどの身近な動物に関する知識や情報の提供、動物とのふれあい教室の実施など動物愛護精神の普及啓発を推進する拠点となる施設。

動物由来感染症(92)

狂犬病やトキソプラズマ症など、動物から人に感染する感染症の総称。

道路のバリアフリー化(58)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称 バリアフリー新法)に基づき、誰もが、より安全・快適に移動できるような道路整備を進めること。

ドクターヘリの運用(82)

消防機関からの要請に基づき、医師等が消防防災ヘリコプターに搭乗して救急現場に出動し、救命救急措置その他の医療行為を行うとともに、必要に応じ患者を医療機関に搬送することをいう。

特別支援教育(6, 114, 119, 120, 121)

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育のこと。

特別支援教育コーディネーター (119, 120)

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

土砂災害防止施設(105)

豪雨や地震等による土石流、がけ崩れ、地すべりの自然災害から、人命及び財産を守るための施設。具体的には、砂防設備(砂防えん堤など)、急傾斜地崩壊防止施設(擁壁・のり面保護など)、地すべり防止施設(地下水排除施設など)がある。

トップアスリート(129, 134)

オリンピックや世界選手権出場レベルのスポーツ選手や、各競技の世界ランキング上位者のこと。

トップセールス(16, 37, 38, 40, 46)

社長や行政府の首長などの組織の首脳が、自ら宣伝マンとなって売り込むこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)(63, 64)

夫婦や恋人など、親密な関係にある又はあった間柄で起こる暴力のこと。

な行

南海地震(3, 81, 101, 103, 105, 171)

紀伊半島の紀伊水道沖から四国南方沖の南海トラフを震源とする周期的な巨大地震の呼称。

南レク公園(172)

南予地方の美しい自然と豊かな民情にあふれた風土を背景に、活力ある地域社会を建設するため、各種レクリエーション施設を整備した公園で、日本庭園「南楽園」、南レクオートキャンプ場、宇和海展望タワー等がある。

認知症疾患医療センター (70)

認知症に関する鑑別診断や急性期医療、地域連携、情報発信、専門医療相談等を行う専門医療機関。都道府県・政令指定都市が指定する。

ニート(23, 24, 111)

Not in Education, Employment or Trainingの略。15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者の通称。

農業集落排水(144)

農村(農業振興地域)における生活排水処理施設のこと。下水道よりも小さい規模で、数集落単位で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻している。

農商工連携(19, 20, 163)

農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、有機的に連携することで、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大など、新たなビジネスに取り組むこと。

県農林水産研究所(33, 34)

農林水産分野(農業・果樹・畜産・林業・水産の5部門)に関する試験研究を行う県の機関。平成20年度に各分野の連携強化、企画調整機能の強化を図るため、農業試験場、畜産試験場、林業技術センター、水産試験場などの10機関を統合して発足した。

は行

ばい煙(144)

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をいう。

バイオディーゼル燃料(153)

使用済み天ぷら油等の植物性油脂等を原料にして得られる液体燃料で、化石燃料から作られた軽油の代わりに使用することができる。

バイオマスエネルギー (151)

動植物に由来する有機物(化石燃料を除く)であって、エネルギー源として利用することができるもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

県廃棄物処理センター (142)

県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的として、平成5年9月に設置。市町や民間事業者等の適正処理困難な下水道汚泥や焼却灰等、全国で初めて微量PCB廃棄物を受入れて焼却・溶融処理し、廃棄物の安定処理や減容化を実施している。

ハザードマップ(104)

洪水、高潮、土砂災害等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図のこと。

はだか麦(161)

大麦の一種。実ともみが離れやすいことから「はだか麦」と呼ばれ、麦みそや麦ごはん、焼酎の原料などに用いられる。本県は、生産量全国1位。(西条市や東温市などが主な産地。)

発達障害(71, 119)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害をいう。

パラグライダー (150)

パラシュートの傘を横長の袋状とし、ハングライダーの要領で山の斜面を駆け降りて滑空するスポーツ。

バリアフリー対応型信号機(96)

高齢者や障害者の安全な道路通行のため設置される、①歩行者用青信号の表示開始又は青信号の継続を音響で知らせる信号機、②高齢者、障害者が通常要する歩行者青時間を確保する信号機、③青信号の残り時間を表示する信号機、④歩行者と車両の通行時間を分離する信号機、の4つ。

萬翠荘(127)

大正11年に旧松山藩主の久松家が建設した洋風住宅。本格的なフランス・ルネサンス様式による近代の住宅建築であり、平成23年11月に国の重要文化財に指定されている。

ハンセン病(66)

感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性的細菌感染症で、「らい病」と呼ばれ遺伝病のように考えられていた時代もあった。明治6年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれている。

ひきこもり(78, 111)

社会的参加を回避して自宅等にこもり、家族以外と親密な対人関係を持ってない状態が概ね6か月以上続いている状態のこと。

媛っこ地鶏(33)

畜産研究センターで「伊予路しゃも」の雌と農林系ホワイトプリマスロックの雄を交配させて開発した鶏。飼育しやすく、脂ののった良質な肉質とコクのある肉の旨みが特長。

ヒューマンエラー (144)

事故や災害につながりかねない人的原因による機械や装置、システムなどの誤作動のこと。

ファシリティマネジメント(174)

土地、建物、設備などの財産について、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう、経営の視点から戦略的に保有・運用・維持などを行う管理手法のこと。

フィルムコミッション(40)

映画やテレビドラマなどのロケーションを誘致するために、ロケーション撮影に関する地域の情報提供、公共施設の使用手続きなどを支援すること。

フォローアップ(163)

ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。アクションプログラムにおいては、企業の状況を把握し、必要な支援等を行うことをいう。

福祉コミュニティ (73, 74)

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、支援を必要とする人々を、自らの積極的な参加により支え合う地域社会をいう。

福祉サービス第三者評価事業(74)

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価のこと。

福祉バス(164)

高齢者等が福祉施設及び病院を利用する便宜を図るために、定められた路線を運行するバスのこと。

不在村森林所有者(149, 157)

所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人のこと。

ブラッドオレンジ(34)

イタリア原産の果実。主な品種として「タロッコ」、「モロ」があり、赤い果肉が特徴のオレンジ。本県においても南予地方を中心に栽培されている。出荷時期はタロッコが4～5月、モロが3～4月。

振り込め詐欺(97)

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺の総称。

武力攻撃事態(101, 103)

我が国に対する外部からの武力攻撃（弾道ミサイル攻撃など）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

フリーゲージトレイン(53, 55, 56)

車両の車輪幅をレール幅に合わせて自由に変えることで、新幹線（標準軌）と在来線（狭軌）の両方を走行することができる電車のこと。

フリーター (24)

15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意思のある無職の人。

ブログ(111)

個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称。

プロフ(111)

「プロフィールサイト」の略で、ウェブ上に自分のプロフィールページを作成・公開できるサービスのこと。

ブロードバンド(51, 87)

光ファイバーやADSL、CATVといった、高速通信の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、そこで提供される大容量のデータを活用した通信サービスのこと。

紅まどんな(33, 165)

県農林水産研究所果樹研究センターで育成したかんきつの変種（商標権は全農えひめ）。愛媛果試第28号。果皮が薄く滑らかで濃い紅色をし、ジューシーでゼリーのような食感が特長。出荷時期は12月。

ヘルスツーリズム(167)

自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体にやさしい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態のこと。医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。

遍路文化(46)

四国にある弘法大師ゆかりの88か所の札所霊場を巡る、全長1,400kmに及び寺院巡礼にまつわる有形・無形の文化のこと。

ベンチャー企業(19, 20, 37)

新技術や高度な専門知識などを活かし、開発リスクを伴いながら、創造的な研究開発・新商品開発などの新事業に取り組み、成長しようとする中小企業のこと。

保安林制度(158)

水源のかん養、災害の防備、その他公共の目的を達成するため、特定の森林を保安林に指定し、その保全と適切な施業を確保することによって、保安機能を維持増進するための制度。

防災拠点港湾(106)

災害時の避難者の搬送や緊急物資などの物流等を維持・確保するために拠点となる港湾のこと。

防災士(103, 104, 167)

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認証した人のこと。

県防災メール(103, 104)

地震・津波情報、気象注警報、土砂災害警戒情報や河川洪水予報、国民保護情報などの防災情報や県からの緊急のお知らせを、事前に登録された携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービス。平成22年12月から運用を開始。

放置森林(29)

林家の経営意欲の減退や、担い手不足等から、適切な管理がされず、手入れが放棄された森林のこと。

ポテンシャル(165)

潜在的な能力、可能性という意味。

ま行**学び舎えひめ悠々大学(125)**

県、市、町、大学等の高等教育機関、NPOなど様々な学習機会を提供している機関・団体が連携して、県内全域を一つの学び舎(大学)として県民の生涯学習を総合的に支援する仕組みのこと。

マネジメントシステム(176)

組織運営の方針や手段等を管理し、継続的に改善するための体系・制度のこと。

見える化(104, 140)

何か基本になる情報やデータを提示することで、自ら気づき、問題意識を高め、自ら改善する努力を促す仕組みをつくることをいう。なお、104号(施策34)においては、津波浸水範囲や水深などを提示し、視覚に訴えて住民に津波への注意喚起を促すことをいう。

みかん研究所(34)

温州みかんをはじめとしたかんきつの新品種や栽培技術の開発を行う試験研究機関。県農林水産研究所の一機関。平成19年4月に開所。

緑のカーテン(140)

窓際にゴーヤー、アサガオ、ヘチマ等を茂らせることで、窓を緑で覆い、夏の日差しを遮り、葉の蒸散効果も合わせて室内を涼しく保とうとする取り組み。

身の回りの放射線測定体験教室(100)

放射線の性質や影響等について、親子で体験的に学べる教室。平成14年から毎年夏休みに実施。

無縁社会(73)

家族、地域、会社などにおける人との絆が薄れ、孤立する人が増えている社会のことをいう。

メガソーラー(154)

1メガワット(1千キロワット)以上の発電能力を持つ大規模な太陽光発電所のこと。一般家庭の屋根に取り付ける発電装置(2～4キロワット)に比べ、数百倍以上の能力がある。

メディカルコントロール体制(82)

傷病者が救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間に救急救命士等が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するため、消防機関と医療機関が連携する体制のこと。

メディカル・フィジカルチェック(134)

健康診断や身体測定のこと。メディカルチェックでは、尿検査や血圧測定、肺機能検査等が実施され、フィジカルチェックでは、スポーツ選手の競技力を高めるための科学的な体力測定データが提供されるとともに、そのデータに基づいた評価やトレーニング指導が行われる。

メンタルヘルス(122)

心の健康のこと。また、精神の健康を維持、増進する方策を意味する場合もある。

もうかる漁業(172)

県産水産物の競争力の強化や消費拡大に取り組むとともに、経営の合理化を促進し、高い収益性を実現した漁業のこと。

木質ペレット(153)

バイオマスペレットのうち、木材のおが屑やかんな屑・林地残材などを細粉後、圧縮成型してペレット化したもの。

モニタリングポスト(100)

大気中の放射線の量のうち、ガンマ線を連続して測定する据え置き型の装置。

モータリゼーション(57)

自動車が多く普及し自動車社会が進行すること。

モーダルシフト(56)

陸上のトラック輸送から、より環境負荷の小さい海上輸送や鉄道輸送に転換すること。二酸化炭素排出の少ない環境に優しい輸送が可能となるとともに、大量輸送や渋滞緩和により輸送効率が向上する。

や行**野生動植物保護推進員(147)**

知事から委嘱され、県内の野生動植物の多様性の保全に関する啓発や、野生動植物の保護活動を行う者に対し助言・指導等の活動を行う者。

有害がん具類(112)

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあることから、みだりに所持させないようにしなければならない玩具、刃物その他これに類する物品。

優良リサイクル製品(141)

県資源循環優良モデル認定制度において、県内の企業等が関わって製造加工しているリサイクル製品のうち、廃棄物等の減量化や資源の有効活用に資するなど、他の模範となるものとして認定された製品。

幼保一体化(110)

少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図ろうとする政策のこと。

ら行**ライフステージ(78, 122, 132)**

人間の一生を段階区分したもの。通常は幼年・少年・青年・壮年・老年期に分けられる。

利水容量(94)

最低水位から平常時最高貯水位（常時満水位）までの容量のこと。この容量に貯めた水を用いて各種用水の供給を行う。

リスクコミュニケーション(92)

食品の安全性を確保するためのリスク評価とリスク管理の過程において、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で、情報や意見をお互いに交換・共有すること。

臨時財政対策債(173)

国における地方交付税原資の不足を補うために県が発行している地方債のこと。投資的経費以外の経費にも充てることができ、その元利償還金相当額は後年度に地方交付税で全額が措置される。

林地開発許可制度(158)

森林の適正な利用を図るため、1ha以上の民有林を開発する際に、あらかじめ都道府県知事に計画を申請し許可を得る制度のこと。

輪番制病院(82)

地域内の病院が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制のこと。

県レッドデータブック(147, 148)

県内の絶滅のおそれのある野性動植物をリストアップし、その希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめたもの。

6次産業化(30, 163, 171)

農林漁業者が生産（第一次産業）に加え、加工（第二次産業）や販売（第三次産業）などにも取り組むことで、所得の増加を図り、農山漁村の活性化につなげようとする。こと。

ローカル鉄道(58)

輸送密度が低く、小規模な地域運送を供する鉄道路線等のこと。

ロールモデル(64)

自分にとって、具体的な行動や考え方の規範となる役割を果たす人物のこと。

わ行**ワンストップ相談窓口(16)**

県内企業からの各種支援相談や県に対する要望、県外企業からの様々な問い合わせに対して、ワンストップで対応する窓口のこと。本県のワンストップ相談窓口は、平成23年4月に開設した「えひめ企業活動サポートデスク」がある。

A**ADHD(119)**

Attention Deficit Hyperactivity Disorder（注意欠陥多動性障害）の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。

AED(82)

Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。心筋梗塞や不整脈等の心疾患により突然心臓が止まった時に電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療機器のこと。

C**CO₂取引制度(155, 156)**

地球温暖化の原因とされるCO₂等の温室効果ガスの排出枠を取引する制度。

CSR(138)

Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略。企業が、自らの経営理念に基づき、企業を取り巻く利害関係者との交流を通じて事業の実施・成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展を確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与すること。

E**EPZ(99)**

Emergency Planning Zone (防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲) の略。原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常放出が発生した場合に、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うための目安となる原子力施設からの範囲 (半径8~10km)。

EV(155, 156)

Electric Vehicle (電気自動車) の略。搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする乗り物のこと。

EV開発センター (156)

電気自動車等のEV (Electric Vehicle) に関する技術開発を目的として、平成22年4月に産業技術研究所内に設置された組織のこと。

G**GIS(158)**

Geographic Information System (地理情報システム) の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示することにより、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムのこと。

GPS(158)

Global Positioning System (全地球測位システム) の略。米国によって運用される地球上の現在位置を測定するための衛星測位システムのこと。

H**HACCP(92)**

Hazard Analysis and Critical Control Point (危害分析重要管理点) の略。食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法のこと。

I**ICT(5, 83, 87, 88, 118, 122, 126)**

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報通信に関する技術の総称であり、日本では同様の言葉としてITが使われている。

J**JV(38)**

Joint Venture (共同企業体) の略。共同で技術・財産などを出し合って一つの有限事業を営むこと。

L**LD(119)**

Learning Disabilities (学習障害) の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものをいう。

N**NPO**

(59, 61, 62, 66, 110, 137, 145, 157, 158, 164, 166, 167, 175)

Nonprofit Organization又はNot for Profit Organization (非営利団体) の略。営利を目的とせず、市民が主体となって世の中のために活動(社会貢献活動)を組織的かつ継続的に行っている民間の事業体のこと。

S**SPEED I(100)**

System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) の略。原子力発電所などから大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境への影響を、放出源情報、気象条件及び地形データを基に迅速に予測するシステムのこと。

愛媛県新長期計画策定会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
○藍場 建志郎	(株)日本政策投資銀行松山事務所長
井口 梓	愛媛大学法文学部特命准教授
池田 隆	(株)いよぎん地域経済研究センター主席研究員
伊東 道子	愛媛県保育協議会会長
井部 健太郎	久万造林(株)代表取締役
大内 由美	愛媛県若年者就職支援センター長
大隈 満	愛媛大学農学部教授
甲斐 朋香	松山大学法学部准教授
桐木 陽子	松山東雲短期大学教授
窪田 理	社団法人愛媛県医師会常任理事
小池 あゆみ	衣サイクル研究会会長
堺 雅子	えひめ障害者就業・生活支援センター所長
白塚 重典	日本銀行松山支店長
園部 修也	(株)愛媛銀行 ひめぎん情報センター上席主任研究員
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
千代田 憲子	愛媛大学教育学部教授
東淵 則之	松山大学経営学部教授
中尾 辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
◎林 和男	愛媛大学副学長・社会連携推進機構長
日野 克博	愛媛大学教育学部准教授
松井 宏光	松山東雲短期大学教授
松本 美紀	愛媛大学防災情報研究センター准教授
水野 裕太郎	(株)アドバンテック経営企画室長
安河内 賢弘	J A M四国執行委員長

◎…委員長、○…副委員長 (任期: H23.4.19～計画策定まで)

氏 名	役 職
秋山 修	日本銀行松山支店長

第六次愛媛県長期計画 「愛媛の未来づくりプラン」 策定の経過

年 月 日	内 容
H23.1.26～2.18	愛媛県の新しい未来を描くための県民2,000人アンケート
H23.2.1～2.28	「みんなでかなえる愛媛の未来!」募集
H23.4.25	第1回愛媛県新長期計画策定会議
H23.5.20	愛媛県新長期計画地域別懇談会（南予地方局管内）
H23.6.1	トップミーティング（県内市町長との意見交換、議題：愛媛県新長期計画について）
H23.6.10	愛媛県新長期計画地域別懇談会（東予地方局管内）
H23.6.17	愛媛県新長期計画地域別懇談会（中予地方局管内）
H23.7.11	第2回愛媛県新長期計画策定会議
H23.7.13～8.2	長期ビジョン編（案）に対するパブリックコメント
H23.7.20～9.9	「えひめ児童・生徒未来画コンクール」募集
H23.8.4	長期ビジョン編（案）に対する市町への意見照会
H23.8.23	第3回愛媛県新長期計画策定会議
H23.8.26	愛媛県新長期計画地域別懇談会（東予地方局管内）
H23.8.30	愛媛県新長期計画地域別懇談会（南予地方局管内）
H23.9.6	第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン～長期ビジョン編～」の決定・発表
H23.9.8	愛媛県新長期計画地域別懇談会（中予地方局管内）
H23.10.24	「えひめ児童・生徒未来画コンクール」最優秀賞受賞者表彰式
H23.11.4	第4回愛媛県新長期計画策定会議
H23.11.7	アクションプログラム編（案）に対する市町への意見照会
H23.11.10～12.2	アクションプログラム編（案）に対するパブリックコメント
H23.11.12～12.28	「えひめ児童・生徒未来画コンクール」作品展（県内5箇所）
H23.11.21	平成24年度重点戦略方針の策定
H23.12.12	第5回愛媛県新長期計画策定会議
H23.12.19	第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン～アクションプログラム編～」の決定・発表



第六次愛媛県長期計画

愛媛の未来づくりプラン

～アクションプログラム編～



お問い合わせ先

愛媛県企画振興部管理局総合政策課
TEL:089-912-2230 FAX:089-921-2002
Eメール sougouseisak@pref.ehime.jp
<http://www.pref.ehime.jp/>